

卷五 小荷駄押 第七 物 見 第八

卷六 陣 營 第九

卷七 接 戰 上 第十

卷八 接 戰 下 第十一

卷九 攻 城 上 第十二

卷十 攻 城 下 第十三

卷十一 籠 城 上 第十四

卷十二 籠 城 下 第十五

以上のうち「前論」においては、撫御・土着・實武の三重要事項の大體が掲げられ、「撫御」においては、番頭・物頭等の頭分は武道に練達し、簡黙質直沈毅にして物に動ぜず、古代よりの歴史に精通して撫御の参考とせざるべからずと説き、兵法の大事はこの撫御より專要なるはないと主張されてゐる。撫御の方針は、軍士をして盡忠報國の赤誠を懐かしめ、諸藝の教育は諸士の特性に應じて一藝に秀でしめるのを專とした。しかしながら、軍士の最大價値は戰場における勇壯行爲にあるので、軍士をして武藝中の一藝に練熟せしめるのが武教の本旨であつた。撫御の要訣は従つて一騎前の訓練となる。そこで「一騎前」十七個條となるのだが、それらの壓巻と思はれる第十六條は左記の通りである。

一騎前ノ心得ハ敵ニ當リテ勇壯ナルヲ極意トス。越後流兵法(『武門要鑑抄』)ニ「眞精ノ鋒先ハ鳴動ノ中ニ章疾」(註、「章疾」とは「勝利」の義)ト云ヒ、又同書ニ遮神劍ト云フコト有リ。此譯ハ接戰ノ時ニ臨デハ前へ掛リニ進ンデ、己ガ兜ヲバ敵ノ双劍ニ委任セテ無心ト爲リ、無二無三ニ敵陣中へ飛ビ込ミテ相手ヲ撰バズ切テ廻ルヲ云フ。斯ノ如クスルトキハ軍神コレヲ賞シ給ヒテ、敵ノ劍ヲ遮テ我身ニハ必ズ禍害ナシト云フ義ナリ。是軍士ヲ無心ニ爲テ敵中へ打込シムル教ナリ。

又蜂須賀家ニテ軍士ニ勇戰ヲ勸ムル歌有リ。曰ク「振り上る太刀の下こそ地獄なれ尙踏込や前は極樂」ト。此等ヲ一騎前ノ敵中ニ勇進スルノ主意トシテ、進デ死スルヲ榮トシ、退テ免ル、ヲ辱トスルコトハ、何レノ兵學家モ一般ノミ。

一騎前の接戰秘訣を越後流遮神劍と蜂須賀家信奉の武術秘歌とに取つた信淵の着眼はさすがに卓絶してゐる。遮神劍の意味は『武門要鑑抄傳解』のうちに「我身は神のさへぎりに任せ、我身は少もかまはず、たゞ太刀を持行、踏込で膝を折敷、(膝をつくとかさるは時節による也)敵の胴はづれの氣海の所をつき通す也。」と別に説明されてあるのによつて一層明瞭となるが、そこに一騎前戦法即ち武藝の極意が遺憾なく闡明されてゐる。信淵の本意も蓋しそこにあつたのであつて、虚武を排して實武を推し、道場武術を棄て、戰場武術を目指した信淵の一騎前兵法主張の精神は躍如としてゐる。

かくして『兵法一家言』の精髓は「接戰」上下二巻に見出される。接戰こそ信淵實武兵法の中核であつて、信

淵自負するところの家傳八般の戦法がその重要な一例だ。この八般の戦法は信淵の先祖信亮（のりゆき）の式信（しきのぶ）といふ（『兵法一家言』によれば、信亮は出羽國雄勝郡深堀・大戸淵兩橋の主で武學の造詣深く門人多かつたといふ）が奥羽における小持合の體驗から工夫したもので、(1)兩懸 (2)手詰懸 (3)玉碎 (4)指矢懸 (5)乘崩 (6)獨輪車 (7)駒倒 (8)長柄倒——は一騎前教練の集團的應用であつて、家傳兵法の特色が遺憾なく發揮されてゐる。

以上の戦法はいづれも勇猛果敢な接戦戦法であつたけれども、決して暴虎馮河の戦法ではなく、大膽小心の戦法であつた。といふのは、例へば兩懸・玉碎の二戦法について見れば、いづれも接戦直前まで楯が使用され、これによつて敵彈を防止すると同時に、鐵砲發射の氣持を出來得る限り抑制して滿を持し、十四五間に迫つて始めて射撃を開始し、接戦の時機到達するや否や、鐵砲を背負ひ、刀槍をもつて一氣呵成に敵中に突入する戦法であつたからである。さうして信淵がこの家傳八般兵法を強化するために楯の復興論者となつた事實は、接戦戦法における信淵の周到綿密性を裏書するものでなければならぬ。

しかしながら、信淵兵法の特色たる接戦の妙味は、西洋人に對する場合特に著しく現はれるものであるから、節を改めてこれを詳述しようと思ふ。

四 信淵の對西洋兵法觀

信淵は「古來仕來ノ戦法ヲ能ク熟知スルトキハ、新奇ナル仕方ヲ工夫スル按根ト爲ル者ナレバ、云々。」（『兵

法一家言』接戦下）と述べ、傳統と革新との兩立を肯定した。即ち彼れは日本流兵法を著しくは家傳兵法を尊重しながら

兵法ト云フ者ハ元來活物ニテ、時ニ從ヒ變化シテ定規アル者ニ非ズ。柱ニ膠シ株ヲ守リ死法ニ縛ラレテ流儀ヲ立ツル雜兵家ノ企テ及ブベキ所ニアラザルナリ。（『兵法一家言』大銃操練）

と論じて兵法活物論を主張したが、この本意は日進月歩の西洋兵法に對抗するためであつた。

信淵の對西洋兵法觀就中對英對魯兵法觀の規模は甚だ大きい。信淵の「僕ガ防海ノ第一策」即ちカムサツカとオホツカとの占領を絶對必要とした彼れの對露策にしても、「僕ガ防海ノ第二策」即ち南海諸島の占領を主張した對英策にしても、（信淵著『防海策』（文政五年）参照）英國の世界政策に對するために皇道世界政策を獅子吼した宇内混同策（『混同策』（文政五年）参照）にしても、同じく英國の世界政策に對抗するために主張した日支提携を樞軸とする大陸政策（『存華機略』（嘉永二年）参照）にしてもいづれも廣い意味における兵法である。また軍艦・砲臺を海防の二要素とし、江戸灣防備を日本國防を中心とした信淵の海防策も兵法である。さらに信淵が大船嚴禁・經濟的窮乏の時代において餘儀なく唱へた小船主義の兵法、即ち自走火船・異様船・新製小艇の使用における獨特の水戦法（信淵著『三銃用法』自走火船製造法、異様船製造法、新製小艇放銃法、参照）にしても、同じく特筆さるべき兵法である。

流星火藥を裝填した退走炮を船尾に附着し、その爆發の反動によつて前方に自走する自走火船は、三連・五連・七連・十連の聯結によつて敵の軍船を圍繞し、これを燒却する目的のために考案された。異様船と新製小艇

とは、一種の砲臺船であり。西洋における浮砲臺よりも疾走自在であつて、信淵獨特の小船巨砲主義の理想のあらはれであつた。勿論信淵の眞の理想は鐵張大軍船の製造にあり、軍船を主力とし前記小船をその羽翼とするにあつたのであるが、それが許されない場合と雖も小船によつて最大効果を發揮しようとしたところに、信淵獨特の攻撃戦法が見られる。

しかしながら、われらは陸戦法における信淵の對西洋兵法觀を主なる問題とする。信淵は洋兵の侵寇を撃破するための妙法を家傳独自の「接戦」に求め、接戦の前提として一隊轉戦法と戰車戦法とを提出した。

一隊轉戦法といふのは、信亮以來家傳の巻物によつて傳へられた極秘戦法のことである。信淵の説明によれば、それは「一隊五百人五段備轉變ノ戦法」、「僅ニ一隊五百人ヲ提ゲテ百萬ノ大敵ヲ敗ルベキ秘訣」であり、即ち邦人特有の攻撃精神を満足せしめる寡戰の極意であつて、敵の大軍が廣正面において展開し得ない地理を利用し、五段備の各隊は奇正交替し、持柄をもつて小銃を放發しつゝ敵陣に接近した後、長刀若しくは腰刀をもつて突撃する特殊な戦法である。その際最も有效な役割を實施するものは四番手であつて、この手は越働きによつて敵の本陣を奇襲し、勝を一氣に制するのである。(信淵著「一隊轉戦法」(天保四年)参照)

一隊轉戦法は信淵の得意とした對西洋兵法だが、それよりもつと堅確であり、今日の知識として回顧されるものは戰車戦法である。即ち信淵が家傳八般の戦法と一隊轉法と共に三幅對をなすところの大銃車戦法に改良を加へた行軍砲戰車戦法がそれだ。行軍砲戰車(砲臺戰車或は箱橋車とも呼ばれた)は信淵が文化四年阿波藩滞在中に考案したものであ

るが、その構造は鐵板で外面を包まれた箱橋とその左右に結びつけられた兩翼橋と箱の上部に設けられた二枚の上橋と敵彈の力を緩和する簀橋をもつて保護され、そのなかには目方二百五十匁乃至三百匁の彈丸を發射する尻装筒が安置され、左右兩翼橋には四個乃至六個の十匁彈筒が助筒として設けられ、橋の狭間を通し發射されて得る装置になつてゐた。この戰車一個に配當される人員は約二十人(大地打一人、戰士十五人、車方四人)であり、箱橋のなかには彈藥をはじめ車兵十日分の食糧が積載される筈になつてゐた。

行軍砲戰車の箱橋は厚さ三寸の木板に厚さ二分乃至三分の鐵板を甲被したもので、小銃・小加農・小白砲の彈丸には堪へることが出来るが、大口徑の砲に抵抗することが困難なので、この缺點を補ふために信淵は別に簡素ながら効果のある疊橋車(抵抗を増すために疊橋を用ひたので疊橋車と稱された)を考案作製した。

以上の行軍砲戰車・疊橋車を使用する信淵の戰車戦法(三銃用法論「水陸戰」法條「水陸秘訣」参照)は、日本兵法の極致である接戦、即ち突撃・格闘に至るまでの準備であり、結局西洋の益華兒多戰法に對抗するためであつた。益華兒多戰法といふのは、信淵によれば、入爾瑪尼亞(セルマニア)(獨逸)皇帝益華兒多によつて考案された特殊の戦法のことである。

〔註〕 信淵のいふところの益華兒多は一六七一年にトルコ軍を破つた獨逸皇帝となつてゐるから、年代から見ればレオポルド一世(在位一六五八年—一七〇五年)に當るわけだが、發音上アンバルド(アンハルト)をレオポルドと見るのは甚だ無理であり、筆者はこれをプロシヤのアンハルト・デッサウ公レオポルド一世(一六七六年—一七四七年)と斷定した。(第二十九章二)

然らば問題の益華兒多戰法とは一體どんなものか。益華兒多戰法といふのは、刀劍弓槍の舊兵器一切を廢し

て、銃砲使用に徹底し、併せて劍付銃を使用する戦法のことであるが、本邦における同戦法の先覚者高島秋帆は文政年間和蘭人を師として同戦法を學び、天保十二年武州徳丸原の銃砲演練にこれを實施した。しかしながら、信淵は益華兒多戦法をそのまゝ踏襲した高島の態度に慚らないで、その不満を次のやうに吐露してゐる。

西洋ノ戦法ヲ學デ西洋人ト戦ハント欲スルガ如キハ大ニ誤テリ：昔シ益華兒多兵法ヲ變ジテ大敵ヲ打破レリ。然レバ今又此ヲ變ジテ「アンハルド」ノ法ヲ打破ルベシ。〔陸戦法秘訣〕

即ち信淵は益華兒多戦法を模倣することなく、これを撃破するために獨特な日本流兵法を考案した。前述したやうに、信淵は獨創的な行軍砲戦車若しくは疊桶車の掩護の下にわが戦士をして出来る限り敵陣に近接せしめた後、長刀・腰刀をもつて各戦車の間隙から突出せしめ、一舉に敵を粉碎せしめようとしたのである。それは信淵独自の戦車戦法と日本固有の接戦との綜合であつて、信淵の所謂「本邦勇猛ノ血戦ヲ以テ傑點ナル西夷ヲ「ヘシ」打ニ難登シ一敗塗レ地シムルノ戦法」〔陸戦法秘訣〕である。信淵の對益華兒多戦法の詳細は『陸戦法秘訣』に記されてゐるから參照を乞ふ。

信淵の攻撃戦法への徹底は大體上述の通りだが、われらはさらに彼れの雄大な護國論〔實武一家言〕を回顧する必要がある。信淵の國防策における假想敵は英魯兩國であつたのであるが、この場合彼れは護國の要旨を他國攻伐とし、豐太閣の政策に絶對共鳴して次のやうに論じた。

豐臣關白秀吉公朝鮮國ヲ征伐シテ其國王ヲ追出シ、大明國ノ大軍ト戦ヒ數々是ヲ打破リ、其威ヲ世界ニ轟セ

リ、其後慶長十四年ニ肥前國島原ノ城主有馬修理太夫晴信亞馬港船ヲ燒打シテ、波爾杜瓦樂國ノ人數四五百ヲ長崎ノ西海ニ燒沈タリ。此頃薩摩ノ國主島津修理太夫義久水軍ヲ出シ南海ノ諸島ヲ經略シ、次第ニ南征シテ琉球國ヲ攻打、終ニ其王ヲ降シ琉球ヲ薩摩ノ屬國トセリ。二百年以前迄ノ日本ノ武威ハ萬國ノ震ヒ恐レタル事ナリ。元來其時代ノ人ハ何レモ軍事ニ老練ジ、極テ血戦ニ勇猛ナリシヲ以テ、西洋諸國ノ夷人等モ皆其評判ヲ傳ヘ聞テ、今ニ其餘威ヲ畏レ、敢テ手ヲ出ス事能ハザル事也。是ニ由テ是ヲ觀レバ、秀吉公ノ朝鮮ヲ征伐有シハ、日本總國ニ於テ無窮ノ大功タル事ヲ知ル、盛ナル哉。〔實武一家言〕

信淵は宇内混同策が護國の第一義であることを確信し、幕末期において秀吉を景仰しつゝ、その雄大な理想を兵法觀の要髓としたのである。

五 信淵の武學觀の特色

信淵の日本流武學觀はその日本學的自覺から出發してゐる。さうして、それは恰かも彼れの日本學意識が「我家ノ學則ハ古今ニ貫通シ、和漢印度ノ道學ヲ融會シ、然シテ此ヲ高皇產靈神ノ天地ヲ鎔シ給ヒタル神意ニ折衷シタル者ナリ。」〔經濟要略〕に見られる家學の傳統精神であつたやうに悉く家傳を出發點としてゐる。信淵の思想は必ずしも排外的ではなかつたけれども、外國の長を攝取するといふ以上に、飽くまで日本流を骨髄としてゐたのが特色だ。この事實は上來述べ来たところによつて大體知られる筈だが、私はさらに『存華挫狄論』〔嘉永

二年)における金玉の辭をこれに加へようと思ふ。

われらは信淵が「神武天皇開國ヨリ 應神天皇ノ御世ノ後モ神世ノ餘風ニテ神恩君恩報謝ノ爲ニハ身命ヲ捨テ働ク事世上一圖ナル國俗ナリ。是ヲ和魂實公語ト名ク。」(『存華挫狄論』)と書き遺した死の前年における善言のうち、信淵の和魂即尊皇精神への徹底觀を把握すべく、また「恐レ多クモ日本ハ 天照大神ノ皇孫ノ君タリ給ヒシ以來、常盤ニ堅盤ニ天祿ノ無レ彊カルベキ御誓ニテ、全國ノ蒼生凝リ固リ、一圖ニ天皇ニ仕奉リタル和魂ナリシモ、聖德太子ノ佛ヲ尊敬スベキノ教ヲ勸メ給ヒ：其後僅六百年餘ノ間ニ、神世以來皇國一統國君ノ御爲ニハ身命ヲ捨テ奉仕事ニ凝リ固リタル和魂ハ變化シテ佛魂ニ爲リ、天皇上皇ノ島流シト爲ルヲ見テモ、隣家ノ翁ノ旅行スルヲ見ルガ如キニ至レリ。」(『存華挫狄論』)は、信淵の和魂即尊皇精神の再強調であると同時に、武家政治に對する痛評、北條執權罪惡の糾弾にほかなかつた事實を認識することができる。

信淵の尊皇思想の純一無雜は以上の力説によつて明瞭に立證された筈である。従つて彼れの武士道觀が尊皇思想の上に立つてゐたであらうことは自明である。また彼れの兵制觀の神髓が尊皇思想を根柢としてゐたのはさきに詳述した通りである。さらに彼れの兵法觀が日本獨特の攻撃精神と短兵接戦とに徹底しきつてゐた點に、われらは日本流兵法の本質を認知することができる。

〔乙〕信淵の皇戰觀

一字内混同(皇道世界新秩序建設)を目的とす

『天柱記稿』(文政二年)『天柱記』(同五年)『經濟要略』(同年)『混同秘策』(同六年)(西紀一八二三年、その年)を執筆した五十一歳から五十五歳に至る時代は、皇國中心世界觀の意識に透徹する信淵の大自覺期であつた。それらのうち特に注意さるべきものは、『混同秘策』(『字内混同秘策』)における信淵の字内混同即ち世界混同意識である。『混同秘策』は信淵自身が告白してゐるやうに『經濟大典』(文政五年)『天刑要錄』(同年)と共に三位一體をなすべきものであると同時に、『經濟大典』における産靈の神教、即ち世界萬國の蒼生を救濟すべき經濟と、『天刑要錄』における天皇中心臣民皆兵制とを取り入れたところの、それ自身において渾一體をなした不朽の名著である。もつと精確にいふなら、同書は信淵の全著述中の壓巻であると同時に、全著述の全要素を渾成したところの一大豪華版であり、信淵がこの一書を彼自身の永久の記念碑とするために心血を注いで執筆した最高傑作であると見られるであらう。

信淵は同書前段の混同大論の結末に

予深く上天煦育ノ大恩ニ感ジ、竊ニ六合ヲ括囊スルノ意アリ。然レドモ奈セン、家貧ニシテ年ノ老タルコトヲ。於是乎此書ヲ筆記シ、題シテ混同秘策ト名ケ、聊カ以テ晩遠ノ鬱憤ヲ寫シ、固封シテ兒孫ニ遺ス。嗟乎後來ノ英主宇内ヲ鞭撻スルノ志アル者ハ、先ヅ此編ヲ熟讀セバ思ヒ半バニ過ギン者ナリ。

と述べて六合括囊の大抱負を掲げ、百年後の知己を待つべく、同書を固封して兒孫に遺したのであるが、その本心を吐露した偽らざる告白は、切々として人に迫るものがある。信淵は六合を括囊せよとの産靈の神教、即ち八紘一字の國是即ち今日謂ふところの皇道世界新秩序建設の理想の斷絶せんことを恐れ、「今ノ世ニ當テ此道ヲ講究セル者ヲ求ンニ予ヲ措テ誰ゾヤ。是レ經濟大典・天刑要録及ビ此書ノ作ノ止ムコトヲ得ザル所以ナリ。」(『混同秘策』混同大論)と喝破して、産靈の神教を奉じて宇内混同策を講究する第一人者を以て任ずるの大自然を表明してゐる。

然らば信淵の意味した宇内混同とはなにか。左思文に「一ニ八方ニ混同。極ニ風采之異觀。」とあるが、信淵はさらにこれを『混同秘策』前論混同大論のうちに日本化して、「産靈ノ神教ヲ明ニシテ以テ世界萬國ノ蒼生ヲ安ズルハ、最初ヨリ皇國ニ主タル者ノ要務タルコトヲ知ル。曾テ予ガ著シタル經濟大典及ビ天刑要録等ハ、悉ク産靈ノ神教ヲ講究シタル書ニシテ、即チ全世界ヲ安集スルノ法ナリ。」と記し、そのやうに世界萬國の蒼生を濟救し、全世界を安集するのが宇内混同の本義であると説いてゐる。嚴密にいへば、宇内混同または世界混同は、政治的な所謂世界統一とは意味を異にし、世界統一をもつて單なる手段とするのである。即ち信淵の意味する宇内混同は、これを今日の言葉において表現すれば、皇道を世界に宣布し、八紘一字の理想を實現すること、即ち皇道に即する世界新秩序を建設し、所謂皇道世界維新を實現することである。

信淵の世界統一の意思を最も早く表明したものは、文化五年(信淵四十歳)阿波藩の大夫集堂惟寅に呈した『西

洋列國史略』の附録『防策策』である。同書に見る信淵の英魯兩國の世界政策を相手どる對策は、世界統一を目標とする世界政策であつた。さうしてこの世界統一から宇内混同への轉換は、『天柱記稿』(文政二年)『天柱記』(同五年)の叙述に見出される。信淵が『天柱記』上巻において「此書ヲ名ケテ天柱記ト曰フ者ハ、畢竟ハ瓊矛ノ神理ヲ講究スルガ故ナリ。所謂天柱ハ即チ天瓊矛ナリ。」と述べてゐるやうに、天柱即天瓊矛であり、産靈二神は天瓊矛をもつて天を創造し、諾冉二神は天瓊矛を天柱に見立て、地柱とし、これによつて地球を創造したのである。信淵の規模雄大なる經濟觀、即ち天地を經緯し、經世濟民を目的とする經濟觀は、そこから發足したに相違ない。そこで信淵は本書下巻の末尾に「由テ知ルベシ、日月星辰ヲ曆象シ、天度經緯ヲ明辨スルハ、即是レ神意ヲ奉行シ萬物ヲ發育シ、世界ヲ融通シ蒼生ヲ濟救スル盛業ノ大半ナルコトヲ。誠ニ能此經濟ノ大道ヲ行ハバ、全地球ヲ掌面ニ運スベシ、可レ不講明一哉。」と記述して宇内混同の本義を明辨してゐる。

かくして再び『混同秘策』に歸る。『天柱記』に論ぜられたやうに産靈二神と諾冉二神とによつて天地が創造されたと考へられる以上、宇内混同は皇國に與へられた使命でなければならぬ。また世界の中國たる日本は地理的にもこの使命達成のために好適を極めてゐる。この事情を信淵は『混同秘策』前論混同大論中に述べることに次の通りである。

蓋シ世界萬國ヲ濟救スルハ極テ廣大ノ事業ナレバ、先ヅ能ク萬國ノ地理形勢ヲ明辯シ、從テ天意ノ自然ニ妙合スルノ處置ナケレバ、産靈ノ法教ヲモ得テ施スベカラザルナリ。故ニ地理學モ亦明ニセズンアルベカラ

ズ。今夫萬國の地理ヲ詳ニシテ我日本全國ノ形勢ヲ察スルニ、赤道ノ北三十度ヨリ起テ四十五度ニ至リ、氣候溫和、土地肥沃、萬種ノ物産悉ク満溢セザルコト無ク、四邊皆大洋ニ臨ミ、海泊ノ運漕其便利ナルコト萬國無雙、地靈ニ人傑ニシテ、勇決他邦ニ殊絶シ、其形勝ノ勢ヒ自ラ八表ニ堂々トシテ、天然宇内ヲ鞭撻スベキノ實徴全備セリ。此神州ノ雄威ヲ以テ蠢爾タル蠻夷ヲ征セバ、世界ヲ混同シ、萬國ヲ統一センコト、何ノ難キコトアラン哉。造物主ノ皇大御國ヲ寵愛シ給フコト至レリ盡セリ。

混同と統一との術語の區別、その高低大小の辯別から考へ、宇内混同が信淵の目的であり、世界統一はその手段であつたことが容易に理解される。また弘化四年執筆の『吞海肇基論序』に記されてある嗣子信昭(昇庵)が本書を安濃津侯藤堂高猷に奉呈することを止めよと父信淵を強諫する言葉のうちに見る「實ニ是世界ヲ混同シ萬邦ヲ統一スルノ大議論」も、確かに兩語を明辯したものである。昔ローマ人は「ローマの平和」(Pax romana)を唱へた。それは外面的には「ローマ支配下の世界平和」を意味したが、實は武力による世界征服を目的とする帝國主義的世界政策、即ち霸道的世界政策の大きな起原となつたものである。神聖ローマ皇帝はこの政策を踏襲し、一時ローマ法王までもがこの政策に熱中した。ナポレオンと雖もこの政策を理想としてゐたのである。イギリスの世界政策は、或る時機においては植民的世界政策の名稱の下に、ローマ的世界政策と區別され、帝國主義的侵略の意味をもたないものであるかのやうに曲解されてゐたのであるが、事實ローマのそれと選ぶところはないのである。然るにわが日本に肇國以來與へられてゐた宇内混同の大使命、さうして信淵によつて發見されたこ

の大使命は、世界征服を目的としたローマ的世界政策即ち霸道的世界政策とは全然趣きを異にする。それは手段としては武力を用ひて世界統一を斷行することはあるけれども、目的は遙かに高遠なところにある。宇内混同策の目的は、世界に皇道を宣布し、世界人類に安心立命を與へるところの皇道世界政策の實現にほかならなかつた。

故織田完之翁が明治二十一年刊行した信淵の『混同秘策』序文に

四海ヲ吞併シ萬國ヲ征服スルノ大志ヲ抱キタル英雄ハ、千歳其ノ人ナキニ非ザルベシ。然レドモ全世界ヲ混同スルノ大經大法ヲ立テ、夙ニ産靈ノ神教ヲ講明シ、造化ノ無盡藏ヲ開キ、人心ノ誠ヲ竭シ、禍亂ノ根源ヲ絶チ、皇基ヲ萬世ニ鞏固ニシ、富國強兵以テ海外ニ事アラントスル其ノ籌略ノ雄偉ナル、天風ノ雲物ヲ飛揚スルガ如ク、正論堂々秩序ノ井然タル、七星ノ循環推歩愆ラザルガ如キモノ、萬古宇宙間獨リ佐藤翁ノ此ノ書アリテ存スルノミ。嗚呼翁ノ家學ハ天地ノ經緯ニ基キ四海ノ困窮ヲ救ヒ、遂ニ全世界ヲ囊括スルノ素志ニシテ、實ニ神州ノ大道ト云フベキモノ即是ナリ。

と記したのは、最もよく佐藤家家學の精神と信淵の本心とを道破したものとといふべきである。

ニ宇内混同策實現のための圖北圖南策

信淵の宇内混同策の前提はこれをロシア相手の圖北策とイギリス相手の圖南策とに見ることができ、信淵がその兩策を詳記したものは、文化五年阿波藩大夫集堂惟寅のために書いた『籌海新書』中の圖北・圖南の部であ

るが、本書の傳はらないのは遺憾である。が、幸にしてわれらは『防海策』（文化五年）によつてその大體を察観することができる。信淵は同書に得意の防海二策を掲げてゐる。その第一は信淵の所謂「僕ガ防海ノ第一策」即ち對魯策であり、その第二は「僕ガ防海ノ第二策」即ち對英策である。信淵の對魯策は、蝦夷地の開發を遂げた後、カムサツカ（カムチャツカ）・オホツカ（オホーツク）を攻略して、北方の大敵魯國の東漸根據地を覆し、同方面を東北經略の基根として附近の經略に努め、進んでは北アメリカの開拓に従事せよとまでいつたもので、防海策としては随分積極的なものである。文化元年魯國使節レザノフの來朝と同三年魯人の樺太侵寇と同四年魯人の蝦夷侵寇とを間知した直後の信淵の對魯策として、以上の圖北策は當然の歸結であらう。對英策も同様積極的であつて、これは既に印度・セイロンを領有し、オーストラリアを探險し、南海から本邦に迫つて來る大敵英國に對抗するため、伊豆諸島から船を出して無人島（小笠原島）を開發し、さらにヒリビインセ諸島（或は「新ヒリビナ」とも稱された。現在のフィリピン諸島でなく、今のマリヤナ、カロリン諸島のあたりを指す。）を開拓し、然る後不意に舟師を出して呂宋と巴刺臥亞（パラワン島）とを攻略し、この兩處を圖南の根據として瓜哇・渤泥その他を經略して、東洋における英國の勢力を覆さうとするものである。

以上の對魯・對英二策は『混同秘策』において一層具體化されてゐる。即ち對魯北方策は仙臺省（後述）の任務となり、信淵の記載によれば、この省は宮古港から東蝦夷地及び北海クナシリ、エトロフ等の諸島を拓き、處々に城邑を築き、兵糧を多く貯へ、武器を製作し、省内諸州の軍卒をこの諸島で訓練し、閑を利用して魯西亞の屬島、加謨沙都葛（カムチャツトカ）、オホツカ等を經略する役割を與へられてゐる。駿府省と高知省とは無人島（小笠原島）から新

ヒリビナ、ヒリビナ、今の蘭印諸島を經略し、筑紫の博多・熊本・大泊の三省は琉球・臺灣を経て蘭印諸島を經略し、最後に印度に至り、積極的に英國の世界政策に對抗する任務を與へられてゐる。信淵以前の先覺林子平は『三國通覽圖說』（天明五年）を著し、蝦夷・朝鮮・琉球三國の攻略を條件とする攻勢國防策を主張してゐたが、信洲のはそれよりも遙かに規模の大きな、宇内混同策の前提となるべきものであつた。

三 宇内混同策實現の樞軸としての支那經略

信淵は徳川政權の時代において豊太閤を景仰回顧してゐた。彼れの計畫に屬する宇内混同策實現の樞軸としての支那經略も、或る意味においては秀吉の大陸政策の復活であつたと考へられる。南方經略・印度經略の構想にしても、秀吉のそれを取り入れたものと見られる。しかしながら信淵の場合においては、それらを世界統一の段階、宇内混同の樞軸としたために、秀吉のそれよりも一大發展を遂げてゐる。そこで『混同秘策』を通して信淵の支那經略觀をまづ一瞥することにしよう。

信淵は世界の地理を窮めて「萬國ハ皇國ヲ以テ根本トス、皇國ハ萬國ノ根本ナリ。」の自覺に到達し、外征の第一歩として支那經略が自然の道程であることを主張してゐる。極めて適切な見解である。しかもその支那は我れより攻めるのが順であり、彼れより我れを攻めるのは逆であつて、元寇がその生きた例證となつてゐる。そこで信淵は「故に皇國ヨリ他邦ヲ開クニハ必ず先ヅ支那國ヲ吞併スルヨリ肇ル事ナリ。」の結論を立ててゐる。次に信

淵は支那經略に關して滿洲・朝鮮・北支・南支の攻略を説いてゐる。さうして信淵の最初の注意を喚起したのは滿洲であつて、信淵は「凡ソ他邦ヲ經略スル法ハ弱クシテ取り易キ處ヨリ始ルヲ道トス。今ニ當テ世界萬國ノ中ニ於テ、皇國ヨリシテ攻取り易キ土地ハ、支那國ノ滿洲ヨリ取り易キハナシ。」(混同大論)と論じ、次いで朝鮮を平定し、滿洲統平軍と朝鮮統平軍と合併して北京を威嚇し、別軍は浙江方面から南京を衝き、支那全土を版圖に收め、支那を樞軸として世界統一の歩みを進め、まづ西域・暹羅・印度等をして臣従せしめ、漸次全世界に羽翼を延べようといふのであつた。

四 天皇中心省府制度建設案

信淵の宇内混同策における長所は、國內新秩序の建設を基礎工作としてゐた點にある。信淵は「皇國ヨリ世界萬國ヲ混同スルコトハ難事ニ非ルナリ。然レドモ將ニ疆外ニ事有ントスルニハ先ヅ能ク内地ヲ經綸スベシ。」(混同大論)と叫んで、宇内混同のための外征の前に内地經綸の必要を唱へたが、然らばその内地經綸とはいかなるものであつたか。それは江戸に皇都を奠めて東京と命名し、征夷大將軍と幕府とをやめ、將軍中心封建制度を廢して、天皇中心郡縣制度建設の前提としての特種な國土機構、即ち天皇中心省府制度を新たに組織することであつた。そこで信淵は東京畿内(關八州)と熊本府所管肥前・肥後・筑後三州(熊本省)と東京から仙臺・熊本に至る天皇巡狩の沿道とを皇家の御領とし、その他地方各省に地方政府所管の土地を増加し、そのいづれにも諸侯を封ぜ

ず、皇家の御勢力を擴大することを要件とした。次に伊勢兩大神宮の御領を十二萬石とし、勿論これを諸侯の封外とした。東京以外に駿府・名古屋・膳所・浪華・青森・仙臺・沼垂・金澤・松江・萩・博多・熊本・大泊・高知の地方十四省の新設が計畫されてゐたが、熊本省が皇室直轄領であることは前述の通りであり、その他の十三省は仙臺・熊本間を通する天皇巡狩の沿道は勿論、その他の廣大なる地域を國有としてこれを省府(信淵は地方數國を合して省とし、府をして省を統轄せしめることとし、この制を省府と呼んだ)の所管内に置き、その他若干の土地は諸侯の封地とされる豫定であつた。

信淵の意圖する天皇中心省府制度は、新皇都東京を中心とし他の地方十四省府(信淵は最初に南部省を豫定し、たが後にこれを省略した)をその集權下に統制する新秩序をいふのである。信淵は東京皇都一元觀に徹底してゐた。彼れは封建武家時代に特有な京都・鎌倉若しくは京都・江戸の二元形態に著しい不満を感じてゐた。彼れは二者選一の絶對必要を痛感した結果、斷然東京皇都説を主張したのである。その特に東京を選んだ理由は、信淵がこれを皇都の所在地として最も適當であると考へたと同時に、またこれを宇内混同の策源地とするためであつたと見られることは、「凡皇國ハ萬國ノ根本ニシテ關東ハ即チ皇國ノ根本ナリ云々」(『混同秘策』)と述べてゐるのに徴して明瞭である。東京一元を徹底するために信淵は千年の都京都を全然放棄した。京都は膳所省内において膳所府から管轄される一市邑となるべく豫定された。しかしながら信淵は浪華(大阪)に京都以上の價値を認め、これを東京の別都として西京の稱呼を與へることとした。信淵が『混同秘策』において時に二京若しくは兩京の語を用ひ、浪華(大阪)をその一つに宛てゝゐるのが傍證となつてゐる。しかしながら同書を熟讀し信淵の本心を把握して見れば、西京には東京の

別都に擬せらるべき政治的意義がなく、それは單なる俗稱であり、大阪は浪華府の名をもつて他の十三府と同列に立ち、浪華省といふ一省を統轄する権限のみを與へられた一府の資格をしか與へられなかつたのである。また西京畿内といつても、それは單なる地理的區劃に過ぎないのであつて、そこには浪華・膳所二省の政治的區劃が設けられ、浪華府の全所管に屬するのではなく、且つ兩省とも「東京に奉承するを第一の要務とすべし」と説かれてゐるのであるから、固より東京畿内に對立すべきものでなく、なら政治的意義をもたなかつたのである。次に西京畿内にしても、小さくは浪華省(信濃自身は「浪華省」の名稱を用ひてゐる)にしても、東京畿内のやうに皇室領でなく、また駿府・名古屋兩府に皇宮の設けが豫定されたのに比して、浪華府には離宮が置かれる筈であつたことは、同府が單なる府であり、東京に比較さるべき京でなかつたことを立證するものである。そこでわれらは斷然京を東京一個に限定し、浪華府を他の十三府と同格に置き、浪華省を他の十三省と同列に立て、信濃立案の國內新秩序の内容を一京十四省とすることが、天皇中心省府制度若しくは東京中心省府制度を理解する最上の便宜であると思ふ。

ところが新秩序における諸侯の性格は舊秩序における性格とは全然別種である。新體制の諸侯は政治的にも經濟的にも軍事的にも著しくその権能を削減された。彼等は隔年若しくは二三年目毎に東京に一ヶ月參勤するだけの閑散の地位を與へられたが、封國においては國司の支配を受け、殆んど全く政治的権能を許されないことになつた。彼等の石高はその最大限を二十萬石(但し皇族の場合は例外)最少限を三萬石とされてゐるから、自然諸侯の數は大に制限されたわけである。最大限二十萬石は加賀侯の百萬石が五分の一に減封されたことであり、最

少限三萬石といふのは、嚴密な解釋においては姫路侯の十五萬石が五分の一に減封されたことになる。さうすると結局諸侯の數は僅か二十八に減じ、その封祿總計は百九十萬石といふ少額になる。この筆法でゆけば、十一萬石の佐倉堀田侯は諸侯の地位を失ひ、新規約三萬石以下御倉米取りの世祿諸士となるわけである。が、これは私一個の想像であつて、舊三萬石の諸侯は或はそのまゝ舊封を許されて諸侯の地位を保つやうになつてゐたのかも知れない。いづれにしても、諸侯の數と石高とは大に減少して、御倉米取りの世祿諸士の數が増加するわけであり、この事は舊封建體制に對する一大鐵槌でなければならぬ。諸侯並びにその石高の大削減は、諸侯から解放された多額の土地とその収入とを物語るもので、それらが東京並びに各省政府の維持となつたことを考へなければならぬ。次に世祿諸士の取扱ひ方のうちに信濃の卓越した新體制觀を見る。即ち三萬石以下の諸侯が御倉米取りの世祿諸士にされたといふことには、二つの重要意義があるのである。その第一は信濃時代の諸侯數二百五十五名のうち百二十人の減少となり、(前述したやうに、全諸侯が五分の一に減封されたと假定すれば、二百二十七人の減少となる)數字的に舊制に打撃を與へたこと、その第二は世祿諸士を東京並びに各省政府の直屬としたことである。第一の諸侯減少はさきに述べた祿高の減少と共に封建諸侯の崩壊過程若しくは暫定的存在を表明するものであり、第二の世祿諸士の新設は將軍直參旗本諸士の制を天皇直屬の諸士に改めたかの觀を呈する。皇家の御領たる關八州と熊本府所管三州、その他東京から仙臺・熊本に至る巡狩の沿道が諸侯を封じない地域である以上、そこは諸侯麾下の武士以外のものによつて守備されなければならぬ。例へば關八州の城々、駿府省内の沼津・藤枝・掛河・濱松諸城の守備について見れば、世祿諸士は前者の場

合においては城外に、後者の場合においては城内に備へ、それらその家人を率ゐて天皇巡狩の際には大道の左右を警衛する筈になつてゐた。しかしながら世祿諸士は皇家御領並びに諸州各處の城邑若しくは郷村に土着し、不時の際には節度使の令下にその家人を率ゐて出征するものであることを記憶しなければならぬ。

諸侯は依然として封建武士を擁し、これに封祿を與へてゐるのは従前の通りであり、これに對する政治的な若しくは軍事的な権能は著しく減殺されてゐたのであるが、この事に關しては後節の叙述に譲ることにする。

以上の新秩序建設案を通じて、われらは信淵の卓絶した天皇中心省府制度新建設の企圖を認知し得ると同時に、信淵の熾烈なる尊皇思想に逢着することができる。信淵の尊皇思想は彼れの多數著述の隨處に見出される。「皇國」若しくは「皇大御國」の語によつて容易に認められるのであるが、『存華挫狄論』（嘉永二年）における和魂即尊皇精神（後述）の主張のごときは特に注意を要する。従つて信淵立案の天皇中心省府制度は暫定的のもので、——事實その内容は舊封建制度とは全然趣きを異にし、本邦中古の郡縣制度と唐の藩鎮制度との和のうちにわが封建制度の形骸を僅かに保留した新制度といはれるのが適當であらう——結局信淵は天皇中心郡縣制度を理想としてゐたに相違ない。幕末には尊皇論者は數多く輩出したけれども、信淵ほど具體的にこれを考へてゐたものは殆んどないやうである。また幕末先覺として種々の方面において信淵と比較される林子平が、飽くまで武家幕府禮讚者であり、『海國兵談』中皇室に對して随分不謹慎な記載をした事實を言明して、『第十二章二』われらは信淵が尊皇論の重要事に關して子平とは全然對蹠的な地位に立つてゐたことを併せ記さうと思ふ。

五 皇道總力戰體制建設案

信淵の意圖した新秩序が天皇中心省府制度の建設にあつたことは前述の通りである。日本全國が將軍直轄領若しくは諸侯の封土であつた封建制度の大部分は破壊され、關八州と熊本府所管三州（肥前・肥後・筑後）と東京から仙臺・熊本に至る天皇巡狩の沿道とは皇家御領となり、各省における土地の大部分は各府の所管に歸し、二十萬石から三萬石の間に減封された諸侯は、その政治的若しくは軍事的権能を殆んど消失し、封建制度の殘骸を僅かに保留してゐるにすぎなかつた。

信淵立案の天皇中心省府制度は、政治・經濟・軍事各方面から見て、完全なる皇道國防國家體制、即ち皇道總力戰體制をなしてゐる。この事實を理解するために、まづ信淵の企圖した新秩序における政治的區劃を次に列挙することにする。

東京畿内（關東）八州

東京所管八州——相模・武藏・上野・下野・常陸・安房・上總・下總

關西十一州

駿府所管五州（駿府省）——信濃・甲斐・伊豆・駿河・遠江

名古屋府所管六州（名古屋省）——美濃・飛驒・三河・尾張・伊勢・志摩

西京畿内十三州

浪華府所管六州〔浪華省〕——河内・和泉・攝津・播磨・淡路・紀伊
膳所府所管七州〔膳所省〕——若狹・近江・山城・大和・伊賀・丹波・丹後
南海四州

高知府所管四州〔高知省〕——阿波・讃岐・伊豫・土佐
中洲十四州

松江府所管六州〔松江省〕——但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐
萩府所管八州〔萩省〕——美作・備前・備中・備後・安藝・周防・長門・對馬
筑紫十一州

博多府所管三州〔博多省〕——筑前・豊前・豊後
熊本府所管四州〔熊本省〕——肥前・肥後・筑後・壹岐
大泊府所管四州〔大泊省〕——日向・大隅・薩摩・琉球

古志十州
金澤府所管四州〔金澤省〕——越前・加賀・能登・越中
沼垂府所管六州〔沼垂省〕——越後・會津・米澤・最上・莊内・佐渡

陸奥十州

青森府所管四州〔青森省〕——津輕・秋田・仙北・西蝦夷
仙臺府所管六州〔仙臺省〕——岩城・相馬・仙道・大崎・南部・東蝦夷

東京畿内・關西・西京畿内・南海・中洲・筑紫・古志・陸奥といふ八部の地理的區劃を設け、これを信淵獨自の政治的・經濟的・軍事的見地から東京畿内と他の地方十四省駿府・名古屋・浪華・膳所・高知・松江・萩・博多・熊本・大泊・金澤・沼垂・青森・仙臺にわかち、その各々を東京若しくは地方十四府が管轄し、その全體を東京が支配し、天皇が全日本を御統治遊ばされる組織である。新組織十五部は、舊封建體制を脱脚したばかりでなく、あらゆる方面から見て、自主自衛、自給自足の可能性をもつ完全個體を形成する。

まづ東京の中央政治組織三臺六府の制を次に掲げる。



三臺六府を統轄する大學校は、今の内閣以上の存在であつて、天皇を翼賛して諸政を總攬する。その長官なる教化大師(師を兼ねぬ)は造物主に代て産靈の大道を説き、天下に下す所の制令・詔誥等は悉く大學校から出で、諸官人の選舉も亦大學校の権限内にあり、三臺(各臺の長官を)六府(各府の長官を)の官人こゝに會集して、教化大師の統轄下に政事を議し、會議決定の上は大事は必ず宗廟に祭告してこれを實施する。教化臺は學校(大學に當る)を管轄する官廳である。學校には誠明・神祇・儀禮・音樂・法律・武備・醫術・天數・地理・通譯の十科の設けがあり、その卒業生の優秀なるものが簡拔されて三臺六府の官員に補任される。神事臺は日本總國の大小神社を支配し、太政臺は都察院及び大理寺等の役所を設けて、諸省並びに諸國・諸邑の非違を監察する。太政臺は中央集權政治實施の機關である。

農事府は農政を治め賦税を收納する所であるが、信淵は『垂統秘録』のうちに「夫レ農ハ國家ノ基根、此府ハ政事ノ大本」と述べて本府の價値を力説してゐる。物産府は『垂統秘録』の記事から類推すれば、林業・鑛業その他の産業を講明し、種々の物産を興す所、百工府は四十七種の匠民を統御して萬物を修造製作せしめる所である。融通府は百貨を融通し交易一切を支配する所である。

陸軍府は親衛六營、内營三十六營、外營百八十營の將卒を支配し、演武場を設けて武事を講明し、士卒を訓練することを本務とし、水軍府は内衛十六營、外衛七十二營の將士を支配し、水寨十六營を設けて水軍を訓練することを目的とする。

その他東京畿内八州にはそれ〴〵國司が置かれる。武藏の戸田、相模の藤澤、上野の高崎、下野の宇都宮、安房の館山、上總の久留里、下總の佐倉、常陸の水戸は國司の治所である。國司は教化臺の亞師をもつてこれに任じ、副司その他の地方官を従ひて一國の政治を行ふ。即ち大寶制の國司に類するものである。

地方十四省の政治組織は、大體において東京のそれに準據したものであるが、異なる點は大學校のないこと、(教化中師若しくは少師は節度使となり、政兵二權を兼ね、三臺六府を統轄し、併せて國司を統制する)三臺の長官が中師若しくは少師であること、陸軍府に親衛がないこと、(但し熊本府に親衛が居らないから、これと趣きを異にする)等である。

以上中央地方全政治を通して、皇政復古の傾向と神道尊重の風とを認識することができる。國司と節度使との運用はまた注意を要する事項である。國司は一國の政治を、節度使は政兵二權を兼ね(東京畿内には節度使を設けぬ)、事あれば元帥として兵を率ゐて出征する。即ち信淵の計畫した新制度は、さきにも述べたやうに、唐の藩鎮節度使の制を参考して作り上げた省府制度に郡縣制度を加へ、これに多少封建制度の色彩を残したものである。

次に信淵立案の省府制度と經濟(狭義に)との關係を見る。さきにも述べたやうに、東京畿内並びに十四省は自給自足の獨立經濟地域であり、山野河海の産物に恵まれてゐる。例へば、信淵が陸奥(青森・仙臺兩省)・古志(沼垂・金澤兩省)について「米穀甚ダ多クシテ北狄(韃靼人)ヲ撫納スベク、良材甚ダ多クシテ軍船ヲ造ルベク、銅鉛甚ダ多クシテ大銃ト彈子トヲ鑄ルベク、硫磺・硫黃極メテ多クシテ火藥ヲ製スベシ。天モシ用ナクンバ空ク此

物ヲ生ゼズ。故ニ予ガ此四鎮（仙臺・青森・沼垂・金澤四省）ニ右物産ノ極テ有餘ナルハ、元來韃靼ヲ經略スベキノ料ナリト爲ルハ過論ニアラザルヲ知ルベシ。」と述べてゐるのによつて、他の大體は想像されるのであらう。しかしながら信淵は決して經濟に樂觀したのではなかつた。關八州の米穀物は土着六百萬人を養ふには十分だが、江戸（東京）城下の寄寓者百五十萬人をも支持するには不十分である。従つて信淵が下總の堀江から上總の富津に至る約二十里の内洋經緯（埋立）と印旛沼開鑿とを計畫したのは當然である。信淵はまた『混同秘策』の附録『泉原法略説』に一人一日一錢積立の必要を説き、萬民協力この積立を百年の大計とすべきことを主張した。

軍事は信淵が最も多く研究を重ねたところである。文化五年から嘉永二年に至る四十年間に發表された數多くの武學關係書は悉くその證左である。『混同秘策』における武備概念のみから考へても、信淵は前人未發の卓見を持してゐたことがわかる。東京畿内及び十四省をそれら、水陸兩全の獨立體とし、水陸兩軍府を立て、水陸兩軍を整備し、水陸の各處に屯營・水塞を構築し、練武を努め、水陸戰法を講すべきことを主張した信淵の立案は、萬全の大策でなければならぬ。就中全國の平民五十歳以下二十歳以上の男子から百二十餘萬人の農兵（徵兵）を選抜して水陸兩軍の軍卒とし、諸侯及び世祿諸士に屬する六十餘萬人の家人（武士）の併存を許し、武家政治の變態現象としての兵農分離の弊風を一掃し、兵農一體の上代兵制即ち天皇中心臣民皆兵制を復活増強しようとしたのは、確かに信淵の卓見であつた。

次に徵兵の背後における豫備的要素としての多數壯丁が萬一の場合のために考慮されてゐたことを附記する必要がある。

信淵が萩府所管八州から徵し得る精兵の數を擧げた際の記事、「此八州の戸口ヲ數ルニ男女三百萬人ニ下ラズ、其中ニ五十歳以下二十歳以上ノ男子ヲ募ラバ六七十萬アルベシ。又其中ニ於テ最モ強壯ナル者ヲ撰ビ取ラバ精兵六萬人ヲ得ベシ。」（『混同秘策』）に見られる選外の壯丁數がそれである。即ち信淵は萩省の壯丁（五十歳以下二十歳以上）六七十萬人から徵兵六萬人を抜いた殘餘の數をそれに擬してゐたのである。萩省ばかりでなく、他の十三省にしても東京畿内にしてもさうである。従つて農兵（精兵）百二十萬人は最後の場合には八九倍の豫備兵をもつて増援され得る可能性をもつことになるのである。信淵は當時の日本の人口を誤つて過大視してゐたために、その豫想した農兵數も大にこれを割引して考へられなければならぬのであるが、とにかく本邦空前の兵衆を念頭に置いてゐたのは蓋ふべからざる事實である。

以上政治・經濟・軍事三方面を通じて、われらは十分信淵の皇道總力戰體制若しくは皇道國防國家體制建設の意向を汲み取ることができよう。

六 支那經略の構想

前記皇道總力戰體制の強化は、魯西亞に對する北方政策並びに英吉利に對する南方政策を至便ならしめると同時に、支那經略を甚だ有利ならしめる。さうして、宇内混同策における外國經略中、信淵が重點を置いたのは勿

論支那經略である。然らばこれがために東京畿内並びに十四省の各軍管區は、いかなる構想の下に部署を與へられたか。それらは支那攻略を目的とする集團と豫備集團とに構成された。支那攻略集團は北京・南京を目標とする二つの大集團にわかれたれ、青森・仙臺・沼垂・金澤・松江・萩・博多の七府は前者に、熊本・大泊の二府は後者に屬する。さうして前者は韃靼(滿洲)統平を最初の目的とする青森・仙臺・沼垂・金澤四府の集團(先登府たる青森府の節度使(元帥これ)と朝鮮統平を最初の目的とする松江・萩・博多(地理的には滿洲に屬する博多府をこの集團に加へたのは注意を要する)三府の集團(松江府の節度使)とにわ)かたれ、青森府所管集團はさらに小さく青森・仙臺二府の集團と金澤・沼垂二府の集團とに區別される。青森・仙臺集團は唐太島を開發してから黒龍江方面を攻略し、沼垂・金澤集團は混同江・烏蘇里江方面を攻略し、然る後二集團は青森府統轄の下に協力して盛京(奉天)攻略に従事する。松江・萩集團は朝鮮の東海諸州を、博多府は朝鮮の南海諸州をそれらへて攻略し(但し博多府は時に海方面に兵を出し北京を威嚇する)、連合して鴨綠江を渡る。かくして七府の兵遼陽に集結し、旌旗堂々として山海關に向ふならば、北京の防守は困難となり、清國は術策を施し得ないやうになるであらうと信淵は見えてゐる。

次に南京攻略に従事する熊本・大泊集團について見るに、大泊府は琉球を経て臺灣を取り、浙江地方に至り、臺州・寧波等を攻略する。最後に天皇の親征となれば、熊本府の兵(親衛軍)は東京における親衛軍と共に出陣、江南の地方を衝き、南京應天府を取つてこれを假皇居とする。かくして支那全國の平定を見る。この間の年數は十數年の豫定である。

然らば東京畿内と駿府・名古屋・膳所・浪華・高知五府との任務はどうか。それらは支那出征軍に對する總豫備隊並びに内地防備の任務を有する。東京管内においては、親衛軍が前述したやうに親征軍となり、熊本府の親衛軍と共に出征するが、その他は勿論東京及び畿内の防備に當る。駿府・名古屋兩府の兵は出征することなく、東京畿内の羽翼となつて東京守備軍を援助する。膳所・浪華・高知三府の兵は、出征各府の留守を勤め、必要あれば出征することもある。

信淵は以上のやうに支那經略には十分な自信と餘裕とをもつてゐた。彼れは崇拜する豐太閤の証明征韓を靜思してゐたに相違ない。さうして豐太閤失敗の有力な理由の一つを内政不整備に歸してゐたに相違ない。この事に鑑みて信淵は前述のやうな充實した國防國家體制を案出することによつて、支那經略構想の實現に全幅の信頼をかけることができたのである。

七 宇内混同策と存華挫狄論

鴉片戰爭(天保十一年—同十三年)以後信淵は英國の強盛を認識し、その宿望であるところの宇内混同策を達成する當面の急務として、夷狄英國を剿滅することの必要を考へ、中華(支那)を友邦として保存し英國を挫くといふ意味の「存華挫狄」の思想を明確に抱懐するやうになつた。しかしながら遡つて見れば、信淵のこの思想は『防海策』(文化五年)の場合夙くその鋒鉞を示してゐたのであつて、英魯二國に對する國防策のため清國を側

面の障碍とすることを避け、これを與國とするの必要を唱へてゐたのである。そこで鴉片戦争以後における信淵の存華挫狄思想は、『混同秘策』における支那經略論から『防海策』における日清提携論への轉換若しくは復歸であるとも考へられる。いな、それよりも『混同秘策』における支那經略論は、宇内混同の手段としての世界統一のための一前提であつたと考へられるのであり、支那の背後における勁敵の近迫を明瞭に意識した場合において、信淵が支那擁護乃至支那との提携を説き、支那人をしてその傳統政策であるところの遠交近攻政策を放棄せしめ、これに代ふるに近交遠攻政策を以てせしめようとしたのは、聰明よく機宜をとらへたものと言はねばならぬ。

信淵の名著『水陸戰法錄』（弘化四年）は、鴉片戦争における對英策新研究の好記念である。信淵は同書において鴉片戰役經過を詳細に陳述し、清國慘敗の理由を政治的頹廢、士氣の沈滯、水陸戰法の缺陷、就中西洋新式兵制・兵器・戰法についての認識不足に歸し、清國の失敗を殷鑑とする意味において諸種の研究に従事した。『水陸戰法錄』所收の水戰法・陸戰法は嘉永二年には完備した『水戰法秘訣』『陸戰法秘訣』の二著となつた。しかしながら信淵が鴉片戦争における英國の實力を理解したといふことは、英國に恐怖を感じ、周章狼狽して對策を講ずるといつたやうな短見を意味するのではなく、彼れ自身には豫め相當な準備と計畫とがあつたのである。信淵は實踐の伴はない空虚な大言壯語を決してしなかつた。文化五年以來信淵は國防國家意識の下に不斷の研究と準備とを繼續した。富國強兵論と實武論とは彼の持論であつた。經濟の許す國防最小限度においてさへ、彼れは攻勢國防觀を持し、水戰のためには自走火船・異樣船・新製小艇を發明し、死の直前に至るまでその改良

考案を怠らず、『防海餘論』（弘化四年）には大型鐵張軍船（甲鐵艦）の考案をしたほどであり、陸戰においては得意の行軍炮戰車（箱橋車）と新考案の疊橋車ともつて西洋の^{アハハ}叠華兒多戰法（信淵はこれを統帥に對付し、砲を根本とした戰法と解した）を擊破し得ると信じてゐた。従つて『混同秘策』における天皇中心省府制度計畫並びに國防國家體制建設案が萬一實現されてゐたとしたなら、イギリスなどは殆んど齒牙にかける必要がなかつたであらう。

しかしながら鴉片戦争前後の日本は勿論信淵の理想とする國防國家にはなつてゐなかつた。そこで信淵が「唇亡れば齒寒し」の故事を考へ、嘗つて『混同秘策』に説いた支那經略論を中止し、嘉永二年即ち死の前年、八十一歳（實は八十三歳）の老軀を鞭つて堂々『存華挫狄論』を著したのは、能く時勢を認識し、機を見るに甚だ敏であつた證據である。信淵は同書の結論に次の金文字を遺してゐる。

滿清モ夷狄ナリ、英吉利亞モ夷狄ナリ。然ルニ愚老ガ英吉利亞ヲ挫テ滿清ヲ存センコトヲ欲スル者ハ、滿清ノ中華ヲ一統シテ仁明ノ君數世繼出デ、天意ヲ奉ルノ政ヲ行ヒケルヲ以テ、中華ノ人民大ニ蕃息シ古ノ三倍ニ及ベリ。故ニ予其功ヲ賞スルノ意アリ。且又彼ノ滿清ハ今ノ世ニ方テ世界ノ大邦タリ、然レドセ蒙古忽比烈ガ如ク我本邦ヲ凌グノ行ヒ無シ。然ルニ近來倭然トシテ自ラ大ナリトシテ外攘ノ武事ヲ務メズ。故ニ英夷此ヲ侮リ、舟師ヲ帥ヒ來テ侵伐シ、共ニ戰テ數々大ニ打破リ、江南四省ニ血ヲ流セリ。滿清防ギ戰フコト能ハズ、金ヲ納レ五都會ノ地ヲ割テ和ヲ乞タルコト上ニ説ガ如シ。若夫レ此上ニモ清國益式微スルトキハ、西夷貪悻飽クコト無キノ禍或ハ東漸シテ本邦ニ至ランコトヲ慮ル。故ニ愚老ハ滿清ノ君臣ヲシテ心ヲ苦シメ、

思ヲ焦シ、貧ヲ賑シ、死ヲ弔ヒ、上下勞苦ヲ同クシ、兵ヲ訓練スルコト數年、乃チ復讐ノ義兵ヲ起シ、英夷ヲ征伐シテ大ニ此ヲ打破リ、悉ク侵地ヲ恢復シ、嚴ク此ヲ逐ヒ攘テ東洋ニ遺類ナカラシメ、永ク本邦ノ西屏ヲラシメンコトヲ欲ス。是存華挫狄論ヲ著スノ主意ナリ。

信淵の所論は實に圓熟絶妙の境地に達してゐる。滿清（清國）が日本を寇さうとした元國の野心をもつことなく、單に無能と不用意とのために、イギリスによつて惨敗の苦汁を嘗めさせられたものとすれば、日本としては寧ろこの滿清を援助し、復讐の義兵を起さしめ、英夷を撃攘して失地を回復せしめ、滿清を本邦の西屏として東洋の平和、今日の言葉を用ひれば大東亞共榮圈を建設するのが最上策ではないかと見たのが、信淵の死の直前における本心であつたのである。

しかしながら存華挫狄のために、大東亞共榮圈建設のために、さうして最後の大目的たる宇内混同即ち皇道世界新秩序建設のために、信淵が遺した苦言は日清兩國民に對する魂の入れ換への要求であつた。信淵は日本政治の隆替を和魂の消長から考察してゐる。武家政治の失態にしても、北條氏の大不敬にしても、皆和魂喪失の結果にほかならないと信淵は見えてゐる。北條氏は「神世以來皇國一統國君ノ御爲ニハ身命ヲ捨テ奉仕コトニ凝固タル和魂」〔存華挫狄論〕を全然失つてゐたために承久の大逆を敢てしたと主張する信淵の論に見る和魂は、尊皇に凝り固まつてゐた筈の神代以來の傳統精神をいふのである。日本人に取つて最も重要な魂の入れ換へといふのは、和魂即ち尊皇意識に目覺めることである。然らば信淵が清國人に要求した魂の入れ換へとはなにか。信淵は

清國人に要求するに宋の文天祥と明の方孝儒との魂をもつてし、この魂を和魂と稱した。忠即和魂といふ信淵の考方である。日清提携の精神的要素は、結局日本精神の結合であり、皇道精神の擴充である。かくして宇内混同策即ち皇道世界新秩序建設案は達成され、傳統國是たる八紘一字の大理想は實現されるであらうと信淵は考へてゐたのである。

第十四章 岡熊臣の武學觀

一 神武道と兵道の主本

二 神武道と兵制の本義

第十四章 岡熊臣の武學觀

一 神武道と兵道の主本

勤皇をもつて有名な津和野藩主龜井茲監侯の下には三大國學者がゐた。岡熊臣と大國隆正と福羽美靜とがそれである。岡熊臣（天明三年—嘉永四年）は石見國鹿足郡木部村八幡社の神官で、大國隆正と共に平田篤胤の門に入り、國學の造詣を深めたが、嘉永二年龜井侯の拔擢を受けて藩費養老館の國學教師となつた。龜井侯が儒學を貶して國學を本位とする英斷を敢てした直後であつたから、熊臣の就職は極めて有意義であつた筈である。この時熊臣が藩侯の命によつて撰した學則は、全文悉く金玉の文字であるが、その冒頭における「道者天皇の天下を治め給ふ大道にして開闢以來地に墮ちず」は、日本の道の極致を皇道に歸したもので、藩の尊皇思想が遺憾なく發揮されてゐる。

熊臣は國學者であると同時に武學者であつた。彼れの武學は國學の基礎の上に立てられてゐた。國學によつて學び得た惟神なる大道が彼れの武學觀の根本をなしてゐた。熊臣の名著『兵制新書』の惣論（文政維新四十一年餘蔵の作）における左記荻生徂徠論のなかに以上の事實が明瞭に看取される。

抑茂卿が鈴録に武士土着の古制を復興せむとするの説は、我國に儒者兵者ありてより以來實に先人未發の卓見なり。されども此翁生得の儒者にして、惟神者大道の趣は更に我國の我國たる本原の所由を知らず、天統の尊むべく、臣民系胤の不可變易、名分大義の紊るべからざる、忠孝眞武、水土自然の一大活道の存するところの本旨を辨へず、唯先人舊染の漢土聖人より外に尊きものなしと心得、漢土藝術の兵法より外に善なるものなしと思ひ……唯わづかに律令の殘篇の片端などをのみ見はつりて（註、ちよつと見て、二體しての意）、中古の兵制などを論ぜられし説は捧腹に堪たり。然れども其は皇國の物學せぬ儒者の古今の習なれば、獨此翁に限り咎むべきにあらず。

儒學に溺れて國學に暗く、支那兵學を過重視して日本武學の眞價を辨じなかつた徂徠への痛評は洵に徹底してゐた。しかしながら、熊臣は決して外國兵學を無視してゐたのではなく、彼れの自記（前記惣論）によれば、彼れは先づその藩において謙信流を學んで許可を得、難波に出て山鹿流、江戸に出て甲州流を學び、その他楠流・義經流・橋家神軍傳・三島流等の日本諸流武學を學び、その餘暇に漢土の孫吳韜略または明の『武備志』（註、茅元）・『紀効新書』（註、陳）・『練兵實記』（同上）等を誦讀したが、西洋兵書に關しては、これを勿論意中に置きながら、文字通ぜず、譯語の便を得難かつたのを遺憾としてゐる。

日本武學を主とし外國兵學を従とする熊臣の態度は以上によつて明瞭である。ところが、熊臣は日本諸流武學に對して全的満足を感じてゐたのではなかつた。熊臣は徂徠を目して、忠孝眞武の本を知らず、大義名分の實を辨へざる者としたばかりでなく、他の諸流武學者に對しても略々同様の考をもつてゐた。即ち彼れは次のやうな事を惣論中に漏らしてゐる。

予壯年より已に數十家の師に遇て其説を聞くといへども、未曾て一人も名分大義の實を本とし、神武一體の主本を建て、皇國固有の眞活則を辨へたる人を見ず。

さうして彼れは『兵制新書』自序（天保十四年）のうちに彼自身の決意を語ること次の通りである。

予が家數代神祇に奉仕來て、今こそ如此一叢祠の社務なれども、正しく元和以前は一城を保て武を本業とし、社職は僅に兼帶の勤なりしかば、歷世祖先の遺意を忘れずして、平素神武一體の志操を廢せず、子孫に千萬年の後にもあれ、一朝國に有事の日に至らば、唯國家の御爲に藩城の堍の埋草にも身をなせかしたむ。

神武の志操を鍊成し神武の主本に徹するのが熊臣の本願であつた。然らば熊臣の意味する神武の主本とはなにか。それは國體認識からの必然的歸結であるところの兵道意識にほかならなかつた。そこでわれらは次に擧げる熊臣の堂々の言に耳を傾けよう。

抑大御國は本原此一大地球の頭首根本の地界、東極初發の君位に處りて、天地割判以來君統は天地を造立し、天神產靈の大神二尊の血脈、正統萬世連綿して、天地不覆崩一限りは、君臣位を不可易、至大至公の大道屹立して、それよりして臣民たる者も、各吾祖先の遺業を守り、他業に移變すまじき、本より素生種胤

の差別ありて、億萬載の後世に至るとも、天地日月と共に此大本の道體違ふべからず。……是我皇國神武の大道、天地に則り四海に通じて、動き變るべからざる萬邦の首宗根本たる神隨なる一大活道の幽顯に貫徹せる極旨なりと知るべし。士民たる者先此主本の所係天地常道の大矩を辨へ知りて後に、我國の我國たる、吾人の吾人たる、今日日用常行の各自身に受得たる職業を勤め、忠孝の眞理に本づき、亂に遇ば亂に處し、治に居ては治に處して、各修身・齊家・治國・平天下の本務を知るべし。是皇國兵道の主本外國と大に異なる原因なり。(卷一上、主本)

熊臣の理念における日本といふ大御國は地球の頭首であり、その大御國の元首たるべき萬世連綿の君統は臣民の永遠に奉戴すべき本宗であつて、君臣の大義は國初以來名分され、臣道の極致は眞忠または大忠であつたのである。それ故に熊臣は「倘時變に臨で主君の一命に易へむ料には、我父母妻子を殺しても不孝不義とせざることを、我皇國の大道、神武の主本たることを、外國と異なる所以なり。」(卷一上忠孝)と記して、主君への忠の徹底を力説したが、彼れの意味する忠は天皇に對し奉る大忠であつた。彼れが「嘗て西山義公曰、天子は我君なり、將軍は我宗家なり。宗家若し君に叛くことあらむには、唯正理の隨に我君に忠を效すべし、豈宗家に黨して我君に背くべけんやと、嗚呼至れる哉此言、以て萬世の鑑と爲べし。」(卷一上忠孝)と道破したのがその證據でなければならぬ。さうして、かやうに天皇に大忠を盡すことが、皇國神武の大道であり、兵道の主本であつたのである。

二 神武道と兵制の本義

熊臣の『兵制新書』は幽之卷・顯之卷・正之卷・奇之卷・外書の五部から成り、幽之卷においては武學の本質方面であるところの理念から説かれ、顯之卷以下は主として兵制・兵法の發展方面を取り扱つてゐた。然るに私は今幽之卷一部をしか見ることが出来ないもので、この限られた範圍内における熊臣の武學觀を考察することに満足しなければならぬ。私は既に熊臣の武學を神武道の立場から一瞥して置いたが、さらに兵制の本義からこれを考へることにしよう。『兵制新書』卷一中「古今兵權移變之大體」と同書卷三「太古地理統轄并兵制」とを通じて、われらは熊臣の兵制觀を検討することにしよう。

兵制の本義に關する熊臣の所論を次に掲げる。
太古天神建制の元始より武を用て治國の大本と爲給ふことは今云ふまでも無し。此故に上天子大御自大武兵權の本を握り給ふこと能はざれば、海内長久に治るべきやうなし。然れども其大御自ら甲冑兵杖を帶し、苟且にも出征し給ふことは、本より尋常普通の擧に非ず、天下の大變なるのみ、恒に大將軍に委任て四夷邊陲を統制せしめ、大御自は北闕紫微の深宮に安見居坐て、唯其兵威の大柄の本を擁することは、専ら天子の宸襟に出ること、太古の元制の規矩なり。抑日向宮御世の事は姑く論ぜず、神武天皇平定の後朝廷には臣連二造の上首ありて歷代海内の大政を擅にせし者も無に非れども、唯此軍兵を發し征伐を行ふ一大權に至ては、


天子の命令に非れば更に動すること能はず。希に叛く者ありても僅に其家の子等より外は、領内の百姓といへども勅命に非れば其主の私の命に従ふ者は普通無きことなり。此故に上古の朝廷に在ては武内大臣・圓眞・鳥・蘇我臣等、其後中古に降りても所謂藤原氏の海内を席卷し、朝廷を開閉し、其極既に天位を弄する世に至ても、唯此一兵權のみ特り勅命の出るに非れば私に海内の大衆を動かすこと能はざりしぞ、實に建國神制の遺風士庶萬民の骨髓に徹りたる古則なりける。

われらは軍人勅諭を拜讀すると殆んど同じ氣持で熊臣の上文を味讀することができる。彼れは別に「夫神代既に天照大神すら、その天ツ國の最大事の時に當り坐ては、正しく大御身に武器を帶して素戔鳴尊に立向給へり。」と記し、また神武・垂仁・景行・成務・仲哀諸天皇の親征を述べた後、「されば天子の至尊といへども、大御自武藝弓馬を鍛錬し、兵法軍事を學習し給ひ、事あれば大御自親ら弓箭を携へて戰場に臨給ふこと記紀を看て知るべし。」と論じて上文を補強してゐる。寔にそれは熊臣の一大卓見でなければならぬ。

わが國においては開闢以來兵制の本義は確固不動であり、軍統帥權は上御一人の掌握し給ふところである。然るに遺憾ながら兵權は時に兵制の本義に副はなこともないではなかつた。この兵權衰運の悲しむべき二つの原因として、熊臣は(1)外教の影響としての尊文卑武の思想(2)就中藤原氏の軍事蔑視——を挙げた。熊臣の一大見識である。藤原氏は政權を私し、天皇の親政を蓋ひ奉るの大罪を犯したばかりでなく、兵權を輕蔑してこれを武家の手に委し、霸府成立の間接の因を招來した責任を免れない。

日本において武を卑めるものは、國體の本質と國土生成發展の由來とを辨ぜざるものであり、この點から見て藤原氏は日本人としての資格を全然缺いてゐた。藤原氏卑武の素因は、遠くはこれを蘇我氏にまで遡ることも出来るが、本邦史上有るべからざる文武差別觀を意識した點にある。蘇我氏の尊文思想は儒佛兩教に惑溺して、本邦固有の大道たる武道を蔑視したばかりでなく、神道をも皇道をも顧みなかつた。神官出身の藤原氏が蘇我氏の再來となり、日本生成發展の根本原動力としての武道を輕視したのは不思議である。しかしながら、日本には本來文武二つの道が對立してゐたのではない。日本の道は唯一無二なのである。それは日本道であつて、日本特異の誠の道または正義の道がそれである。さうして、この一つの道の三方面が神道・皇道・武道なのである。従つて文道といふ別個の道があるべきものでない。文は日本の一つの道若しくは三方面の道を表現する藝術にほかならない。若しも過去において日本學があつたとしたならば、さうして將來それが再生若しくは新生されるとしたなら、その内容は飽くまで道であつて、文は單にその道を表象する手段に過ぎない。藤原氏の缺陷は文武に對する見方の主客顛倒であつた。この見方の誤謬が日本を禍した事實は、今後徹底的に吟味されなければならぬ。

上述の意味においてわれらは、藤原氏の罪惡を指摘して、神武道と兵制の本義とを日本國體の要髓とし、日本武學の神髓とした岡熊臣に對して絶大の敬意を表するものである。



第十五章 渡邊華山の國防觀

一 文政から天保への時代的轉換

ニ『危言』に見る華山の國防觀と兵法觀

三 モリソン號事件と華山の國防熱心

四 華山の『慎機論』著述と無人島事件

五 華山の無人島關心と攻勢國防觀

六 華山の國防觀とその周圍

第十五章 渡邊華山の國防觀

一 文政から天保への時代的轉換

維新前史時代における世界知識就中西洋知識は、和蘭通詞や和蘭風説書を介したのでは、漸次時代遅れの觀を呈するやうになつて來た。文政八年（一八二五）の打拂令と天保十三年（一八四二）の薪水令との僅か十七年間における江戸幕府對外方針の豹變に徴しても、當路者西洋知識の貧困さは大體想像されるであらう。寛永十六年以後の鎖國日本は、オランダ人を介して若干の海外知識を與へられてゐたとしても、いつとはなしに武陵桃源の夢を貪るやうになつて來た。さうして幕府當路者や一般人が英魯兩國の東侵に殆んど無關心であつたのは、許さるべからざる怠慢であつた。林子平の『海國兵談』（天明六年著述、寛政四年發行）が一蹴されたのはその實證でなければならぬ。佐藤信淵の『防海策』（文化五年）『混同秘策』（文政六年）は、『海國兵談』とは比較にならぬ程度の積極的國防觀を包蔵してゐたものであるが、一般の注意を惹くには至らなかつた。

文政八年の外船打拂令は、歐米の實力を理解しなかつた幕府當局の無謀と痛評されても仕方がない。同年會澤正志齋の著述した『新論』は、わが國體意識の徹底と武士土着論と士氣振作論とにおいて特筆さるべきである

が、西洋兵學を十分研究した結果の著述でないために、その守禦篇なども大に修正さるべき幾多のものがあつたのである。

翻つて文化文政時代（一八〇四—一八三〇）の西洋を見ると、その前半にはナポレオンの帝位獲得から没落に至る時代が異彩をはなち、後半にはナポレオン戦史に對する兵學的研究が各國に興り、文政十一年（一八二八）ロシア人オコウネフは『三兵戰術』といふ著述を發表した。その後スويس人ジョミニの『韜略提要』（天保元年、一八三〇年）プロシヤ人デッケルの『三兵戰術』（翌年）同國人クラウゼウィッツの『戰爭論』（天保三年、一八三二年）同國人ブランドの『三兵戰術』（翌年）が發表され、天保二年—四年の間にはオランダ人ブーコップによるデッケル『三兵戰術』の翻譯、天保八年（一八三七）には同國人ミュルケンによるブランド『三兵戰術』の翻譯が見られた。

然るに天保時代は本邦において西洋最新知識を攝取しつゝあつた一部識者をして新時代への飛躍的轉換を企てしめた時代として注目に値する。一部識者といふのは蘭學者を意味する。江戸在住の蘭學者は山手派・下町派にわかれ、前者には高野長英・小關三英・鈴木春山・畠中善良、後者には宇田川玄眞・杉田立卿・坪井信道が屬してゐた。さうして前者は後者が醫を専らとする態度に満足しないで、新知識をもつて經國・國防の資とすることを念願としてゐたのである。渡邊華山はこの山手派蘭學者の指導者であつた。

二『危言』に見る華山の國防觀と兵法觀

山手派蘭學者の本據は巢鴨の田原藩下屋敷であり、文政年間の中葉から華山によつて三宅友信を中心とする研究團が組織された。華山は友信の蘭學の師として長英・三英をそこに迎へたのであつたが、更らに春山をも加へて鬱然たる勢力を養ひつゝあつた。天保年間に入り、紀州藩士遠藤勝助（白鶴）と共に尙齒會を組織してこれを蘭學研究の機關とし、薩摩の島津侯、田原の三宅侯を後援者とし、華山の代官江川英龍、幕臣松平内記・松平伊勢守・下曾根金三郎・羽倉外記・古賀小太郎・内田彌太郎・芳賀市三郎、水戸藩士立原任太郎（杏所）・幡崎鼎、雲州藩士望月兎毛・庄司郡平、高松藩士赤井嚴三、處士佐藤信淵等を傘下に加へ、華山等の研究は次第に本格的に進捗した。

華山の國防思想は如上の零圍氣のうちに發達した。天保七年丙申八月十日華山編集の『危言』は、隠れた珍書であるといふ以外に、華山の國防觀を最も早くさうして最も具體的に表明したものととして江湖に紹介さるべき價値をもつてゐる。同書は

○夫人ノ無病ナルユエンハ何ゾ、未病ヲ治スルニアリ。世ノ治平ナルユエンハ何ゾ、未亂ヲ治スルニアリ。故ニ人ノ爲メニ疾病ノ害ト禁忌趨避ノ方ヲ言者ハ其人ノ無病ヲ願フガ故ナリ。世ノ爲メニ内患外侮ノ憂ト經濟戎ノ方ヲ説ク者世ノ治平ヲ願フガ故ナリ。

を冒頭として、「○サラバ世ノ長久必安ヲ欲センニハ内患外侮ノ憂ト經濟戎ノ方ヲ説カズバ有ルベカラズ」において著述目的が明瞭にされてゐる。

華山は内患外侮を防止するのを愛國とし、この風潮を遠ざかつてゐる時勢を浩歎した後、諂佞面諛曲意苟合を事とする悪人を智者賢者とし、文武を勵み忠義を盡す善人を狂愚とする時勢を誇り、

○夫文武ニ勉勵シ忠義ニ從事スル者其氣大ムネ慷慨豪爽、其言大ムネ義憤激烈、或ハ臂ヲ振り齒ヲ切スル者、奚ゾ曲意苟合狐妬狼心ノ間ニ容レラレンヤ。此其退ケラル、者ハイヨク退ケラレ、其黙スル者ハイヨク黙スルユエン也。林子平ガ海國兵談ヲ著シタル、天下皆其狂愚ト晒ハザルハナカリシ。今ニ至リテ其狂愚ナラザルヲ知ル。奚ゾ當世ニ狂愚トイハル、人々ノ固トニ先見ノ士ニアラザルコトヲ知ンヤ。

と記し、時人から狂愚と侮られた林子平が後世において先覺者と見られるに至つた事實を指摘した。然る後華山はナポレオン戦争以後西洋砲術一變した事實を挙げ、本邦においても早く舊法を棄て西洋の新法を採用すべきことを力説した。華山の兵法觀においては一流一派に囚はれない融通性を多分に持つてゐた。そこでわれらは華山の堂々たる左記兵法觀を熟讀しようと思ふ。

砲術ノ世ニ授受スル處ニ不用ナルハ甚多ク實用ナルハ尤少シ。然レドモ其ニ拘泥偏僻スルモ、人皆己ヲ立テ人ヲトシメ、我知タル事ノ外ニハヨキ事必ナキト思ヒ定ムルガ常ナレバ、其頑愚云許ナク、諸兵家流モ又己ガ習タル武門要鑑鈔・兵要錄等ノ外ニハタヘテヨキ事ノアラントモ思ハザルカラニ、固陋云ベクモアラデ、時ニ臨デハ一策ヲ布キ一事ヲモナシ得ベカラザルヲ、ナベテノ人ノソレヲイミジキ師ナリ、先生ナリ、其云所ハ皆カギリナキ道理也ト云ノ、シル世ヲイカニセン。

華山は兵法活物論者であつた。彼れは越後流の『武門要鑑抄』長沼流の『兵要錄』を墨守する守舊主義を排斥し、新時代に生きるために西洋の新法を採用する雅量の必要を痛感してゐたのである。しかしながら、それが術に關する方面に限られてゐたのは勿論である。

三 モリソン 號事件と華山の國防熱心

華山の西洋知識は彼れが天保九年江川英龍に送つた『西洋事情御答書』（『答人間書』）によつて大體想像される。「地球中大別致し五大洲と申せども、其實歐羅巴・亞細亞一洲、亞弗利加一洲、亞米利加一洲、三大洲にて、亞烏斯答邏利は其間の島地にて御座候。」における華山の世界知識は、「今は地球中一も歐羅巴諸國の有にて無きは無御座候、五大洲の中亞細亞の外四洲大抵は西洋人の領地に候。」における西洋横暴の實情に限定され、さらにその亞細亞の大部分が英魯兩國に蠶食されつゝある現状の指摘となり、最後にわが日本がその兩國の垂涎するところとなつてゐること、さうしてロシアは特に唐山（支那）の領土に野心を藏しつゝあることが豫想されてゐる。華山が「西洋諸藩の事情を知るは誠に今日の急務と奉存候」といひ、「我邦神風も頼べからざれば先敵情を審に仕るより先なるは無之候」といつたのは、主として英魯兩國を目標としてゐたためである。

かくして華山はベートル大帝以後におけるロシアの發展を説き、またイギリスの兵備を陸海兩方面において詳説し、就中その海軍の勢力についてはオランダ甲比丹ニューマンの咄として「英吉利海禦の嚴なる事世界中の敵

を一時に受候ても逆も攻る事不能由推察に御座候」と記載し、イギリスに對する警戒の必要を明示した。華山の『西洋事情御答書』と同年の作である『馱舌或問』(天保九年)中のニューマンの答に「生質勇敢戰鬥精練なるは都兒格第一なるべし、されど奇變百出なるを以て亦奇敗有之候。是に當り候者唯俄羅斯なるべし、氣質沈深思慮遠大にして漫りに兵を動かさず、若動ことあれば終に必勝の利を保ち候。さるからに今大貌利太泥亞は竊に俄羅斯を學申候。」とあり、トルコの強みが力説されてゐるが、最も堅實なるものはロシアとされてゐる。そこでニューマンは更らに「土地の廣大國勢の強勢なること俄羅斯に比ぶべき者更に無之候」(『馱舌或問』)と語つてゐるが、「諸厄利亞人は得むことを務め、魯西亞人は失はざらむことを欲す」(『馱舌或問』)と述べ、ヴィクトリヤ女王即位(天保八年、一八三七年)以後におけるイギリスの發展を豫言してゐる。

然るに天保九年英船モリソン號渡航事件(天保八年六月二十六日浦賀に來航して砲撃された米船モリソン號と混同されてはならない)が突如として傳へられた。同年十月十日尙齒會が開かれた際、會員芳賀市三郎(原本、評定所記録方勤務)といふもの懐中から書類を取り出し、一同にこれを紹介したが、そのなかに「漂流の日本人七人爲乗組候モリソンと申エゲレス船漂流人送越候様右は内實商買相願候ため江府近海に至るの風説之由」とあり、老中水野越前守を主裁とする幕議としては、左様な船は長崎に來るべき筈なのに、江戸近海に來るやうなことであれば、文政打拂令の趣旨に則り、斷然たる處置を取ることと決定したと報告した。イギリスの實力を理解した華山・長英等の驚愕は一通りでなく、彼等の憂國の情は凝つて『慎機論』となり、『夢物語』となつたのである。ところが華山・長英二人とも英船モリソン號を英人モリソンと誤解した

のは不思議である。『慎機論』における華山のモリソン觀は次の通りである。

英吉利斯國の人モリソンなる者交易を乞はん爲め我漂流民七人を護送して江戸近海に至ると聞く。按ずるにモリソンなる者は英吉利斯龍動の人にして、唐山廣東の濛鏡澳の商館に留學すること凡十六年、頗る唐山の學に通じ、予が視る處其の著述せるもの尤多し。五車韻瑞は三年の刻にして、周易・通鑑綱目・東華錄・西域碑文・地理志の類皆洋字を以て譯せるものなり。又支那史を著作せるよし聞く。近來和蘭刻する處の書に支那を言ふ條にはモリソンが語を證とすると有れば蓋し其志を云ふなる可し。……かゝる顯名の士首として護送せる事なれば、本國の命を領し來れる事疑ふ可からず。殊にモリソン唐山の學を學び亞細亞の人情も解し居る者なれば、極めて其人を撰みたるも又意あるが如し。

モリソンといふ人物を以上のやうに熟知してゐたがために、モリソンといふ船名を人名と混同するに至つたもので、水練者却つて水に溺れる例に比較さるべきであらう。華山等のかうした誤謬は、新井白石が『西洋紀聞』に「ノフォルト・アメリカ番語ノフォルトといふは此には南といふ」「ソイデ・アメリカソイデといふは此に北といふ」と記して南北を逆にした錯誤には比較さるべからざる程度のものである。

華山のモリソン關心は國防熱心の結果にほかならなかつた。しかのみならず、田原藩の家老であつただけに、華山の國防觀は用原藩の基礎の上に立つてゐた。『慎機論』冒頭の句を見よ。

我田原は三州渥美郡に在て遠州大洋中へ迸出し、荒井より伊良虞に至り、海濱凡十三里の間佃戸農家のみに

して、我田原藩の外城地なければ、元文四年の令有りしよりは海防の制尤嚴ならずんばある可らず。然れども兵備は敵情を審にせざれば策謀の由て生ずる所なきを以て、地理・制度・風俗・事實は勿論、里巷猥談・戲劇・瑣屑の事、其浮説信すべからずと云へども、見聞の及ぶ所を記録し置かざるはなし。

天保十年五月揚屋入の際に認められた『華山の口書』における次の文を併せて参考するがよい。

主人領分三州田原の義者遠州大洋へ出張り候場所に付、私儀海岸懸り被_レ申付、於_レ御當所、右用向き相心得罷在候。右に付異國船渡來の節不調法無_レ之様常々心配致し、西洋蠻國の事情教政軍事等の儀心得居中候。

兵備の根本を敵情吟味にありとした華山の意見は極めて至當である。さうして華山がわが國防上の二大勁敵と見たものは英魯兩國であり、「英吉利斯は知謀ありて海戦に長じ、鄂羅斯は仁政にして陸戦に長ず。各其長を挟み私利を求む。是を以て英吉利斯我邦に事を生ずれば急鄂羅斯に在り、和蘭其間にはさまり、僞作百端終に内治の害を生ずべし。」(『慎機論』)と書いて英魯の特質を表示したが、華山の注意は魯國よりも寧ろ英國の上に傾いてゐたやうであつて、「按ずるに鄂羅斯禍心を包藏し、我輩に乗せんと欲する者の如し、然れども其實彼が涎を流すものは我にあらすして唐山にあり。」(『慎機論』)と記したのがその證左である。かくして華山は英國の對日本策を次のやうに豫想した。

夫唐山は陸戦に長じ海戦に拙し。其拙よりして是に乗じ、海よりして其首を苦しめ、又陸よりして其背を撲たんと欲す。我國の禍せらるゝは唐山にありては舌亡喘寒の憂なり。英吉利斯能く之を知り、委曲蜿蜒其牙

を磨く。然れば英吉利斯の我に要むる所蠅の腹を逐ふが如く、拂へば必又來るべし。(『慎機論』)

さらに『華山の口書』における次の文を参考するがよい。

ニイマン逗留中オルフと申す蘭人の中には、イギリス日本地方の群島を取候心組に候間、御用心可_レ被_レ爲候。

『慎機論』述作の翌年即ち天保十一年における英清間の鴉片戦争開始、華山がそれよりも一年前鴉片戦争とその本邦への影響を豫想してゐた事實を物語るものであつて、われらはその先見に驚かされるのである。

四 華山の『慎機論』著述と無人島事件

『慎機論』の結論には華山の堂々たる國防觀と要路者に対する痛評とが披瀝されてゐるので、その文を次に掲げることとした。

凡政は據る處に立ち、禍は安する處に生ず。今國家據る處の者は海、安する處の者は外患、一旦恃む可き者恃む可からず、去れば可_レ安者不可_レ安。然るに安頓として徒に太平を唱ふるは固より論なし、三代綏服の制、秦漢禦戎の論を以て今を論する者も亦膠柱鼓琴の如し。如何となれば唐山の地たる重山復嶺南北を界とし渺々たる砂漠其西を圍む。大寇推舉襲來すと雖ども一方の地のみ。是に加ふるに世々皆忽がせにせざるの地にて、屯田守戦以_レ逸待_レ勞尤防ぎ易き者あり、且其徒も亦慄悍驕横なり。北狹の利は北狄に居て南進し易き耳。今我四周渺然の海天下萬國據る所の界にして、我にありて世に不備の處多く、彼が來る本より一所

に限ること能はず。一旦事あるに至ては全國力齊せんと欲するとも、鞭の長け短ふして馬の腹に及ばざるを恐るゝなり。況んや西洋鹽腥の徒四方明かにして萬國を交治し、世々擾亂の驕徒海船火技に長ずるを以て、我短にあたり方に海運を妨げ、不備をおびやかし、以て逸攻の勞百事反戻して手を措く所なるべし。維昔唐山滷洋恣肆の風轉傳して高明空虛の學盛なるより、終に光明蔽障せられ、自から井蛙の管見に落るを不知也。況んや明末典雅風流を尙び兵戈日に警むと云へども、苟も酣歌鼓舞して士氣益猥薄に陥り終に國を亡ぼせるが如し。嗚呼今夫れ是を在上の大臣に責めんと欲すれども、固より紈袴子弟要路の權臣を責めんと欲すれども、賄賂の倖臣、唯是有心者は儒臣亦望淺ふして大を措き小を取り、一々皆不痛不癢の世界と成れり。今夫如く比束手して寇を待たんか。

國防上日支兩國の地理的優劣を論じ、重山復嶺の支那を防戦に利ありとし、四面海をもつて圍まれ縦長にすぎる本邦を不利とした。蓋し崑山は海國日本が軍船に乏しく、世界第一位の海軍國イギリスに對抗するの無理を暗示したのであらう。さうして彼れは高明空虛の學を奉じ井蛙の管見を墨守する幕府當局を排撃する心持を多分にもつてゐた。

然るに崑山捕縛の動機は『慎機論』ではなく、意外にも無人島事件がそれであつた。そこでわれらはこの事件と崑山との關係の有無若しくはこの事件の意義について考察を進めようと思ふ。無人島事件に關する通説は、それと崑山等とは無關係であるのに、幕府目付島居耀藏(忠耀)が浦賀測量事件における江川英龍に對する怨恨を崑

山等の收監によつて間接に晴らさうとしたこと、幕府の正學たる朱子學擁護の立場から洋學を彈壓しようとしたこと、崑山等の尙齒會員が時務を論ずるのを不法と見てゐたこと、諸種の理由によつて、崑山等を無理に無人島事件に關係づけて陥れようとしたと見るものである。

無人島といふのは小笠原島のこと、文祿三年小笠原貞頼の發見によつてさうした命名があつたわけである。然るに永い間無人の島であつたために却つて無人島の名が通用してゐたのである。林子平は『三國通覽圖說』(天明五年)のなかにこの無人島が延寶三年長崎の住人島谷市左衛門・中尾庄左衛門・島谷太郎左衛門並びに江戸小網町の大工八兵衛を頭目とする三十餘人によつて探索された事蹟を紹介し、佐藤信淵は『防海策』(文化五年)においてその得意の對英策として我れ先づ無人島を占據し、次いでカロリン諸島・呂宋・パラワン、ジャヴァ、ポルネオ等を攻略して、印度に本據を構へたイギリスに對抗しようといふ、所謂「攻むるを以て守りの主とする」ところの積極的な攻勢國防策を主張した。

かやうな次第であるから、崑山等が卷添を蒙つた無人島渡航事件なるものは、それ自體において興味の対象でなければならぬ。無人島渡航計畫者は山口屋金次郎(日本橋本石町)であつて、彼れは蘭學を好み阿部友進に就て地理・物産に關する説を學んだ結果、無人島開墾を企圖し、齋藤次郎兵衛・本岐道平・花井虎一・僧順宜・同順道・蒔繪師秀三郎等を同志としてゐた。ところが目付島居耀藏の配下小笠原貢藏は渡航計畫者の一人花井虎一と懇親の關係にあつたが、この計畫を罪として虎一を威嚇し、崑山等を事件の關係者として密告するなら虎一の罪は

免れるやうに斡旋するであらうと言つた。かやうな見方が通説とされてゐる。かくして虎一の密訴となり、華山・長英の入牢、小關三英の自殺となつたのであるが、華山等は取調の結果無人島事件には無關係であつたといふ事實が判明したのである。しかしながら、耀藏等は決してそのまゝ華山等を放免する筈はなく、華山を『慎機論』のために、長英を『夢物語』のために罪人としてしまつた。

しかしながら、無人島事件についての華山と鳥居耀藏との關係を物語る文書のうち最も信頼すべきものは、三宅友信著『華山先生略傳』（明治十四年）における次の記事である。

抑々先生（華山をさす）の奇禍に罹る因縁を原ぬるに、天保年間世上頻に外寇の説起り、且つ阿蘭人密告す、近歲亞米利加の軍艦江戸近海に來り貿易を索るの舉ありと。是に依て幕府攘夷の議起り、濱海武備を嚴制し、相豆房總の海岸防禦の大砲臺を建築の策あり。因て幕吏をして其沿海の地形要害の處を巡檢せしむるの命あり。時に監察（目付役）鳥居要藏（職名）なる者其任を蒙り、武相豆の海濱を巡見し、適々豆の葦山の代官江川太郎左衛門に會遇し、沿海防禦の利害を討論す。要藏素と江川を侮どる、僻境の人何の知ることあらんと、己れの口辯を以て防海の奇策を誇らんとす。然るに豈に計らんや江川氏の海外の事情に曉通すること精詳にして、鳥居氏未だ知らざるの説に及び口を開くこと能はず、殆ど下吏傍人に面目を失せり。是に由て禍心を包藏し、江川氏を擠陥せんことを謀る。是より先き江川氏素と武事を嗜むと雖も、旁ら繪畫を善くす。故に華山氏の名望を聞き、江都に來り、數々會遇して交情日に厚く、海外の事情形勢又防海の策を論議することあ

り。鳥居氏竊に其事を聞知し、華山を拘囚して鞠問せば防海の私議密策必ず江川氏を坐するに至らんと。於是配下徒士目付（註、このところ小笠原實藏と混同されてゐる）花井虎一なる者をして屢々華山を訪はしめ、海外の談論及び無人島の形勢開港等の私議を諜知し、因て江川氏を陥しいるの一策を逞しうし、閹老に膚受の懇をなす。

浦賀の仇を無人島で打たうといふ耀藏の執念ぶかい根柢がよく描寫されてゐる。

また友信によつて無人島に關する華山の私議云々の事が發表されてゐる點は看過されてはならない。

五 華山の無人島關心と攻勢國防觀

華山の無人島私議について考察する。この事實を友信自身が肯定したのは前述の通りである。ところが友信はこの事實を再び『華山先生略傳』中に次のやうに肯定してゐる。

先生拘留中獄吏糾問の際拾收する所の藏書中ラウレンス氏の地理志日本無人島略説の文中紅紙片を貼するを詰り、疑事を吐かしめんと計る。先生應へ言ふ、是恐く此書先きに所藏人のなす所ならんと。吏も亦強て鞠究する能はずして已む。實は先生の貼付する紅紙也、其機智亦如斯。

次に『華山の口書』には花井虎一や齋藤次郎兵衛の華山私宅訪問の事實が肯定され、華山の無人島關心の片鱗が示されてゐるが、これに關する最上級のものは次の記事である。

私儀無人島は異國人船を繋ぎ居候由承り、右に付豫て渡海應接致度心底の處、去年中御代官羽倉外記様伊豆

七島を御巡見之節、無人島へも御渡海被_レ成度段御頼み有_レ之候に付、御同船可_レ致心底にて、主人土佐守に願立候儀も有_レ之、來子年外記様御目付御目代無人島へ渡海致し候由に付、其節は同船致し、漂流に托して呂宋・サンドウイス、アメリカ國邊へ罷越候心組にて罷在候故、此節無量寺順宜渡海の連中には不_レ加罷在候由、御尋御座候處、右外記様御願有_レ之候段は承り及候。其頃主人家政筋の義に付同役と矛盾致し候義有_レ之、因而退役の儀相願候得共、聞届に不_レ相成_レ候に付、迎も聞濟には相成る間敷と相察し候得共、外記様御巡島の節御付添申し、無人島へ渡航致し度段、其節主人在國中に付同役共迄願書差出し候處、年寄相勤候身分に而右體之願書差出候は心得違にて可_レ有_レ之旨被_レ申聞願書差戻され申候。

以上の文面を通して見ると、華山の以前に羽倉外記が熱烈なる無人島渡航企劃者であつたことが明瞭である。さうして華山は外記と同行したい考をもつて天保九年參勤中の藩主康直侯に願立をなし、翌十年藩主在國中に來年無人島渡航の噂さある外記一行に参加したい願書を江戸詰同役に差出したところ却下された。華山は山口屋金次郎等(前掲口書中の「無量寺願宜渡海の連中」に同じ)の秘密渡航計畫には無關係であつたのだが、羽倉外記の計畫に参加するためには正々堂々と願書を出して、無人島行を實現しようといふ強烈な意圖を示してゐたのである。

われらは華山のこの心持に全部的な共鳴を感じる。なんとすれば、眞に國家を憂ふる至誠國防論者として華山の示した態度が最善であると考へられるからである。華山は無人島だけを目的としてゐたのでなく、前掲口書前段訊問の條にあるやうに、場合によつては呂宋・サンドウイス(本註の)・アメリカあたりへの漂流を希望してゐた

のかも知れない。華山は前掲口書の末に「漂流に托し異國へ罷越すべき杯、存じもよらざる義にて、右體の心組毛頭無御座候。」と記して、異國漂流意圖を否定したが、この事は必らずしも彼れにその意思がなかつたといふ證據にはならない。寧ろそれはさきに挙げた紅紙貼付事件と同じく華山の機智でもあつたらうかと私は考へる。さうして、それがためにこそ、彼れは自覺した國防論者と呼ばれ得るのである。國防のために敵情搜索は第一要件だ。それがために後來佐久間象山と吉田松陰との合意は、松陰の密航計畫といふ有名な事件を惹起したが、それと華山の場合はよき比較を形成するものである。

華山は鎖國的國防論者即ち防勢國防論者でなく、積極的な攻勢國防論者であつた。無人島渡航意圖がその實證である。世間には開國論者を單に西洋を恐れた結果の開港主張者と誤解してゐるものが甚だ多いが、華山を決してさうした圈内に陥るべきではない。華山の開港論は、佐藤信淵のそれと同じやうに、終局においては攻勢國防を目標としてゐたことを記憶しなければならぬ。

次にわれらは華山の無人島渡航意圖と尙齒會員佐藤信淵との間になんらかの關係があつたかどうか、それについての文獻的證據を持たないのを遺憾とする。華山と信淵との關係は、尙齒會同人といふ以外にも親密なところがあつたのであつて、信淵は華山を門人と稱してゐたし、また華山の依頼によつて田原に講習會を開いたり、『田駿年中行事』(天保十年)を書いたりしたほどの間柄である。従つて無人島に對して絶大の關心をもつてゐた信淵が華山の前に於いて全然沈黙を守つてゐたとは到底信ぜられないことである。われらはこの兩偉人の間に

象山・松陰の關係に近似した状態を考へても差支ないと思ふ。なんとすれば、前述したやうに信淵は無人島占據を對英策最初の段階とし、且つ「攻むるを以て守りの主となす」「常に他國を攻むるを以て自國の守りとせざれば禦侮の備へ必全からざる者なり。」といったやうな攻勢國防觀を堂々と發表してゐたからである。即ちわれらは華山を目して攻勢國防を第一義とした積極的國防論者となし、また或る意味においては信淵國防論の共鳴者となすものである。

華山の自殺は天保十二年即ち鴉片戰爭の第二年目なのであるが、彼れの國防論者としての活動は鴉片戰爭の前年即ち天保十年をもつて終局を告げてゐる。わが國防論の覺醒、西洋殊に英吉利の實力に對する認識は、鴉片戰爭後に至つて漸くその緒に附いたのであるから、同戰爭以前における華山のあれだけの積極的國防論を考へると、この點において華山の先覺的存在は永久的記念碑として記憶されなければならぬ。

六 華山の國防觀とその周圍

最後にわれらは華山の國防觀を一層深強化するためにその周圍を一瞥する。華山と江川英龍との關係は前述した『西洋事情御答書』(天保九年)によつて大體知られるやうに、華山は西洋事情については英龍の先輩であり、華山の答書が英龍の國防觀を裨益したのは勿論である。華山の死後鈴木春山から村上範致へ送つた武江近海禦戎に關する書簡に、華山縣令(江川英龍)から友信君所藏のフルステケンキューンデといふ築城書の借用を申込んで

來られたので早速友信君から拜借して送附せよといふ意味のことが書かれてゐるが、それは死せる華山の活動であつたといふ風に考へられる。

華山と友信との關係は特大書の値をもつてゐる。華山の輔導下に長英・三英等に蘭學を學んだ友信は、『鈴林必携』と『泰西兵鑑』とを翻譯し、新しい西洋砲術・砲臺・三兵戰術に關する知識を紹介した。〔第三十一章〕華山その人はさきに述べて置いたやうに兵學者としての立派な見識を持つてゐた人で、一流一派に囚はれない兵法活物論を唱へてゐたが、恐らく友信はその衣鉢を承けて西洋兵術を研究したのであらう。

華山と信淵との兵法的交渉は不明である。例へば信淵は水戦法において西洋の大船大銃主義に對するために自走火船若しくは小船大銃主義の異様船・新製小艇を以てし、前者を内洋作戦、後者を外洋作戦に使用する考であつた。信淵の自走火船は文化四年阿波において考案されたもので、流星花火の原理を應用して退走砲を火船の後尾に附着し、これに流星火薬を装填し、これに點火した場合、火船が退走砲の反動力を籍りて自走する仕掛になつてゐた。そこでこの火船を敵艦から三四町の距離に近づけた後退走砲に點火し、乗組員は別に携へて來た小船に乗つて引返すと、火船は自走して敵艦に近づき、船中の烽火筒の自爆によつて敵艦を焼き若しくは敵兵を暈倒せしめようとするのである。自走火船の前身は大原左金吾の『北地危言』(寛政九年)に紹介され、安政年間小島省吾の『水陸戰考』長山貫の『海防私議』には自走船の名をもつて現はれてゐる。

然らば華山はこの種の火船についていかなる知識をもつてゐたか。華山が信淵その他邦人工夫の火船をどう考

へてゐたかは全く不明だが、『臆舌或問』におけるニューマンの答のなかに、英國創始のストーム・マシーネ蒸氣を「火を以て遣る車」と説明した後に「我國（オランダ）にても此製に倣ひて自行火船を工夫せり、成れる事は未聞申さず候。其船は風力を借らずして起るからに、水程を計り更にあやまることなきを以て、飛脚火船に用べき物也、是を呼でヒュル・マシーネ火と申候、荷物は積かね候。」とあるのを見れば、華山はニューマン紹介のオランダ製「ヒュル・マシーネ」に關する知識を持ち、これを「自行火船」と邦譯し、信淵謂ふところの自走火船とは呼ばなかつたのである。或は華山が信淵の自走火船に若干の認識を有したとしても、兩船の構想構圖の相違からわざとその名稱をかへたのでなからうかとも考へられる。

さきに述べたやうに華山は武學に對して確かに一隻眼を持つてゐた。彼れは一流一派に囚はれない廣い意味の日本流武學を目指してゐたのかも知れない。しかしながら、彼れは武學の術的方面においては兵法活物論者であり、從つて西洋の最新式砲術若しくは戰術を取り入れることを考へてゐた。春山や長英や友信がそれ／＼西洋兵書の翻譯に従事したのは多分華山の示唆若しくは意圖を承けた結果であらう。春山・長英共譯の『兵學小識』『三兵答古知幾』春山譯『三兵活法』『海上攻守略說』の奥底には華山の氣吹がかゝつてゐたらうと推定される。春山は三兵戰術移入者として維新前史時代を代表する第一人者であるが、『兵學小識』總論（この總論は春山の著述である）において武學を動・不動兩相から考察し、學門を不動相、術門を動相に配し、「學門の統ぶる所は衆説を包羅し、古今を折衷し、要を提げて之を定るなり。即ち兵學の定則にして變化せざる者なり。」といひ、「術門の主る所は其源學

術の定則に原づき、法を立て令を設くと雖も、敵に臨み時に從て其狀を變じ其勢を易ふ。兵法は時世と共に推し移るを以て要とす。近世火攻の術盛に行はるゝに及んで、古法を以て之を防ぐこと能はず。是を以て兵法其狀を異にし其趣を同じふせず。」と論じて、偉大なる武學者としての見識を吐露した。この點において春山は武學者華山の意圖を完成し、華山の國防觀に磨きをかけた人物と見られるであらう。

然るにこゝに一つの不思議がある。それは華山・春山の武學觀と信淵のそれとの關係だ。信淵の陸戰法はその著『兵法一家言』『二隊轉戰法』『陸戰法秘訣』等を通して見て確かに他の追隨を許さない獨創性をもつてゐる。それは絶えず西洋戰法を目標としつゝ、日本的な若しくは信淵獨特の戰法をもつて彼れを擊破しようとしたものである。さうしてこの意味における信淵戰法の動力となるべき兵器は、行軍砲戰車（箱楯車）と疊楯車とであつた。即ち戰車戰法が信淵戰法の中核をなしてゐたのであり、最後の解決は刀槍の突擊に依頼するのであつた。信淵はこの戰法によつて西洋の**盎華兒多戰法**（銃砲に徹底し、銃劍突擊を最後の手段とした）を擊破する自信をもつてゐた。しかしながら盎華兒多戰法は春山等によつて紹介されたナポレオン戰爭以後の三兵戰術に比しては著しく舊式である。從つて兵法活物論者たる信淵として永く盎華兒多戰法を目標としてゐたのは多少時代遅れの謗りを免れない。が、さすがに信淵は嘉永二年即ち彼れの死の前年に改訂した『陸戰法秘訣』には『兵學小識』における西洋兵制の或る部分を取り入れてゐるが、舊式盎華兒多戰法の代りに新式の三兵戰術を相手とする新しい立場にはまだ立つてゐなかつた。信淵は依然として盎華兒戰法破壞を目的としてゐたのである。即ち華山・春山等は結局その新鮮味において

は信淵の壘を摩してゐたのである。しかしながら、「攻むるを以て守りの主とする」信淵の攻勢國防觀が華山・春山等のそれと共通點をもつてゐたのは事實である。

その他田原三山の一人といはれる伊藤鳳山の『無是問答』における國防觀に對する華山の影響、春山の輔導の下に田原藩第一位の砲術家練兵家となつた村上範致の事蹟等、まだ紹介さるべき幾多のものが残されてゐるが、われらは以上の略述によつて、所謂開國論者として以外の華山の姿を、その攻勢國防觀によつて把握し得たやうに思ふ。

第十六章 鈴木春山の武學觀

一 武學の不動相と動相

二 春山不動相を本位とす

第十六章 鈴木春山の武學觀

一 武學の不動相と動相

日本武學はその本質において世界獨歩であり、全然外國兵學の追隨を許さない。それは神武學であり皇道武學であるために異彩を放つてゐる。しかしながら、それは節制や術の方面においては融通性を持ち、支那兵學や西洋兵學のその方面における長所を採用するに吝かでなかつた。かうした態度を例へば兵法活物論といふ。即ち本邦においては、兵制はその本質上飽くまで不變不動であるが、その組織編成上においては、時に支那のそれを參考し、或は西洋の長を攝取し、次に兵法・兵器・築城に關しては、それらが流轉發展を特色とするものであるだけに、所謂日進月歩のものとして、彼れの長を取るのは當然である。わが鈴木春山（享和元年—弘化三年）の態度にしてもさうである。

鈴木春山に關して私は昭和十二年『鈴木春山兵學全集』三卷を編纂刊行し、そのうちに彼れの譯編『兵學小識』と彼れの譯書『三兵活法』『海上攻守略說』を収録したが、その際私は同集中に私の執筆に屬する『江戸時代兵學史上における鈴木春山』を加へ、春山の天保弘化時代武學界に對する貢獻と後世への影響とについて指示

した。然るに同全集刊行後、私は通常高野長英の名においてのみ考へられる『三兵答古知識』が實は春山・長英の共譯と稱されるのが妥當である事實を發見した。(第三十章五)春山の譯編『兵學小識』はプロシヤ人プラントの著書『三兵戰術の基礎』その他多數プロシヤ人の著書の重譯を春山獨特の體系中に取り入れた一種の著書と見らるべきものであるが、西洋の兵聖ナポレオンによつて磨きをかけられた三兵戰術・三兵組織または西洋砲術の紹介において、それまでに見られなかつた最も斬新なさうして大規模なものであつた。春山によつて紹介されたナポレオン三兵戰術以前における西洋戰法は、^{アンヘルト}蓋華兒多戰法の名をもつて文政年間高島秋帆の知るところとなり、佐藤信淵の傳聞するところとなつた。信淵はこれをドイツ皇帝アンハルトの戰法と誤解してゐたが、實はプロシヤの公爵アンハルトの戰法であつたのである。(第二十九章一・二)このアンハルト戰法はフレデリック大王の戰法と呼ばれても差支ないものであるが、信淵によつては銃砲戰殊に銃劍突撃を主體とする戰法と狭く解釋されてゐた。また三宅友信はシャルンホルストの『袖珍陣中要務令』の重要部分を重譯して『泰西兵鑑』と命名し、フレデリックの三兵戰術を紹介した。(第三十一章二・三)これらの傍證によつて春山紹介の三兵戰術の斬新性とその効果とは容易に理解されるであらう。

しかしながら春山は決して單なる西洋兵學書翻譯者ではなかつた。既に述べたやうに、『兵學小識』は單なる譯書でなく、著述的色彩をもつ譯編なのであるが、就中同書總論が明かに春山の執筆に屬する事實を知り、われらは同論を通じて春山の武學者としての卓絶した見識に直面することができた。また鹽谷宕陰の『校刻三兵活法

序』によつて私は同じ意味における春山の武學觀を意識することができた。

まづ『兵學小識』總論を通して春山を考へよう。總論中の次の文はわれらの注意を惹く。

西洋舊史を閲するに、如德亞國を有つこと千三百年にして大略寧歲なく、羅馬の強大隆盛なる前後七百年、其間小康纔に三次、疆界廣くして其世を経ること既に久しく、民其澤に浴すること渥からざるに非ず。而して其國此の如く騷擾して戰鬪する所以の者は何ぞや。夫れ歐羅巴洲の形勢たる：：軍旅止んと欲して止むこと能はず。是れ西洋各國の病なり。故に常に武術を演習し、兵法を研究する所以なり。

右の文は總論が春山の執筆に屬することを立證するものであるが、私はこれをプロシヤ、オランダの兩原書の總論と比較對照することによつて、ます／＼その確證を把握することができた。また前文末尾の記事によつて、われらは春山の西洋兵法に對する關心を認めることができた。然るに春山は西洋兵法の動的方面以上に武學の不動相を靜視してゐたのである。この問題に立ち入る前に、われらは總論冒頭の文によつて春山の學的態度を窺ふことにする。

凡乾坤萬有の體性、其形千狀萬態にして同じからずと雖ども、類を以て之を分てば、即ち生機有無の二物に過ぎず。無生機の諸物は靜定するを以て其體となし、自然に従ふを以て其性となす。故に天地と争ふ。但し小大散せず。是を以て須臾にして其體を變じ、其形を異にし、之を久遠に傳ふること能はず。其體たる、必ず諸般の活器を具有し、以て各自の運用をなし、相集めて以て活存の一主用をなす。人畜の體皆然り。

即ち春山は宇宙萬物の體性を無機・有機兩物とし、これを靜物兩方面から觀察したが、この見方をそのまゝ次のやうに武學の上に應用した。

兵學に關涉する所頗る多端、之を分てば數科となる。然れども之を總ぶれば學術の二門に過ぎず。學門の統ぶる所は衆説を包羅し、古今を折衷し、要を提げて之を定るなり。即ち兵學の定則にして變化せざる者なり。術門の主る所は其源學術の定則に原づき、法を立て令を設くと雖も、敵に臨み時に從て、其狀を變じ其勢を易ふ。

春山は武學を學と術との兩門に區分し、學門の不動相と術門の動相とを指摘した後、さらに後者を説くこと次のやうである。

兵法は時世と共に推し移るを以て要とす。近世火攻の術盛に行はるゝに及んで、古法を以て之を防ぐこと能はず。是を以て兵法其狀を異にし、其趣を同じふせず。縱横散の原隊を制し、方圓梯菱の陣を設け、離合集散の法を立て、機に臨み變に應じて轉換變易するに便ならしめ、將帥より兵卒に至るまで、常に演習して熟練せしむ。

兵法を活法とする所謂兵法活物論者としての春山の面目が躍如としてゐる。彼れは變化する術においては西洋のそれを重要視し、西洋の砲術、西洋の三兵戰術に大きな關心をもち、譯編によつてこれを紹介することに努めたのである。が、春山は單なる譯者若しくは譯編者でもなく、西洋兵法に對する一家言若しくは對策を抱懐してゐ

た。上田藩士八木千之執筆の『田原紀聞』中の鈴木俊次郎(春山)の話または説のうちから、「ナポレヲム寡を以て衆に對す謙信の氣象か」「西洋兵制にては人々多く死ざれば勝負には勝つゝ詰寄せて打たざるが肝要の所也」の二文を引いて見ただけでも、春山の見識の一斑を窺ふことができるであらう。

二春山不動相を本位とす

しかしながら、春山の眞骨頂は武學の不動相に存してゐたのであつて、この點において彼れは西洋兵學よりも支那兵學に信頼を懸けてゐた。鹽谷宥陰の『校刻三兵法活法序』のなかにある宥陰・春山の次の問答はその具體的證據となつてゐる。

予(宥陰)嘗謂春山。今之談兵者。恰如醉漢。不僻於舊制。則僻於西洋。猶醉漢之不左傾。便右倒也。誰居當今之世。能不左右倒者。春山曰。然。觀世而不觀於世。制兵不制於兵。雖不能及。而吾則有志焉。夫不左右倒者。非胸有孫吳之略者。不能也。胸有孫吳之略。而後可取。彼長以輔我長也。夫然後三兵之爲活法者。信矣。

即ち春山は孫吳の略を根本とし、この略を有するものは、或は舊制に僻し、或は西洋に僻するやうな、例へば醉漢の左傾し若しくは右倒するやうな爲體を演ずることはない、かくして始めて西洋兵法の長所を攝つて我れを補ひ、三兵戰術を活用することが出來ると説いてゐる。然らば春山は孫吳の兵學のみを考へて日本武學を意中に置

かなかつたかどうか。

私は信じてゐる、春山の意味する孫吳の略は江戸時代邦人の武學常識となつてゐた孫吳の兵學即ち日本化された孫吳の兵學を指すのであるといふことを。春山の屬した當時の田原藩においては、甲州流・越後流・長沼流の武學が盛んであつたやうに想像され、渡邊華山の『危言』（天保七年）はその邊の消息を物語つてゐる。私はやはり春山の武學觀は日本武學を根本としてゐたことを肯定するものである。次に華山は同書のうちに「諸兵家流モ又已ガ習タル武門要鑑鈔・兵要錄等ノ外ニハタヘテヨキ事ノアラントモ思ハザルカラニ、固陋云フベクモアラデ云々」と述べ、越後流の『武門要鑑抄』や長沼流の『兵要錄』を墨守するやうな、一流一派に囚はれる守舊主義を排し、兵法活物論を唱へながら、小さな流派武學を超越して大きな日本武學意識を表明してゐたかのやうに見える。〔第十五章二〕私は華山と異體同心であつた春山に濃厚な日本流意識があつたことを確信するばかりでなく、この意識に關して春山が或は華山以上の本據ではなかつたらうかとさへ想像するものである。

第十七章 佐久間象山の武學觀

- 一 長沼流武學者佐久間象山
- 二 象山の學的態度
- 三 象山の武學態度
- 四 田原藩と松代藩
- 五 日本流武學者としての象山
- 六 象山の新知識憧憬
- 七 象山と三兵戰術
- 八 象山の洋兵日本化
- 九 象山の武學門下生
- 〇 象山の武學觀と吉田松陰
- 一 象山の武學觀と八木千之
- 二 象山の武學觀と木村軍太郎
- 三 象山の武學觀と大島貞薰
- 四 結 論

第十七章 佐久間象山の武學觀

一 長沼流武學者佐久間象山

私は昭和十二年七月二十五日東京青山會館に催された國史會において約三時間に亙り『長沼流兵學の發展』(『國史會』昭和十二年九月號・十月號に掲載)といふ題目で講演した際、長沼流武學者清水赤城(明和三年—嘉永元年)がその銃砲知識によつて長沼流武學の新展開に貢献したと同時に、その各藩に對する影響が甚大であつた事實を指摘したなかに、松平樂翁がその次男、後に松代の藩主になつた眞田幸貫(寛政三年—嘉永五年)を赤城の門人としたことを述べた後、佐久間象山(文化八年—元治元年)に言及し、

象山について見ますれば、松代藩主眞田幸貫が長沼流兵學者であり、象山と交友の深かつた藩士山寺源太夫もさうでありましたから、多分象山もさうであつたらうと私は想像するのであります。

と大膽な想像を發表して、象山を長沼流武學圈内に包含する意思をほのめかして置いた。

然るに翌年十一月中旬、私は『象山全集』を改めて讀みなほした結果、卷四の一〇頁—一二二頁に收められた嘉永五年「松代藩留守居津田轉より庄内侯への返簡」(全集編纂者三井圓三郎氏の註に曰く庄内侯より先生の人物につき津田まで問合あり津田より先生へ相談せし節先生の立案せしものなり)に、次の

やうな象山の經歷殊に象山と長沼流武學との關係を發見して、殆んど名狀すべからざる歡喜に浸ることができた。同藩佐久間修理業職の事御尋ねに御座候。是は何とも難取定候……元來は父と申ものより讀書家にて、幼年より書物を澤山讀み候事と被存候。二十歳餘の頃林家御門人に相成り、一齋先生に被取立、文章などは先生の門下にも其頃類少き趣にて、先生にも毎度御賞美被下候。然る所如何存候や、三十四五歳の時分より西洋學に入り、半年計にして師匠なしに彼の横文字を自由に讀み覺え候て、天地萬物の窮理よりして火術・兵法等に涉り、只今にては漢土聖賢の道德仁義の教を以て是が經とし、西洋藝術諸科の學を以て是が緯とし、只願皇國の御威稜を盛に致し度と申存念のよしに御座候。兵學師範の事御尋に御座候が、是は先年故信州（信州の註に曰く、故信州は感應公をさす）の側向勤め候頃（筆書註、天保二・三年の交、）信州より長沼流の傳書をば授り候かに承及び候。甲州・越後の手筋なども心得候かに御座候。然る所近來は西洋の兵法を兼采候にあらざれば當今の實用は成し難しと申料見のよし、元來讀書好にて候故、漢土の兵書は大半涉獵候よしの所、孫子・司馬法一二書の外は皆淺陋にして用立不申が多しと申議論の様子にて、何か高尚に過ぎ候様存じ申候。火術門人・兵學門人員數の事はは取合せ三百人も御座候かのよしに承り候。是亦一笑話にて、當人義最初より砲術・兵法など致教授候はんとは更に存じも寄らず候所、一昨々年冬西洋字書編輯、其板行伺の爲に出府いたし、深川屋敷に寓居仕候内、僅かの間にひた／＼と門弟も付き、さては彼れが本義と仕候經學の事は不存人多く、結句一箇の砲術家の様に世間に申候様に御座候。（國書、句）

象山は私が想像したやうに長沼流武學者であつた。前記文面を通して象山は感應公（幸貫）から長沼流の傳書を授けられたといふ事實は確かめられた。従つて武學者としての象山は、勿論正式には長沼流と稱さるべきであるが、一方甲州・越後兩流を兼修し、別に漢洋の兵法をも併せ涉獵してゐたのは、前文記載の通りである。

二象山の學的態度

象山は前掲書簡に明記されたやうに經學を本業としてゐたのである。しかしながら、嘉永四年吉田松陰（天保元年—安政六年）が玉木文之進に贈つた書簡における

眞田侯藩中佐久間修理と中人頗る豪傑卓異の人に御座候。元來一齋門人にて、經學は良齋よりも優れる由古賀謹一郎いへり、良齋も數と是を稱す。今は砲術家に成り候處、其入塾生砲術の爲に入り候ものにも必ず經學をさせ、經學の爲めに入り候ものにも必ず砲術をさせ候様の仕懸に御座候。

は象山が經學を本體としながら、決して經學に拘束されなかつた融通性を指摘したものであり、文學博士飯島忠夫氏の『象山先生小傳』（象山全集）における

先生が學問の規模の廣大なるや、宇宙間の眞理を説くものをば、支那と西洋とに論なく、盡く採りて之を我が國に用ふべしと爲して憚らず。先生が如何に天地萬物の眞理を窮むるの熱心なりしかを見るべし。先生の議論よりすれば、西洋の科學も亦朱子學と矛盾するものにはあらざりしなり。先生が幼時より俊敏にして學

を好み、人に屈するを屑とせざりし氣質は、終に先生をして洋學に進ましむるに至れり。

は朱子學者象山の融通性、朱子學を西洋科學と結合しても矛盾がなかつた象山の面目をよく表現してゐる。かくして、象山の武學態度は經學即武學の新境地を開拓した山鹿素行・長沼澹齋のそれと當然共通したわけである。

しかしながら象山が窮極の目的としたものは、決して經學ではなく、日本學であつた。前節に擧げた象山の經歷中に見える「只今にては漢土聖賢の道德仁義の教を以て是が經として、西洋藝術諸科の學を以て是が緯とし、只願皇國の御威稜を盛に致し度と中存念のよしに御座候。」(嘉永五年)によつて、われらは象山の日本の自覺を十分認識することができるのであるが、これをさらに強調してゐるのは、文久二年象山から幕府への上書における左記文面である。

道德仁義孝悌忠信の教は盡く漢土聖人の模訓に従ひ、天文地理航海測量萬物の窮理砲兵の技商法醫術器械工作等は皆西洋を主とし、五世界の所長を集めて皇國の大學問を成し候義に御座候。

蓋し象山の意圖するところは、漢土の經學と西洋の科學との所長を皇國體の基礎の上に取り入れ、一大日本學を構成しようといふのであつた。

象山のかうした博大な學的態度は、長沼流武學のそれと一脈共通したものがあつた。長沼流武學は江戸時代諸流武學中山鹿流と共に最も融通性に富んだものといはれるが、その開祖長沼澹齋(寛永十一年—元祿三年)の態度は鹽谷宕陰(文化六年、慶應三年、清水)の『澹齋長沼先生傳』に

常語門人曰吾録三分書也二分在口訣五分則在學者自得焉耳後來有善用之者不必株守我
也法

と記されたやうに、流派傳統を超越すべきことを門人に説いたものである。象山の門人に對する態度はこれと同様であつて、象山が常に門人に對して「出藍」を要求し、(後に)また自身西洋兵學の研究に没入したのはその證據である。

三 象山の武學態度

われらは武學者佐久間象山を検討すべき機會に到達した。象山の武學經歷の第一歩は、長沼流武學の修學に始まつたのであつて、さきに述べて置いたやうに、天保二・三年二十一・二歳の頃には藩主幸貫から同流武學の傳授をうけたのである。また象山は甲州流・越後流の武學を兼修し、支那西洋兩兵學に對する深い造詣をもつてゐたのである。

象山は江戸時代の一般武學者が金科玉條とした支那の孫吳俞戚(孫子・吳子・俞大猷・戚繼光)の兵學よりも、孫馬李戚(孫子・司馬法・李衛公・戚繼光)のそれに興味を感じてゐたが、象山の『跋泰西陸戰圖』(弘化三年正月)(全集卷一、象山手稿)に

余自少讀和漢兵書不鈔而孫子司馬法一二書之外率皆粗淺無足觀者惟明戚南塘(名は)從杜

氏通典所載唐李衛公兵法參以其所曾經實歷者著爲紀効新書吾邦荻生氏又仍之撰鈴録是爲可取耳然其間藝法器制猶有類兒戲者不爲無憾焉

とあるやうに、象山は支那兵學に對しても十全な満足を感じてゐたのではなく、徂徠等の傾倒してゐた戚南塘にも相當不滿の意思を表明してゐた。戚南塘に對してばかりでなく、日本武學者等が絶對無條件に兵聖としてゐた孫子に對してすら、象山は相當程度の不滿を感じてゐたのである。象山は『孫子』十三篇中の始計・用間に特殊の興味を感じ、隨所に喜んで『孫子』の名文句を引用してゐるが、『省錄』(安政元年)(全集)に

漢士兵家之書莫高於孫子而其爲書空言無事實者過半矣未可以治兵也何以言之曰善戰者先爲不可勝以待敵之可勝其不可勝何以致之善守者藏於九地之下善攻者動於九天之上其藏於地下動於天上何以得之善戰者先立於不敗之地而不失敵之敗其立於不敗之地何以能之如此之類吾未覩其有事實也而世徒眩其文不求其實萬口一致爲兵法而不疑吾甚疑之

と斷じ、孫子の兵法を空言にして事實なきもの過半と喝破した。蓋し象山の眞意は、我が兵法を西洋相手の急務に應ぜしめるために、これを不動不易の姿において考へるよりも、寧ろこれを動的な術的方面において考へようとしたのである。

象山をして夙に西洋の新式銃砲に憧れしめた有力な理由の一つは、長沼流武學の空氣であつたと考へられる。

一體長沼流武學は諸流武學のうち最も銃砲を重要視したのだが、長沼澹齋の門人佐枝尹重(承應三年—寛保二年)

は『鐵砲茶話』を著し、尹重の門人近松茂矩(元祿十年—安永七年)は『火技要録』『鐵砲茶話後篇』『鐵砲茶話附尾問答』『銃訣』を著し、漸次師の缺を補ひ、銃砲知識の發達に寄與するところがあつた。

然るに佐枝・近松の門流から清水赤城(明和三年—嘉永元年)といふ偉大なる長沼流武學者があらはれた。赤城(諱は正徳、大橋訥菴の父)は『西洋神器説圖解』(享和三年)を出し、『神器譜』を醵刻し、(文化四年)『火砲要録』(文化十一年)を著し、西洋式銃砲知識に關しては遙かに佐枝・近松兩師の壘を摩し、その英名は江都に轟き、松代藩主眞田幸貫公、田原藩主三宅康直公は、いづれも嘗て赤城を師とし、山野邊主水正(水戸藩)、山田亦介(長州藩)、今泉可八(三春藩)、小野寺慵齋(同上)、宮崎平太夫(佐倉藩)、大久保要(土浦藩)、加藤櫻老(笠間藩)、山寺源太夫(松代藩)、八木千之(上田藩)、椋木八太郎(津和野藩)等はその門人であり、各藩に對する影響は顯著なものであつた。儒者鹽谷宕陰・安井息軒・齋藤拙堂・安積良齋も赤城門下生であつた。

しかしながら、赤城の西洋式銃砲知識は支那を介した迂遠なもので、當時の日本に對しては新奇に見えたかも知れないが、實際は甚だしく舊式であつた。即ち赤城の『西洋神器説圖解』(明の何汝漢編輯『西洋火攻神器説』の註釋圖解)『神器譜』(明の趙子小銃の樣式を取り入れて作成した新式小銃の解説並びに圖解を赤城が醵刻したもの)は、いづれも二百年を遙かに過ぎた、第十六世紀末期の、勿論三十年戰役以前の舊式西洋銃砲の紹介にほかならなかつたのである。赤城著述の『火砲要録』にしても、概ねこれと五十歩百歩であつたらう。

かうした次第であるから、『神器譜』醵刻の翌年、即ち文化五年和蘭通詞本木正榮翻譯の『砲術備要』の原書の

著述年代が、西紀一七五一年（寶曆元年）であり、『神器譜』著述年代の百五十三年後であつた事實は、當時の邦人識者には青天の霹靂であつたに相違ない。邦人が支那銃砲書を介することなしに、直接西洋銃砲書を翻譯してその最新式を取り入れようとするに至つたのは當然であつたといはねばならぬ。昨日の新式は今日の舊式となる場合がある。『砲術備要』なども原著出現から五十七年後の翻譯であつて、その翻譯年代たる文化五年（一八〇八年）はナポレオンの全盛時代であつたのである。

文化以後の邦人にして西洋銃砲を談ずるものはナポレオン以後の銃砲を知らなければならなかつたのである。象山の求めたものは西洋銃砲に關する最新知識であつた。わが銃砲界の先覺者と見られた高島秋帆（寛政十年—慶應二年）の銃砲知識なども、「兵者革也。順時而更新也。」（全集卷四、竹内八十五）を標語としてゐた象山には、取るに足らぬ舊式なものになつてしまつた。然らばこの日進月歩の新時勢を睥睨する象山の意圖は、果して奈邊にあつたのであらうか。

四 田原藩と松代藩

清水赤城はその銃砲知識それ自身の價值よりも松代・田原兩藩主に與へた影響によつて偉大なる貢獻をなすことができた。松代藩主眞田幸貫の影響下に活動した象山と田原藩主三宅康直の影響下に活躍した鈴木春山（享和元年—弘化三年）との本邦武學界に對する寄與は、赤城からの間接の刺戟をうけた結果と見られる。

春山の屬した田原藩は、最新式な西洋兵學若しくは西洋砲術の移入においては、象山の屬した松代藩よりも先輩であつた。田原藩には三宅友信（文化三年—明治十九年）といふ隠れた偉人があつた。友信は藩主になる資格をもつてゐた人だが、仔細あつてその地位を姫路の酒井家から來られた康直（序でにいふが酒井家では既に長沼流武學を取り入れたので）に譲り、隠居して蘭學の研究に没頭した。家老渡邊華山（寛政五年—天保十二年）は友信援助の下に尙齒會を組織し、その傘下に春山・高野長英・小關三英等の如き錚々たる蘭學者を集めた。この三羽鳥のなかで最も武學の見識に長けてゐたものは春山である。

私は昭和九年春山の遺族から依頼をうけ、『鈴木春山兵學全集』編纂を決意し、春山の翻譯兵書を搜索した結果、昭和十二年ややく全集三巻を發刊するに至つたが、これに収録されたものは、『兵學小識』『三兵活法』『海上攻守略説』の三種で、鴉片戰役（天保十一年—十三年）の前後において春山の翻譯したものである。但し『兵學小識』は春山が長英を共譯者として翻譯したものであつて、長英の隠れた功績は顯彰されなければならない。春山と長英とは密接不離の關係にあつたのであり、有名な『三兵答古知幾』にも「共譯」と見てよい事實を私は最近發見した。『三兵答古知幾』は今までのところでは慶應二年の木版で、譯者の名は載せられてゐないが、その寫本に「曉夢樓主人」の名が記されてゐるので、譯者は長英であることが一般に知られてゐたのである。然るに私が昭和十三年秋岡武次郎氏の通告によつて入手した木活版『三兵答古知幾』は、それより九年前の安政三年に刊行されたもので、「鈴木春山譯」と大書され、「譯例八則」の末尾に「曉夢樓主人識」と記されてゐる。安政三

年といへば、春山の歿年たる弘化三年から十年後、長英自刃の嘉永三年から六年後であるが、刊行者はよく春山・長英の關係を知つて、兩者の名を出したものであらう。

『兵學小識』と『三兵答古知幾』との關係は、拙稿『江戸時代兵學史上における鈴木春山』(『鈴木春山兵學全集』収録)に詳述されてゐるが、前者はプロシヤ人ブランドの著述『三兵戰術の基礎』をオランダ人ミュルケンが翻譯したもの、大部分をさらに邦文に重譯したもの、その他十數種の蘭譯兵書を抄譯したものを春山独自の體系に構成した一種の著述で、本邦にあらはれた西洋兵學關係書としては最初の偉大なるものであり、後者はミュルケン書(原著はブランド書だが、ミュルケン蘭譯を重譯し、これを「ミュルケン書」と呼んでゐる)の全譯である。しかしながら、ミュルケン書はブランド書にない「銃礮・彈藥に關する方面が收容されてゐる。

かやうに若干の相違はあるにしても、その根本において共通點をもつ『兵學小識』『三兵答古知幾』の兩者が、春山・長英の共譯であり、一萬二千石の眇たる田原藩を背景として現はれたのは注意すべきことである。然らば兩書出現の意義はどうか。兩者の原書若しくは主なる原書たるブランド著『三兵戰術の基礎』は、一八三三年即ちわが天保四年に出現したもので、ナポレオン戰役終結の年である一八一五年(文化十二年)から十八年後における、兵聖ナポレオンによつて磨きかけられた歩・騎・砲三兵戰術の紹介であつて、それが、一八三七年(天

保八年)ミュルケンによつて翻譯され、間もなくわが國に傳はり、天保十年五月の蠻社の獄以前に春山・長英協力の下に『兵學小識』中に邦譯されたのは、蘭兵書を通じての三兵戰術紹介の斬新さにおいて特記さるべきものである。また同書はこれこそ西洋最新式銃砲並びにその放發に關する紹介といふ點で異彩をはなつたものである。

既に度々繰り返したやうに、長沼流は銃砲を特徴とした武學であり、清水赤城に至つて愈々この風を助成した。さうして、赤城の息がかゝつてゐた田原藩はこの點において出藍の才能を發揮し、春山の譯書による銃砲紹介となり、村上範致(通稱を定平といふ、文化五年、明治五年)の銃砲實演となつたわけであるが、春山の三兵戰術の紹介並びに兵制改革の暗示は、さらに特筆されなければならぬ。

次に移入三兵戰術書として看過すべからざる他の一つは、一八三一年(天保二年)プロシヤ人デッケルの著はした『三兵戰術』である。同書はブランド書よりも二年前の著述だが、邦人によつて重譯された年代は、ブランド書のそれよりも遅れてゐる。譯者は不明だが、多分高野長英であらう。『埴氏三兵答古知幾』の名において刊本若しくは寫本として傳はつてゐる。私の入手した寫本のなかには松代藩士宮下氏の藏印のあるものがある。

然らば同様に赤城の息を呼吸した松代藩はどうか。赤城門下に遊んだ藩主幸貫から長沼流傳書を授けられた象山が、天保初年七十二門の新式大砲を鑄造した幸貫の意思を繼承して砲術に執心した結果、吉田松陰も「今は砲術家に成り候處」(前出)と書いたやうに、砲術が本業と誤解されるに至つたのは當然である。が、象山は決して單なる砲術家ではなかつた。象山は砲兵隊の組織即ち砲兵を新兵種として獨立させること、さらに進んで三兵

戰術に關する旺盛なる研究心をもつてゐた。そこで、われらは節を改めてこの點に關する詳しい研究を試みたい積りである。

五 日本流武學者としての象山

われらは武學者象山の姿をまづ砲術・三兵戰術兩方面から眺めようと思ふ。第一問題は象山の砲術に關するものである。象山の江都遊學は天保四年象山二十三歳の時を最初とするが、飯島博士が「先生が此の留學中に於て渡邊華山と親交ありしに徴すれば、洋學に對する理解も殆ど既に此の間に成立したりしなるべし。」(『象山先生小傳』)と述べられたやうに、華山と親交を結んだ象山はその時既に西洋學に對する若干の理解をもつてゐたのであらう。或はその時象山は西洋砲術に對する興味を感じてゐたのであらうとも想像される。

しかしながら、象山の西洋砲術執心は鴉片戰役(天保十一年—十三年)以來のことである。イギリス人が支那人を壓倒した銃砲の効果は邦人に對する驚異となつた。天保十二年五月九日幕府が高島秋帆に對して武州徳丸原における銃砲演練を許可したのも、鴉片戰役の影響であつたと考へられる。同年六月十三日幸貫公は老中となり海防掛を命ぜられ、象山はその諮詢に與ることになつた。かくして、象山は天保十三年九月七日高島秋帆の高足江川英龍の門に入つて砲術を學び、翌年二月六日免許を與へられ、その後幕臣下曾根金三郎に就いて砲術を修め、高島流砲術傳書數冊を寫し、さらに田原藩士村上範致(通稱定平、象山は眞平と呼んでゐる)に砲術を問ふところがあつた。範致は

松代藩の鐵砲奉行佐久間國達の砲術の師であり、松代藩には深い印象を與へた人である。

天保十三年十一月二十三日象山から幸貫への上書は注目し値する。この上書は『海防八策』の上書と稱されるものだが、象山の武學思想若しくは國防思想が雄大に發現されたものとして特筆されなければならぬ。象山の國防策は孫子の「知^{*}彼知^{*}己」の實現であり、(文久二年九月幕府への上書稿には「夷俗を敷し候には」(夷俗を知り候より先なるはなく云々)と記されてゐる)鴉片戰役の結果假想敵イギリスの實力を研究して、彼れの取るべきものを取りわが力を充實し、彼れをして我れを窺ふせしめる野心を絶たしめようとするのが象山の本意であつた。

*彼を知るための一手段として象山は大に孫子の「用間」を考へた。吉田松陰が安政元年三月二十七日米艦に托して海外に赴きたい考から下田踏海を敢行したのは、師象山の示唆が有力な原因となつたのである。なほ象山が如何に用間の價値を重視してゐたかは、安政四年彼れが「とつ國のうかみは入れてわが國のうかみはやらずいかせむとかし(うかみのこ)と歌つた事實に徴して明瞭である。

『海防八策』は象山が世界制覇者イギリスを研究した結果としての對英策の根本であるが、八策中軍事的に最も注意さるべきものは次の三項である。

- 其一、諸國海岸要害の所に嚴重に砲臺を築き平常大砲を備へ置き緩急の事に應じ候様仕度候事
- 其二、阿蘭陀交易に銅を被差遣候事暫御停止に相成右の銅を以て西洋製に倣ひ數百千門の大砲を鑄立諸方に

御分配有之度候事

其五、洋製に倣ひ船艦を造り専ら水軍の驅引を習はせ申度候事

即ち砲臺・大砲・軍艦を海防三要素とした林子平の見解とほぼ同様だが、象山自身はさらにこれを「右八策の内尤急務と申は洋製に倣ひ數多の火器を御造立候と同じく船艦を御仕立水軍を習せられ候との二事と奉存」(『上書』)と述べ、砲臺を除いた火器・船艦の二者に限定してゐる。

しかしながら、兵器完備のイギリスに對する策としては、遠大なる計畫の前に、まづ焦眉の應急策がなければならぬ。象山はロシヤのペートル大帝の故智に倣ひ、「阿蘭陀より水軍之法に鍛鍊仕候もの、測量に長じ大船を扱ひ候もの等貳拾人、船大工十人、大小の鐵砲を造り候職人並に陸戰の陣法に習ひ候者各五人宛も被召呼候て云々」(『海防八策』)と上申して、オランダの技術家を招聘して、水軍の法や造艦・造砲・陸戰陣法を學習するの急務であることを説いた。

新銳なる西洋の兵器若しくは彼れの術は飽くまでこれを取るべしとするのが象山の生涯を通じての定見であつた。しかしながら、象山は決して西洋耽溺者でなく、六尺の彼れの巨軀はしつかとわが神武國體の基礎の上に立つてゐた。象山がよく華夷の辨を窮め、本邦を萬邦無比の國家とする意識は、『海防八策』における左記引用文に明瞭にあらはれてゐる。

堂々たる神武の本邦を以て是迄久敷御拒絶御座候ひしイギリスに、此度の兵聲を御懼れ容易に交易を御免御座候と申候ては、春秋傳に所謂城下の盟同様にて、公儀の御恥辱此上あるべからず、依之天下の剛毅強勇の

氣も折け、神國尙武の御威稜も衰弱仕、始終外夷の輕侮を來し候て、其弊舉ていふべからざるに至り可申と奉存候。

外寇の義は國內の争亂とも相違仕、事勢に依り候ては世界萬國比類無之百代聯綿とおはしまし候皇統の御安危にも預かり候とにて、獨り徳川家の御榮辱にのみ係り候義に無御座候へば、神州闔國の休戚を共に仕候事にて、生を此國に受け候ものは貴賤尊卑を限らず如何様とも憂念仕るべき義と奉存候。本邦の義は地球上比類無之靈慧の國にて、疆域の大なる所こそ唐山・魯西亞に譲りも仕り候得共、土壤の豐腴人民の智能に至り候ては實に諸州に勝れ申候。

以上によつて明かに理解されるやうに、象山は完全なる日本流武學者であり、彼れの西洋兵學研究の目的は飽くまで術の長所を採るためにほかならなかつた。象山は本邦舊式武學者の傳授の無價値を嘲笑し、

諸家の兵法も只今と相成候ては其將帥たるものの機智上の心得に相成候事に勿論御座候得共、その城制・陣法に至り候ては總じて用に充らざる様奉存候。然るを偏固に故轍を守り一隅に自足仕候兵家者流のみ世に多く候は、是又嘆息に不堪義に御座候。(『海防八策』)

と喝破した後、

畢竟イギリスの本邦を闖窺仕候も、本邦の水軍に習はず、近來西洋にて盛に用ひ候神妙の火器を不心得候を見込候ての事に御座候。右の如く戰艦等御買上に相成、又新規にも御造立、水軍をも御訓練有之、火器をも

御作り、西洋方の火術を専ら演習御座候趣承り傳へ候はげ、武略に名譽御座候本邦の元來短兵に長じ候上は、又已れを捨て人に従ふの量を以て、水軍火器は専ら西洋方を被用候知略識量に感服仕、御武備の御嚴重なるに駭き候て、自然と關齋の念を消し、要して交易を願ひ候はむ等の奸謀十に八九は空しく相成可申候：
去れば唯夷虜の心をして自然と憚畏を生じ、我神州を關齋仕候念を絶たしめ候様仕候が、眞の太上の策に可有御座候。〔海防八策〕

と結び、洋式を十分取り入れた新武備の充實によつて、所謂不敗の地に立つ上策を確立し、彼れをして本邦を窺齋する念慮を絶たしめるのを終局目的とした。

六象山の新知識憧憬

以上の海防八策について象山研究の權威故宮本仲氏は大著『佐久間象山』のなかに

當時先生は末だ原書を讀んで居らず、専ら翻譯書に依つて得られた知識であるから、海外の事情に精通すると云つても尙不充分たるを免かれなかつたのである。……開國進取の卒先者であつた先生も當時は明に攘夷論者の口吻を用ひて居り其説も今日では陳腐といふ評を免れないが、當時既に有力な海軍の必要を力説された點などは實に千古動かすべからざる卓見といふべく先生にして初めて言ひ得るのである。

と論ぜられ、私自身もこれに共鳴するものであるが、私はさらに海防八策中の所論から日本流武學者として象山

の風手を想見するものである。

然るに象山は弘化元年六月二十一日即ち三十四歳の時（象山の文久二年十月幕府への上書稿には「私塾卅四歳の」）以來蘭學者黒川良庵に就いて蘭學を學んだが、（象山は良庵に漢學を教へた）約八個月にして蘭書を自由に讀み得るやうになつた。かくして、象山はチールケの兵書やカルテンの砲術書その他を蘭文において讀破した結果、昨日の知識が舊式取るに足らぬものであつたことを痛感し、弘化二年六月二十七日八田嘉右衛門宛の書簡に

西洋火術なども先達て（三年前、即ち天保十三年九月二十七日）江川殿へ便り候て、その極意と致し候ボムベン等の傳授をも得候へども、西洋火術と申もの中々手廣の事にて、其原書を讀み發明仕候へば、江川殿心得られ候位の義は僅か高島何がしの傳へ候のみの略々の法にて、西洋軍争實地に掛り候術の百分の一にも足り不申候に付致發憤、麾下の士にては下曾根金三郎殿并に田原藩村上貞平等に深く交り益を乞ひ候事も不少（この貞平等と申人は格別火術執心久しく致遠留高島何がしの門人にて勿論その高第にてしかも阿蘭陀人に直に口授を受け候事も有之候由）候へども、尙原書に付候て致詮議候へば、この表にて開け候は猶僅かの事に候。西洋にて近來發明いたし候軍法を始めとして研究仕、一旦外寇之變御座候とも彼れの方を以彼を防ぎ候様仕度、右之如く苦學も仕候事に御座候……此表にて兵學と稱し候ものは、皆太平に及び候後に多分は素人考にて組立候もの故に、小荷駄人足の扱ひよりして既に實地に施し候はんと存じ候へばもはや埒明き不申候。又砲術者流と申すもの同じく太平後に漸く開け候て、其徒多分は不學無術のものに候故、埒もなき事どもを傳授にて候の極意にて候の杯唱へ、戦争之際いかなる間合が打場に候哉、いか成所が簡要の機に候や

杯申事は露相わきまへず、或は三十匁或は五十目或は百目を打候杯、誠たわひもなき事氣の毒千番なる事に御座候。是に反し候て西洋にては尙當時も戦争不斷御座候故に、兵法も次第に詳しく相成り、又火術も便利を極め且奇妙を究め申候。夫は學び候て此方に行はれ候ものと比較し始めて致感心候事、又原書を讀み彼方の事を精しく致し更に我を折り候事どもに御座候。右原書も色々と出精仕十數部相集め申候：西洋兵法の原書と申もの至て讀得やすからざるものにて、是迄久しく蘭學致し原書を扱ひなれ候ものにて容易に讀みかね候物に御座候。右を晩學にて直様讀得候はんと仕候故、格別に功力を専らに仕り候はねば届き不申候に付、其表の書道等も一切相廢し候故心外之御無音申上候。(全集 卷三)

と記したが、手紙を書く暇を惜んで晩學ながら原書を通して直様西洋兵法並に砲術の新知识に接觸し得るやうになつた象山の、高島・江川・下曾根・村上四大砲術家に不満を感じるに至つた心境變化の過程が、文面に躍如としてあらはれてゐる。

さらに弘化二年七月二十五日竹村金吾への書簡に、「西洋流火術も高島何がしが此表逗留の間纔の程にて江川殿へ致傳授候位の事にては何分事足り不申候。小弟種々計策を運し候て西洋兵法並に火術等の原書を數種得候て吟味仕候に、小銃の扱ひ卒伍の引廻し方も高島が江川その外の衆へ傳へ候は、西洋原書の三十分の一に満ち不申云々。」(全集 卷三)次に翌年六月同じく竹村金吾への書簡に「當時西洋銃技を傳へ候は高島四郎太夫を以鼻祖と致し候。然るに此人原書を讀候事能はざる人にて、僅かに通詞等の説話を承り、其間に夫迄自身に覺えたる荻野流砲

術を加味し候て大銃をば打候故に、當今の銃を打候法は西洋にても無之、又本邦にてもあらず、所謂鶴の如きものにて、少しく眼の開き候者より見候ては殊の外に怪しきものに御座候。」(全集 卷三)また嘉永三年九月十一日川路聖謨への書簡に、「西洋砲術之事に付追々原書に就て研究仕候に、其小銃の方の高島が傳へ候所間違ひも極めて多く候へども、十の三四は其眞に近く候。大砲の打方に至り候ては野戰砲をはじめとして一足一手西洋書中に見え候所に似候事無之、全くかの高島が杜撰に出で候事と被存候。」(全集 卷三)と書かれてあるやうに、「火技中興洋兵之開基」高島秋帆も今や象山の眼中にはなくなつたのである。昨日の舊を弊履の如くに打ち棄て、今日の新を取る象山の主義は徹底してゐた。

象山の新知识憧憬は驚歎に餘りあるほどで、その一例は田原藩との關係に見出される。象山は田原藩砲術家村上範致を一旦師とし、やがてこれを舊式と知つて棄てたことは前述の通りだが、田原藩のもつ洋兵に關するその後の新知識については注意を怠らなかつた。この事實は鈴木清節氏編『華山全集』(明治四十三年刊)第一卷の附録として載せられた三宅友信執筆の『華山先生小傳』(明治十四年)に詳述されてゐる。

象山の垂涎した友信の珍藏『軍用袖珍書』ミツイレ・サツクヱフツクは、オランダ人デ・ブロインの著述で、大砲・砲臺・三兵に關する内容をもつた相當斬新なものである。従つて洋兵新知識に憧れた象山がその原書を友信に要求したのは蓋し當然である。「第三十一章」さうして、象山がそのために友信の巢鴨の隱宅を雪を冒して訪問した年代は、友信が『象山先生略傳』を執筆した明治十四年から四十餘年前と友信自身によつて記されてゐるが、假りにさうとすれば、

鴉片戰役（天保十年—十三年）以前となるので、象山が蘭書を自在に讀み得るやうになつた弘化二年よりも、少なくとも六七年は早いことになるといふ事實に徴し、また友信の記事「後幾くもなく象山國に皈れり」（第三十章一）を『佐久間象山先生年譜』（全集）の「弘化三年丙午年閏五月松代に歸る」と對照することによつて、弘化二年の末か、或はそれよりも寧ろ弘化三年の初めであつたらうと想像される。

いづれにしても、以上の事實は象山の洋兵知識執心の實情を物語る一例として、象山研究者の注意すべき點である。

七象山と三兵戰術

以上のやうにして、象山は嘉永四年に『礮學圖編』（○武田三郎氏解、各種の大砲に就き所用の彈丸・信管及鑿）を、嘉永五年に

『礮卦』（○宮本仲氏解、象山は元來漢學者にして特に周易に精通せる故に、殊更に）を、安政五年に『迅發擊銃圖說』（○宮本氏解の梗概、安政三年片井京助（高嶺）の考

案した元込銃を象山が改良し同五年これた圖說としたもの、圖說の要旨は、本銃は西洋の舊銃に比し、その發速が三倍の速度をもつから一銃よく三銃に匹敵するといふのである）を著述したのであるが、この間注意を要するのは

象山と田原藩醫鈴木春山（第十六章）の翻譯兵書との關係である。象山が安政二年六月二十二日山寺源太夫に贈つた書簡に

海防臆測の義愚筮の通侗翁（○古賀）を申事いかさま左様なるべく候。亡友鈴木春山並箕作阮甫など時々申唱候其儘に出居候。侗翁は元來虚心平氣の仁故に偏執の意無之、因て議論も公平にて諸家の長を被取候所に他の

讀書家の及ばざる所御座候と奉存候。（舊全集）

とあるのによつて、象山が亡友鈴木春山に對する關心の度は推察されるのだが、これより先き嘉永二年三月二日（？）附山寺源太夫への書簡における

昨年金忠（○金兒）之手に於て鑄造候火微砲は、十六封度と申候てもよき様に候へども、二十ドイムと稱し候が普通之名に御座候。兵學小識第三圖（註曰、忽微砲の圖、象山は人砲或は火微砲と稱した）之比例に候や申上候様にとて小識一本被遣候様御面之處、御取落し候と相見え御箱中に相見え不申、小識中にも廿ドイムと有之候はゞ點檢仕候迄も無之、昨年鑄造之度に合し可申候。（全集）

によつて、文中の『兵學小識』を通して、その譯編者春山から象山への大砲知識に對する影響をはつきりと考へることが出来る。

次に象山と『三兵答古知幾』との關係を述べよう。象山の書簡を通して見られる『三兵答古知幾』は、ブラント著述のそれ（前出、ミュルケン翻譯、鈴木春山・高野長英重譯）とデッケル著述のそれ（前出、ブーコツフ翻譯、多分高野長英重譯）との二種である。嘉永三年九月二十一日山寺源太夫への書簡中における

三兵タクテイキーの事被仰下早速相命じ候。近日に出來上り可申候間價銀御送下可然候。職方外記圖八十五勿に相違無之候。往々有之候は御取入に相成候四分一ばかりのものにて、彼の如き大圖にて諸名將の跋文など多く候は小弟も始めて出逢ひ、書肆も大に珍らしく申候ひき。書肆は淺草須原屋に御座候。（全集）

といふ文面の冒頭に見える『三兵タクテイキ』（三兵答古知幾）は多分春山・長英共譯（前述）のものと思はれるが、同書（その刊行は安政三年）は刊行以前江戸淺草の書肆須原屋で寫本して賣却したものらしく、そこで象山が山寺源太夫の依頼に應じて同書店に寫本を命じたのである。『及門錄』（全集）によれば、源太夫はこれより一年前の嘉永二年に象山の門人となつてゐたから、象山の感化でさうした書物に興味を覺えたものと見える。

安政三年十一月八日山田兵衛宛の書簡に

ペウセルうつしかけ寫本の事猶暫く御留被置度との事容易の義に御座候。御寫し被置可然ものは大銃訓練書かタクテイキ可然と存じ候。ブランドトのタクテイキは某も一本欲しく存候。當年も洋書渡り不中、書籍を積參候舶洋中致難船候よしに御座候。左候へば暫く寫の外致し方無之候。タクテイキ思召御座候はゞ底本差出し候様取計可申、左候はゞ御序に二枚づつ御寫御卒業の上、一部は某へ御惠被下候様冀ひ候。（全集）

とあるやうに、象山は『三兵答古知幾』の原書たるブランドトの著述（實はミユルケンの翻譯）を大いに渴望してゐたのである。また象山は安政三年三月二十二日勝麟太郎宛の書簡に「屏居以來タクチキは藏本デッケルのみに付かの二巻を把て精讀仕候」（全集）同年七月十日の同人宛の書簡に「デッケルを取て三遍くり返し通讀仕候」（全集）と記してゐるやうに、デッケルの『三兵答古知幾』（ブーコップ蘭譯）を精讀熟讀してゐる。

象山と『兵學小識』並びにブランドト、デッケル兩種の『三兵答古知幾』との關係から、われらは當然象山と三兵戰術との關係を考へざるを得ない。象山の三兵戰術意識が明瞭にあらはれた最初は、『象山淨稿序』（全集）の

「贈齋藤子宜」（嘉永五年八月）に見出される。齋藤子宜は佐倉藩士で通稱を碩五郎（後彌一左衛門）と呼ばれ、高島秋帆・江川英龍から砲術の免許を興へられ、象山門下において、砲術に關しては蟻川賢之助（松代藩）・島津文三郎（中津藩）と共に三羽鳥と稱されたものだが、象山はこの碩五郎に對して、次のやうに三兵新知識を授けてゐる。

抑西洋有三兵。歩也騎也礮也。而礮之術涉於步與騎其屬騎者進退捷疾爲利尤大。然本邦莫知講其騎法。故雖有馬不能爲之用。雖其屬步者搬運之事固係于馬。則亦非時調習。不足以盡其利也。若予所發揮固亦不過步者之法。則僅得彼之半而止耳。且西洋戰法尙用奇而增練騎兵。本邦兵士好用槍而寢廢騎戰。故西洋有三兵。而我亡其一半。多算勝少算不勝。予雖在側微深爲之憂。慨然奮發講究洋籍志在興夫騎法。……聞子之國多產良馬。……今興起騎兵以爲天下之倡。舍子之國其將何適。……子歸必以之獻言於朝。……嗚呼補一世之闕漏而贊皇州之神武。其在斯耶。其在斯耶。（『象山淨稿』序）

象山の三兵戰術は遊動自在な野砲に重點を置いたもので、新兵種としての砲兵隊を組織するのが象山の希望であつた。（註曰、嘉永六年象山の案した「急務十條」其三には「志氣精銳（筋骨強壯の者を選び大砲隊を編成すべき事）」と書かれてある）象山意中の砲兵は歩砲兵と騎砲兵とであり、就中運動自在な騎砲兵が彼れの主目標であり、これがため洋式鼓法並びに洋式騎兵の興起を必要としたのである。

次に象山が嘉永六年四月十五日中津藩士島津文三郎に興へた砲術免許状も注目に値するので、左にこれを挙げ

ることにする。

西洋三兵砲術眞傳免許狀

一步 兵法

目錄有之

一騎 兵法

目錄有之

但隊伍進退之法馬術ニ屬ス

一砲 兵法

目錄有之但騎砲之法是又馬術ニ屬ス

以上

右の免許狀を通して、われらは、象山の意味する三兵戰術と砲術との渾一状態を、換言すれば彼れの三兵戰術が砲術を基礎とし、彼れの砲術が三兵戰術を基礎としてゐた事實を認めることができる。

ハ象山の洋兵日本化

象山の武學思想が完成期に達したのは安政元年であり、同年彼れが門人吉田松陰の下田事件に坐して江戸に入

獄中腹稿したと稱される有名な『省儉錄』の一節「兵要」に見出される次の文面がその證左をなす。

兵之性革也。明理察事。因時而革。亦猶天道之於曆也。故曆而不革。不足爲曆。兵而不革。不足爲兵。至歐邏巴諸國。發揮火礮。以爲元戎。務於攻伐吞併。兵制大革。設令孫子圖傳于世。亦惟存古法耳。何補於今之事實哉。故當今之時。求得兵之事實。莫若學洋兵。洋兵之法。其科有五。一曰將略。二曰陣法。三曰器學。四曰守國。五曰軍用。將略者。其言類如孫吳司馬所道。陣法者。有步、騎、礮之別。有步、騎、礮之合。而戰術存焉。器學者。以操教爲主。而機械之制。與其得失之辨。莫不備焉。守國者。築城壘。鑿溝池。善保其民之術也。軍用者。糧食硝彈。兵甲戰具之屬是也。凡此五者。莫不有事實。而操教尤爲當務之急。令勇者不能獨進。怯者不能獨退。非操教不能也。

見るからに長沼澹齋の『兵要錄』を髣髴せしめるやうな筆致であり、變革革新を兵法の生命とする象山の態度は、澹齋以來の傳統と長沼流武學の骨髓とをよく把握したもので、時代後れの傳授によつて門人を拘束する守舊主義武學者の態度は象山の唾棄したところである。嘉永六年四月十五日島津文三郎に與へた西洋三兵砲術眞傳免許狀（前出）の末尾に「大丈夫之志固より出藍之企なくんばあるべからず。愈以無怠慢可有研究者也」とあるやうに、象山の門人に對する希望は「出藍」にほかならなかつた。（象山のこの態度については後に再説する筈である）象山は大橋訥菴（清水赤城の子）を守舊主義者として極端に輕蔑してゐた。即ち安政五年三月十八日山寺源太夫への書簡に「隣痛臆議・ト言神議（訥菴の著述）」一涉の所、仰の如く不出來至極のもの、齒牙にかゝり不申候。」同年四月十四日同人への書簡に「然

ばかねて御話御座候ひし關邪小言(訥菴の著述)壹本御到來にて御示及乍毎度奉多謝候。さつと一涉仕候處不被掛齒牙ものに御座候。」同五年四月十七日同人への書簡に關邪小言二三の卷御惠示難有奉存候。可成丈早讀返上候様敬諾仕候。第二本颯と一涉其愚論に耐へかね匆々御返し申上候。少々讀書も候ものゝ簡様の愚に成り候と申も解すべからず……豆藏の市頭に於ていか様の事多辯に中候へばとて、士大夫たるもの夫と辯論は致し申まじく候。」(三書集卷五)と書いて訥菴を痛罵してゐる。

さて前記「兵要」中象山が目標とした洋兵の法五科のうちの眼目は三兵戰術と操教とである。三兵戰術において歩騎砲三兵の各別戰術を説き、また三兵の連合戰術を談ずるところ、さすがに象山の見識であると思ふ。象山が操教(銃砲操練)を大いに重要視したあたりは、長沼澹齋が練兵の價値を力説した態度に共通してゐる。

象山は以上のやうに頗る洋兵に傾倒してゐた。然らば支那兵學に對する象山の見方は果してどうであつたか。

象山は決して支那兵學の全部を輕視したのではなく、明の兵學者戚繼光等の節制・操練を相當に尊重してゐた。

『嘉永年間國防説』(全集卷二補遺)における次の文面には、明の兵學をもつて節制操練なき本邦の殷鑑としようとした象山の精神が溢れてゐる。

大將たる身にも士卒の技藝一くだりは演習せまほしきことなり、戚繼光が紀功新書にもいへり。唐順之・俞大猷の人となり史傳に考るに、皆技藝に屑たる人にはあらじ。去れども順之誦樓の下にみづから槍を執つて其術を大猷に授けしことあり。後の世までもこれを酌事とす。さらば士分の劍付銃を學ばんはいふまでも

なし。公侯の御身にして自ら習ひたりともなか苦しかるべき。節制の兵を説かんに、獨闘の士などいはんこといかあらん。本邦中古子供いさかひの如き軍にこそ獨闘の士もあるべけれ。勇者獨進むを得ず怯者ひとり退く事を得ぬ節制の兵いかでかさることあらんや。且五人七人獨闘の士あらんよりは全軍に敗兵なきこそ冀ふべけれ。

また象山は本邦の獨闘を次のやうに繰り返してゐる。

吾國戰國の頃操練をなして戰ふといふことなし、獨闘の勇強きをもてなり。これわが初めに云ふ子供いさかひの軍といふものなり。去れど其の頃の人は戰爭の間に成長して、おのづから仕覺えたる業もありぬべし。故に操練せでも大かたは用になひしと見ゆ。今の太平の世に生れし人いかで是と同じからん。『嘉永年間國防説』

これらによつて考へると、象山は本邦戰國時代の獨闘を「子供いさかひ」に擬して輕蔑してゐるやうだが、それかといつてこれを全面的に否定したわけでない。象山は集團戰術の新時代において本邦人が獨闘戰術を墨守するの不可を力説したまでのことであつて、集團戰術内における本邦固有の獨闘戰術併存の必要を勿論認めてゐるのである。この邊の消息は『軍容の事』(全集卷二補遺)の次の記事に見出される。

當今の世と成りて洋銃をあつかはむにも、此國古來よりの軍容をばいさゝか崩さぬやうにあらまほしきは勿論なり。今銃兵の訓練に洋卒の如く銃を左肩に執らむには、佩刀にさゝへられてそのあつかひに便を失ふが

故に、往々大小の佩刀を併せて、或は堅にし或は斜にして背後に負ふものあるよしなり。かくてはたゞ雙刀を身に傍へて持つといふ名のみにて、早速の用に便を失ひ、本邦固有の習を廢し、軍陣の威容を損することおほかたならず。これ利害を知らざるの甚しきにあらずや。されば予かつて中津侯の爲にその藩士を訓練せしに、彼此を斟酌して此國元來の軍容をも失はず、又彼邦にて銃をあつかふ法にも違はざらむやうに、彼邦軍吏の内銃を右に執るものあるに倣ひて、すべて銃をば右の肩に執ることと定めたり。

即ち象山は西洋諸國の歩兵の擔銃が多く左肩においてなされるのに反して、本邦の佩刀状態を顧慮して斷然右肩擔銃を主張してゐる。象山が右肩説を主張した他の理由は左記のやうに散隊獨戰にあるのである。

凡そ輕兵の務は重兵の爲す所を絶えてなさざるにはあらざれども、その主とする所は散兵隊となり、獨戰に其技を逞くするにあり。散隊を以て進むには務てわが形を蔽ひ銃身の先を敵人に見せしめざるべし。故に多くは銃を提げたときこれを擡るも右肩に執るを便利とす……これ一つには吾國古來の軍容を崩さず、二つには吾國の士を以て彼邦すべての歩卒に同せず、やがて事あらん時に専ら散隊獨戰の用に備へむと欲してなり。〔軍容の事〕

象山は西洋風の集團戰術・散兵戰術移入の必要を叫びながら、結局本邦固有の獨戰戰術を以上と併用すべきことを説いたのである。獨戰を一旦は「子供いさかひ」として否定し、最後にはこれを本邦の特技として肯定した象山に、われらはなんらの矛盾をも發見しない。

九 象山の武學門下生

最後に象山の武學門下生に對する影響について述べよう。象山門下生は經學・武學兩方面を通じて無慮一萬五千人と稱されるが、深川における松代藩邸並びに木挽町時代の砲術門人で『及門錄』(嘉永二年—安政元年)に載せられてゐるもの數は約三百人に及んでゐる。嘉永四年(木挽町時代の第一年)九月十八日象山から松代藩家老職恩田頼母に宛てた書簡によつて、中津藩・津藩・佐倉藩・因州藩・長岡藩・上田藩等の諸藩の士の入門状態を知ることができ、なほ詳しくは『及門錄』を通して當時の門人を列挙し得るわけだが、こゝでは特に佐倉藩士西村茂樹(象山に入つた時は平太郎と稱した)の『往事錄』嘉永四年(後編)の條における次の記事を傍證として挙げることにする。

佐久間象山の門に入りて洋砲及び西國の兵法を學ぶ。時に年二十四(佐久間象山の履歴は世人の普く知るものなるを以て今是を記せず、此時象山居を江戸木挽町に卜して洋砲の門人を教授す)此時象山の門に在るもの百五十人許、其中頭角を擡んづる者は勝麟太郎(今の安芳伯)高昌五郎(阿波人後に眉山と稱す)望月性之助(勢州津藩士)齋藤彌一(左衛門(佐倉藩士)木村軍太郎(同上余が竹馬の友)蟻川賢之助(信州松代人)下國頼母(松前人)島津文三郎(豊前中津人)八木鍊之助(信州上田人)小林虎太郎(越後長岡人、此人一眼にして氣概人に勝る、後長州の吉田寅二郎佐久間の門に入るに及び、一虎の稱ありといふ)の數人なり。

*上田藩士八木鍊之助は『及門錄』に見える八木數馬(嘉永四年入門)と同一人であらう。若しさうとすればその人は八木千之

(後出)の子となるわけである。

前記勝麟太郎等十名に加へて、『往事録』の筆者西村茂樹は勿論有名な人物であり、さらに茂樹入門前後の有名な門人を挙げれば、山寺源太夫(松代藩士)金兒忠兵衛(同上)八木千之(剛助ともいふ、上田藩士)本島藤太夫(佐賀藩士)島津良介(中津藩士、文三郎の父)武田斐三郎(伊豫大洲藩士)山本覺馬(會津藩士)吉田寅次郎(長州藩士)宮部鼎藏(熊本藩士)兼松繁藏(佐倉藩士)大島萬兵衛(後貞薰と稱す、出石藩士)内山隆佐(大野藩士)河井繼之助(長岡藩士)坂本龍馬(土州藩士)小原仁兵衛(鐵心、大垣藩士)小寺常之助(土毅、大垣藩士)橋本左内(福井藩士)牧和泉(眞木和泉守、久留米神職)となる。

以上二十九人の門人に對する象山武學の影響がどうであつたかの研究を一々こゝに發表する餘裕はないので、僅かに吉田松陰・八木千之・木村軍太郎・大島貞薰等に對する影響を指摘するに止めようと思ふ。

二 象山の武學觀と吉田松陰

われらはまづ象山武學の吉田松陰(天保元年—安政六年)に對する影響を考へよう。松陰は長藩における山鹿流武學師範であつたにも拘らず、十六歳弘化二年にして同藩の山田亦介(諱は實之、含章齋と號す。長沼流武學者清水赤城の門人)から長沼流武學を學び、翌年免許を與へられ、同年さらに飯田猪之助に就いて西洋陣法を學んだ。その結果松陰は西洋式三兵戰術に對して興味を覺えるやうになつた。

嘉永二年松陰執筆の『操習總論及筌蹄稿本』(吉田松陰全集第一卷未焚稿)においては、甲越五段の陣法(五層陣)の(一)輕卒弓銃(二)輕卒長槍(三)兵士(四)旌旗(五)乘馬は、(一)砲隊(二)銃隊(三)騎隊(四)短兵隊に置き換へられ、その合操は大體次の要領でなされてゐる。

合操ノ法、砲隊一字形ニ列シ、騎歩隊ハ山陰ニ隱シ、銃隊ハ伸縮往來シテ用ニ適ス。初メハ敵來リ闘フ様ヲ爲シテ砲ヲ連放シ、銃ハ敵ノ横ヲ撃ツ。既ニシテ敵敗走スル様ヲ爲シテ隊長ヨリ(旗奉行)差シテ靜ヤト砲ヲ舉テ進ミ五十間ニシテ止ラシム、是ヲ第一變トス。既ニシテ敵剛強砲隊拒ギ兼テ接戰ニ至(トスル時隊長ヨリ)凡テ敵ノ頭ヲ衝キ、騎馬右ヨリ出、敵ノ横ヲ踏破ス。此時砲隊各々ノ信地ニ坐定シ機ヲ含ム。尤松邊ノ銃隊ハ歩騎ヨリ遼遠ナルヲ以テ、互ニ發シ、互ニ近敵ノ後備ヲ衝、銃隊ヲ以テ騎ノ爲ス所ヲナス是ヲ第二變トス。最後ニ敵ヲ致スノ様ヲ操ス。(此時ハ敵隊ノ指引ニ不、從各隊)交互ニ打放セシメ、交互ニ引退カシメ、形勢ニ據テ敵ヲ吾思フ矢發ニ致シ、三面ヨリ砲ヲ亂打ス。既而敵敗走スルニ依テ騎歩銃ヲ以テ破急ノ鼓ヲ打チ神速ニ追撃ス。砲隊ハ左右ニ押サシメ、玉込ナド靜ヤト調テ、追留ニ至テ金ヲ打チ、騎歩銃一齊ニ止ル。時ニ一同ニ砲ヲ放チ、總勢一同ニ闕ヲ揚テ堂々整々列ヲ整へ、砲ヲ以テ殿トシ歸營ス、是第三變トス。合操終ル。

以上は松陰によつて行はれた羽賀臺における三兵連合操練の實況である。

かくして、松陰は嘉永四年辛亥二月二十日支配方に差出した『上書』(『吉田松陰全集』第一卷)のうちに次のやうに高唱してゐる。

兵學の儀一流一派ニ拘り變通無之の様ニ而は實用ニ叶ひ不申。第一經術に本づかずしては義兵暴兵之辨も明らかならず、古今之事蹟沿革之次第を知らずして、今は流儀之傳書も趙括が父書を讀候様之弊ニ落入申候。孫吳を始め漢土之兵書をも取用ひ、皇國之神武を補ひ候事ニ候得ば、漢土之史類を閲し彼國と我國と風土人情之異同を不存候而は不_レ相叶事ニ御座候。又近來外寇之事別而急務ニ御座候處、右守禦ニ付而は西洋各國戰守之略をも得ば落着仕、且五大洲之形勢沿革をも不_レ存而は不_レ相叶事と奉_レ存候。

松陰は採長補短の立場から孫吳俞威の支那兵學並びに西洋兵學を攝取すべきことを主張したのである。かうした松陰の博大な態度は、これよりさき明倫館兵學師範として嘉永二年彼れの規定した『武學學規』(吉田松陰全集 第一卷未焚稿)のなかに次のやうにはつきりと示されてゐる。

上自孫吳下至俞威諸子自甲越至輓近諸家皆通習之……通臨時處事之萬變……觀制度沿革人情異同萬國形勢所以不_レ陷于孤陋也雖然雜博無用博期之實是爲得之

西洋學乃至西洋兵學に對する興味は、松陰の江都遊學を促がし、嘉永四年七月二十日松陰は遂に象山の家塾に入門した。既に西洋兵學に對して相當の理解をもつてゐた松陰は、今や象山の刺戟を享受しつゝ一層その理解の程度を深めたい。さうして、『兵學小識』に對する松陰の一層鋭い注意は多分この頃から起つたのであらうと想像される。松陰が象山門下生となる以前に『兵學小識』を讀んでゐたであらうとの推定の根據は、嘉永二年羽賀臺において實施した三兵合操(前出)とこれから直ぐに擧げる兄杉梅太郎宛の書簡と弘化三年から嘉永四年に

至る間に書いた『未焚稿』(吉田松陰全集 第一卷)のうちに掲げられた「兵學小識目錄」とに見出されるが、松陰の三兵戰術徹底は象山の影響によつたものであらうと想像される。

象門入塾以來松陰が如何に師象山に傾倒してゐたかは、嘉永四年十月二十三日叔父玉木文之進に贈つた書簡中の「眞田侯藩中佐久間修理と申人頗る豪傑卓異之人ニ御座候云々」(前出)同六年八月十五日兄杉梅太郎への書簡中の「高島四郎太夫も嚴謹御免江川氏へ御渡し近日之快事、江川も追々首尾よし、水戸藩人佐久間へ學ぶもの大分有_レ之、孰_レ天下ノ兵制一變可_レ申候。同年九月十五日附兄への書簡中の「佐久間象山は當今之豪傑都下一人ニ御座候、朱ニ交_レば赤ノ説未_レ知_レ其何因、慷慨氣節有_レ學問、有_レ識見。藤森國谷、羽倉等知_レ國體、吉田松陰、三書、いづれも、吉田松陰、辨_レ大義、吉田象山尤其人物ナリ(全集 第五卷にある)」に徴して明瞭である。

そこで松陰が嘉永六年八月十五日兄への書簡に

西洋流ヲ毀ルモ知テカラ毀ガヨシ、責テ三兵「多クチキ」カ兵學小識ニ而モ致_レ研窮ニ而上之事也、(猪之助)御借用御熱覽爲_レ國是祈。(吉田松陰全集 第五卷)

*『三兵多クチキ』兵學小識はいづれも鈴木春山・高野長英共譯である。江戸に遊學中の松陰が國許の萩に居る兄に飯田猪之助所藏の兩書を借覽研究せられよと勧めたのは、松陰が象山門下に入る前に兩書を研究してゐる事實を裏書するものである。

と記して、「兵學小識』『三兵答古知幾』の價値を力説するに至つたのは當然であらう。松陰が同年九月十五日附

の兄への書簡に

佐久間方稽古は劍銃素業^{スベキ}大炮打方の手續日々盛に有之近日門人甚多シ……西洋兵學之事百ケ一も未ダ日本ニ開ケズ、何卒有志之士は力ヲ極メテ此事開ケ候様努力仕ルコト爲ニ國家ニ大忠なり。

軍艦ノ事 礮臺ノ事 騎礮ノ事 銃隊ノ事 騎兵ノ事 此五事一モ未ダ本邦ニ行レズ云々。

と書き、またこれより先き同年六月三日ペリーが浦賀に來航した際、實地見學の後松陰が『將及私言』に

大義 聽政 納諫 飭内臣親外臣 明四目達四聰 砲銃 船艦 馬法 至誠

の諸條を挙げたが、兩者とも三兵に觸れてゐる點は注意を要する。加之玖村敏雄氏が『吉田松陰傳』(吉田松陰全集第一卷)のうちに後者について「今その内容を検討するに、このうち第二乃至第八の各項は、象山が當時唱道した時務策と一致する點多く、例へば彼が閣老阿部伊勢守に上つた「急務十策」と大差なく、寧ろそれよりも簡單であつて、特に松陰に一隻眼を許すべき程のものはない」と論ぜられた高評を通して、象山の松陰に對する影響の程度が察せられる。

しかしながら、松陰はその後次第に出藍の進境を示し、安政五年九月四日附の『西洋歩兵論』にその具體的證據を顯現した。

孫子曰、兵以正合、以奇勝、千古ノ合戰、千變萬化ト雖ドモ、皆此一句ニ外ナルコト能ハズ。正ハ堂々正々ノ陣法ニテ、是節制鍊熟ノ兵ニ非レバ、是ニ當ルコト能ハズ、奇ハ紛々紜々ノ戰勢ニテ、是精悍剛毅ノ兵

ニ非レバ、是ヲ任ズルニ足ラズ。西洋人歩兵ヲ以テ骨子トナス、是孫子ノ所謂正ナリ、其他騎兵砲兵等ハ所謂奇ナリ。余因テ思フ、正ハ西洋歩兵ノ節制ヲトルニ如カズ、奇ハ本邦固有ノ短兵接戰ヲ用ユルニ如カズ：戰勝ノ道ニ至テハ、全ク以奇勝ノ上ニアルコトナリ。已ニ以正合上ハ精兵ノ弓銃士、又短兵隊等、或ハ散、或ハ聚、或ハ五人七人モ合シ、或ハ十五二十モ合シ、敵ノ横ヲ衝キ、後ヲ破リ、又其色メクニ乗ジテハ、短兵三五十モ一齊ニ衝掛リ、或ハ大砲ヲ用ヒテ、敵ノ中軍後勁ヲ粉碎シ抔スル類、以奇勝ノ法ナリ。今余ガ西洋歩兵ヲ學ブコトヲ論ズルヲ以テ、我國固有ノ得手ヲ自在ニ使用セントノ手段ナリ。

即ち歩兵を正兵としてその節制を西洋に學び、騎砲兩兵を奇兵としてこれを本邦固有の短兵接戰に併用しようとした松陰は、和洋兩兵學の綜合者、換言すれば、三兵戰術を日本化した偉大なる武學者であつて、この點において、却つて師象山を凌駕したやうに考へられる。

ニ象山の武學觀と八木千之

信陽上田藩に隠れたる兵學者八木千之(通稱を剛助といふ、享和元年—明治四年)といふ偉大なる人物があつた。千之には『海防集說』といふ編纂があつたが、同書は『砲術備用』(本木正榮譯)『海防辨』(赤松則陽著)『新論』(會澤正志齋著)『異艦戰法傳』(藤澤龍湫著)『兵要錄』(長沼澹齋著)『砲術基礎』(牽牛筒譯)等諸書の說を網羅したのだが、その約半分は「愚按」と記された千之の說であり、そこに海防家・砲術家としての千之の面目がよく現はれてゐる。

また同書序(天保十三壬寅春三月千之謙)に

防海者方今之急務而其術莫先於操練水戰講明火砲焉余幼受火技於是又患有未盡從諸砲家質焉退自謂不本兵法者不能脫偏見華法之弊也於是學扶桑古流其傳以防海爲主陸戰火攻在其中矣已究其蘊而未以爲足也又遊江都從赤城先生學焉

と記されてあるが、これによつて千之の東都遊學の目的が清水赤城に就いて長沼流武學を修めるためであつたとがわかる。

千之は元來越後流武學を學んだ人であるが、後扶桑古流を兼修し(前記序文)、東都遊學後さらに長沼流に入り、三流武學を窮めるに至つた。その赤城に就いて長沼流を修業するに至つた動機は、赤城の砲術に關心をもつたためなのである。しかしながら、天保十二年高島秋帆徳丸原銃砲演練以來、赤城の舊式砲術は顧みられないやうになつた。千之はそこで高島秋帆・江川英龍に就いて西洋式砲術を學び、(柴崎新一氏著『日本主義兵學家八木剛助先生』に據る)その眼界は俄かに新しい砲術の原野にむかつて展開した。千之は高島・江川のみによつて十全の満足を得なかつたと見え、遂に十歳年下の象山の門人となつた。『及門録』嘉永二年の部に千之入門の事實が「八木剛助」の名で歴然と明記されてゐる。嘉永三年の部には千之の子數馬も入門した事實が見出されるので、八木父子の砲術熱心の程は推して想像さるべきものがある。

高島・江川に就いて西洋流砲術を學び、次いで象山を師とした千之の態度は、佐倉藩砲術家齋藤碩五郎の態度

(前出)に類するものであり、その老いて益々盛んなる知識慾はまさに驚歎すべきものがある。これより先き千之は田原藩を探訪して、『田原記聞』といふ紙數三十枚に及ぶ備忘録を書いてゐる。同書中に鈴木春山(弘化三年歿)の話若しくは説が引用されてゐるところから考へると、千之の田原藩訪問は象山への入門年代嘉永二年よりも以前であることは明瞭である。『田原記聞』は主として銃砲關係の見聞を記したものであるが、同書に見える「タクチイキ(ミユルケン編)二部渡來一部水越侯え入ル一部何方ニ在ル哉可尋」なども閑却さるべからざる文面である。三兵戰術に對する千之の最初の關心が象山への入門以前に存在してゐたことは、以上によつて明瞭に理解される。しかしながら『田原記聞』に私の全注意力を釘着けにしたものは、次に列擧する鈴木俊次郎(春山)の話若しくは説として千之が遺してゐる記事である。

◎山坂にて打ホウキッスル銃臺共に別也 モルチールも車臺あり 坂にては後にかい物をして仕懸る也 鈴木俊次郎話

○ナボレロム寡を以て衆に對す謙信の氣象か 鈴木ノ説

◎初代のアレキサントル三十何歳にて陣中に死す遺言して曰く、我嗣子に天下を讓るべからずと云 右ニ同

◎西洋兵制にては人々多く死ざれば勝負には勝つ詰寄せて打たざるが肝要の所也 鈴木ノ話

○ロシヤ帝へトル諸州を潜行して窮民を救ひ船大工と成り船の製法を得たり 右ニ同

かやうに千之の新らしい西洋兵學に對する關心の時機が意外に早かつたことを考へると、象山入門後における

その發展狀態は容易に類推されるであらう。

私は昭和十二年先輩常田宗七氏を介して當時の上田市助役柴崎新一氏と始めて文通する機會を得、柴崎氏のお蔭で千之自筆の『兵學發蒙』『兵學筌蹄』『意見書草按』『田原紀聞』(市藏古館所藏)を借覽してから、『日本流武學者八木千之』を執筆する決意をしてゐるものだが、まだその潮時を與へられない。柴崎氏との交渉を持たなかつた以前に私は『兵學發蒙』を入手し、その後武學史研究家石岡久夫・島田貞一兩氏から『海防集說』を指示され、日本流武學者としての千之の偉大なる方面を感得した結果、この方面における八木千之並びに千之と三兵戰術との關係について、若干研究を進めつゝあつたのであるが、柴崎氏の御好意によつて千之自筆の前記四部書を見た時に私は大いに驚いた。借覽の『兵學發蒙』が私自身の藏書である『兵學發蒙』と同筆であり、私のが草稿であることがわかつたためである。

私は現在まで私の眼に觸れた限りにおいて、千之の名の下に考へられてゐる諸書のうち、純粹に千之の著述と見らるべきものは、『兵學發蒙』『意見書草按』『田原紀聞』の三種であらうと思つてゐる。『海防集說』に關しては前述した通りだが、最も大部な『兵學筌蹄』六冊は、翻譯洋兵諸書若しくは和漢諸書の集成編纂である。即ちその第一冊「歩兵」第二冊「砲兵騎兵」第三冊「三兵合用」第四冊「戰理戰則」第五冊「攻守」の大部分は、編者千之が慶應三年渡邊一郎譯『士官必携』(千之はこれを「英明」と呼んでゐる)明治元年福澤諭吉等譯(但し同二)『洋兵明鑑』(千之はこれを「呼んで」)並びに『蘭程式』(翻譯書名不明、千之が「蘭」から拔萃したもので、これによつて千之が老境に入つてもいかに熱

心なる三兵戰術研究家であつたかゝわかる。第六冊「斥候」は千之が和漢洋兵書のなかから斥候に關するものを拔萃収録したものである。

千之は偉大なる三兵戰術研究家であり、三兵戰術日本化に一大寄與をなした人物である。さうして千之の著『兵學發蒙』は以上の意味における千之を永久に表彰する記念碑である。『兵學發蒙』の著述年代(千之はこれを「編輯」と見て差)は不明だが、『兵學筌蹄』が明治一・二年から同四年(千之は同年十月二十三日病歿)に至る間に出來たものであるから、同書の直後であらうと考へられるのが無理のないところであらう。

『兵學發蒙』は紙數僅か二十三枚の小冊だが、このうちに和漢洋の兵法が甚だ手際よく論述されてゐる。千之の武學の特徴は、松陰のそれと同じく、一流一派に囚はれることなくよく長沼流武學の精神並びに象山の指導を遵奉した點にあるのであつて、「陣法は和漢名將の傳ふる處其流儀多くして各其理有りといへども、一定の格有る時は至極の法に非ず。」(『兵學發蒙』)といひ、また先きに「兵機節制の深旨に至つては長沼氏先師握奇八陣に原きて發明する所を以て標準とすべし。」(『海防集說』凡例)と説き、結局西洋陣法との融和を『兵學發蒙』のなかに説くこと次のやうである。

西洋の制を以て握奇に配當するに、一圍を一百魯屯として天陣地陣合せて一拔隊龍にて、左右合せて二拔隊龍なり。天衡地軸合せて一拔隊龍にて、左右合せて二拔隊龍なり。天衡合せて二拔隊龍、風雲合せて二拔隊龍なり。總て八拔隊龍四列及綿多二貌里瓦坵一細比支也。風雲陣は撤兵隊として各拔隊龍に屬すべし。隊數

一倍にて多けれど、拔隊龍の兩翼に附する事有れば、重複する圖と見て可なり。總て數に拘り形に泥むべからず、只理の符合せるを見るべし……本邦の古へ騎戰有りといへども、多くは特鬪の體にして陣列等の法はなしと見へたり。天正永祿の頃より兵士戰場に臨では皆下馬して馬は隊後に退く。故に諸家の陣制歩兵の積りなり。又世に馬入レといふものも、特鬪の類にして陣制操法等なし。西洋の騎兵隊は歩兵隊砲兵隊と組み合せて實地經驗の戰法詳に備れり。今三兵に對するには必此法を用ひずんばあらず。惣て騎兵隊大砲隊ともに歩兵隊の數に隨て組合する法也。扱握奇八陣に配するに、握奇は元より騎兵の論なければ、皆歩兵の積りにして騎兵大砲を附屬すべし。八陣は偃月陣を騎兵とすれば、其數に應じて大砲を組合せて宜し。

千之の兵法論は結局三兵戰術に歸着した。彼れは「威南塘會て車騎歩の法を立つ、今西洋諸邦に於ても亦此三兵に歸着す。」(『兵學發蒙』)と書いて三兵の時代的變色を説き、砲兵を加へた西洋式三兵が現在不可缺であることを指示した。

千之は支那兵學者のうち最も威南塘に傾倒してゐたが、「彼(南塘)の鴛鴦陣は一時の工夫にして、何國にも施すべき術に非ず。假令戚氏をして今世に出でしむとも、別に時宜に應ずる制有るべし。何ぞ必しも鴛鴦陣を用ひん。」(『兵學發蒙』)といつて、時勢に適應するために、また日本化を條件として、西洋の操法攝取の必要を次のやうに述べてゐる。

西洋の操法節制詳密にして至れり盡せり、今是を用ゆるにしかず。然れども國風に從つて少しく差略なくんば有るべからず。但平生の操練は彼の定法の如くして害なかるべし。實戰に臨では將の才略を以て的當の術を施すべきのみ……又己が傳ふる所を街ふて、嫉妬偏執の心深く、他を貶し自ら功を貪り、國家の大事を慮らざる者は實に國賊と云べし。又舊習に泥み、輿儀・祕傳と稱し、一流を守て時勢に通ぜざる類は、愚昧にして論するに足らず。只忠義の志厚く、心力を盡して國家の鴻恩に報せんと欲する者に非んば眞實の謀を談すべからず(『兵學發蒙』)

その他千之が

本邦は廣原平野稀にして崎嶇凸凹の地形多ければ、殊に散兵を用ふるに利有るべし。既に異人も曾て此談に及べりと聞けり。且本邦戰國の遺風世の兵家傳ふる所の戰法散兵に類するもの多し。是本邦の風土適當の戰法と見へたり。殊に小國寡兵の土地に於ては此術を用ゆるを便とすべし。(『兵學發蒙』)

といつて、本邦と散兵との歴史的並びに地理的關係を説き、また夫槍は武器の長たる事は、漢土に於ても藝中の王と稱し、西洋にも亦槍は兵器中恐怖すべき者とすと云へり。況や本邦の槍は萬國に勝れたる利器にして、當今兵士の長技貴重の要具たれば、是を以て勝算とせずんば有るべからず。西洋の諸邦往時は歩兵の槍隊有りといへども、近世漸く是を廢し、只礮兵隊のみに用ゆと云へり。本邦に於ては彼が用捨に拘らず是を用ゆべき事は元より論なし。(『兵學發蒙』)

と主張して本邦固有の槍を尊重し、さらに一方において西洋流行の鎗劍銃の効果に關心をもち、

今本邦鎗劍の業に鍛錬せる兵卒、銃鎗の術に熟し勇銳の質に任せて突戦せば、如何なる猛烈の國俗にも勝る愉快の戦法なるべし。〔兵學發蒙〕

と論じて、洋式鎗劍銃に共鳴する餘裕を見せながら、しかも本邦特有の銃鎗術とその突撃戦法とを力説してゐるところに千之の特色がある。

しかしながら、われらが千之に最大級の興味を感ずるのは、彼れの武學に横溢する精神史觀であつて、彼れが長沼流武學の特色を發揮して、操練の重要素としての「心膽氣」を力説し、「將吏の精神」を高調するところ、就中次に掲げる大星傳の真相を指摘した場面は『兵學發蒙』中の壓巻であらうと思はれる。

世の兵家極意とする處大星の傳と稱するものは、時刻を計て我は日を背ひ、敵は日に向はしむる術にして、是戦法の一端也。風難の類も亦同意にて、何事によらず順逆を計り得失を一考せるは、惣て兵家の戰略に在り。又眞の大星と云ものは機節を計る術にして、是亦兵家樞要の一事也。然れども未だ神武必勝の奥旨に至らず。夫神道は實理・實事を尙ぶ。徒に空理を談ずるものは業に疎く、事功を專にするものは理に暗し。此故に天道に順ひ君命を奉じて逆敵を征する者、時を計て敢て日に向はず、實を避けて虚を討つ。是事理一致にして遺す所なし、兼備へて盡せりと云べし。是我神州傳來の兵道にして、曾て外邦の法に關らず、萬世武備の基本とすべき處なり。

即ちそれは所謂大星傳以上のもの、或は大星傳と神道との一體境に到達したものの、換言すれば兵道の極致を神道

に求めたものにほかならない。千之は確かに象山門下の一異彩であり、徹底的な日本流武學者である點において、出藍の才能を發揮した人物と稱されなければならぬ。

また安政元年ペリーの浦賀來航の翌年、千之が上田藩主にして時の老中たる松平忠固に上つた『意見書草按』は、その卓絶した海防意見においては、『海防集説』（天保十三年）に比して非常な飛躍ぶりを示してゐるが、同時に兵制改革意見書としても絶讃に値するものがある。即ち千之が

畢竟乍恐一定の御兵制不相立、諸家下々に而區々之評議任、自己の了簡を以て妄に利害得失を辨じ、或は舊習に拘り古法に泥み、彼我の形勢を不察臆斷仕候故、實事に適當不仕事多く御座候故と奉存候。就ては此上出格の御英斷を以て、天下の兵制一變仕候様御仕法相立候而、耳目を改め人心を新にして勇氣を引立候義、當今第一之急務と奉存候。〔意見書草按〕

と兵制改革の必要を説き、次いで文武大學校造營の必要を論じてから、

武學校に於ては本邦古より傳來候兵制・武事は勿論之義、世界萬國之兵制・武技・器械一切殘候處無御座様御取集に相成、博學有識之人物御擧用御座候而、利害得失講究仕辨別取捨任、古今萬國の長所御取り用に相成、當今急用の一途に歸し、畫一の御兵制相立候はゞ、乍恐御當家萬々世の御規則共相成、國家不朽之基と可奉仰御事に奉存候。〔意見書草按〕

と斷じ、武學校を設立して兵制改革の研究をなすべきことの必要を絶叫し、幕末識者等の常識であつたところの

農兵論にまで言及した。

千之は武學者としてまた兵制改革提唱者として赤松小三郎（天保二年—慶應三年）と共に幕末上田藩が誇りとする以上の全日本的な存在であつた。

三象山の武學觀と木村軍太郎

象山武學の佐倉藩に及ぼした影響は甚大である。佐倉藩士で象山の門に入つたものは相當の數に達してゐるが、そのなかで最も有名な人物は兼松繁藏・齋藤碩五郎（彌一左衛門）・木村軍太郎・西村平太郎（茂樹）の四人である。齋藤碩五郎と象山との砲術關係、特に象山から碩五郎への三兵戰術傳授の事實は、さきに相當詳しく説明されてある通りだが、碩五郎の兄兼松繁藏も弟と同様に高島秋帆・江川英龍から西洋流砲術の免許を與へられ、さらに象山から傳授を得て佐倉藩の軍事に寄與した人物である。西村茂樹は明治教育界に偉大なる足跡を印した名士だが、象山から立派に砲術を習得し、就中その國防思想は卓見として既に定評のあるところである。しかしながら、私は特に佐倉藩兵制改革の貢獻者としての木村軍太郎（文政十年—文久二年）と象山との關係を述べようと思ふ。

安政二年佐倉藩兵制改革の中心人物は木村軍太郎・西村平太郎と共に佐倉藩三太郎と稱された依田十太郎（文政十年—明治二十五年）である。（第三十三章）佐倉藩は元來甲州流武學を持続して來たが、藩主堀田正睦（文

政八年—安政六年）の時、兵制改革を決意し、弘化三年清水赤城の門人であつた藩士宮崎平太夫（寛政八年—文久三年）を軍師に命じて、長沼流兵制に改めようとした。が、藩の輿論は正睦のこの舉を失敗に終らしめた。時機尙早のためでもあるが、藩士の多數が軍師平太夫に不満であつたのが、失敗の有力な原因となつてゐる。

しかしながら、正睦は兵制改革を斷念しなかつた。依田十太郎執筆の『御兵制改革』によると、正睦は嘉永二年藩士兼松繁藏の推舉によつて三春藩士小野寺淸齋（清水赤城の門人、また高島流砲術を兼修した）を招聘し、藩士依田十太郎・中澤央・佐治倍次郎・須藤秀之助・野村彌五右衛門を入門せしめ、淸齋を軍師とし、十太郎等をその助手として、年來の希望であつた兵制改革を実施する豫定であつた。然るに嘉永六年藩中淸齋排斥の空氣が濃厚になつた結果、淸齋は突然御用を免ぜられ、十太郎に改革の命が下された。かくして、その翌年（安政元年）閏七月に作成された十太郎等の改革案は、長沼淸齋の『兵要録』に基づき、これに西洋式砲術を加味したものであつた。

その時舊藩士木村軍太郎（杉田成卿の藩學門人、當時天文堂譯員）から兵制改革意見書が十太郎の寓所に到着した。軍太郎は十太郎と同齡莫逆の友であるが、豫ねて兵制改革取調を命ぜられてゐたので、今その意見書を十太郎の許に送つたのは當然である。軍太郎は岩淵迪と共に佐倉藩士の先頭者として嘉永三年象山に入門し、同藩士西村平太郎・兼松繁藏・齋藤碩五郎・高洲代藏・福田常治・田島武之助・長量平等の象門入りはその翌年であつた。『及門録』そこで私は軍太郎の改革意見は西村平太郎等八人の意見の代表であつたと見られて差支ないものと思ふ。

ところが、以上のやうな想像をする前に、われらは遡つて嘉永二年兵制改革準備工作のために小野寺淸齋を招

聘した翌年と翌々年とにかけて、佐倉藩が木村軍太郎等を象山門に入れた理由がなんであるかを考へなければならぬ。今少しく具體的に考察すべきは、高島・江川等から砲術免許を與へられた兼松繁藏・齋藤碩五郎等が、何故新たに象山を師としなければならなかつたの理由である。備齋が單なる長沼流武學者でなく、高島流砲術の奥義を究めてゐたにも拘らず、佐倉藩が彼等を象山の許に送つたのは、象山の砲術に高島流砲術以上の新鮮味を發見したためか、或は寧ろ象山のもつ三兵知識に魅力を感じたためであらう。さうして、その結果はさきに二度まで繰り返したやうな象山から齋藤碩五郎への三兵戰術傳授となつたわけである。だから、われらはその三兵戰術が同様に象山から木村軍太郎等に傳へられたであらうとする想像が肯綮に中つてゐることを信ずるのである。

木村軍太郎は佐倉藩士中最も早く象山に弟子入りした上に、同藩第一等の蘭學者であつたから、藩を出て天文臺譯員となつてゐても、藩侯から兵制改革取調を命ぜられたのは當然である。そこで軍太郎は安政元年閏七月『御兵制之儀ニ付申上候存寄書』同年十月『御兵制之儀ニ付再度申上候存寄書』(以上兩書は佐倉木村家の所藏)を親友依田十太郎の許に送つたわけである。軍太郎案の骨子は西洋式な歩・騎・砲三兵種の新設だが、歩兵には重歩兵・輕歩兵・江戸詰歩兵・散隊歩兵、騎兵には騎馬鐵砲組・騎馬槍組、大砲兵には輕砲隊・重砲隊・雜砲隊の區別があつた。(村上一郎氏著『蘭學者木村軍太郎傳』に據る。)

軍太郎の改革意見書に接した十太郎は、所謂是々非々主義の立場から軍太郎案を是とし、自己の案を非とする男性的態度に出た。かくして、安政元年十二月遂に兵制改革案の調製終り、藩主正睦これを承認し、翌二年五月

告諭を發して、實行の緒についたが、その改革編制の概略は、十太郎著『御兵制改革』によれば、大體次の通りである。

一藩ノ士卒ヲ歩騎砲三兵ニ區別ス。従前ノ足輕ヲ歩兵トシ、組付給人平士ヲ騎兵トシ、中小姓并諸士ノ二三男ヲ以テ砲兵トス。歩兵ノ編制一組銃卒(先高同心)三十六人ヲ以テ一隊トシ、一隊ニ物頭一人(一隊ノ司令)與頭一人(中隊司令)小頭二人(二隊ノ長)同心頭四人(長)是ヲ一組ト稱シ、二隊ヲ一組合ト稱シ、十隊ヲ一大隊トシテ一備ト稱ス。是ヲ司ル歩兵隊十小隊(即チ一組ヨリ)佐倉ニアリ、四小隊江戸邸ニアリ。(十一番組ヨリ)騎兵隊ノ制一隊ノ騎士廿人、番頭一人、騎士頭四人ヲ一小隊トシテ一組ト稱シ、佐倉ニ五小隊アリ、(一番ヨリ五番ヨリ)江戸邸ニ一小隊アリ。(是ヲ江戸馬廻リト稱シ)大砲隊ノ制砲士四十八大砲四門ヲ一隊トシ、一隊ニ大筒頭一人一隊ノ司令(大筒頭四人一門ト)大筒方頭取一人(照準手)是ヲ一組ト稱シ、佐倉ニ二隊江戸ニ半隊アリ、歩騎砲三兵トモ一備ノ長ヲ總奉行ト稱シテ年寄是ヲ司ル云々。

以上のやうな三兵組織への佐倉藩兵制改革に對する木村軍太郎の寄與が甚大であつたことを思ふ時、われらは軍太郎の師象山の存在を改めて注意しなければならぬ。また、われらは軍太郎門下の二秀才大築保太郎(尙志)・荒井鐵之助(宗道)の名を挙げ、前者が嘗て江戸講武所に出仕して『歩兵心得』を翻譯刊行し(元治元年)、後陸軍中將となつてわが陸軍砲兵科の恩人となり、後者が兵學寮少教授、陸軍士官學校教官(陸軍少佐となる)として、『攻守略説』(慶應三年刊)『兵法小學』(明治四年刊)『兵法中學』(明治四年刊)『兵學教程讀本』(明治十二年刊)

を翻譯して武學教育に盡瘁したのを、いづれも象山の餘徳であつたやうに想像するものである。

三 象山の武學觀と大島貞薰

象山の教育綱領が「採長補短」を重要素の一つとしてゐたことについては、屢々繰り返した通りだが、嘉永六年の『急務十條』其七には「其短を捨て其長を用ひ其名に循はず其實を講すべき事」と改めて明記されてゐる。しかしながら、象山の採長は長に屈從する意味でなく、「出藍」が門人に對する最も力強い指導方針であつた。『嘉永年間國防説』(全集卷二補遺)に

弟子の師より劣らむといふの譬は當らぬことと覺ゆ。わが不熟の業もて彼が長ずる所に向ひたらばこそあらめ、吾業すでに熟する時に至らばなどか其師に劣らむや。荀子のふみにも出藍^出てふ言のあり。かの魯西亞の主伯跌兒は、初め和蘭陀より諸藝に精しき人を徴し集め、航海の術を始として其國になき事共を人民に教へしめ、やがて帝業を成し、人今に至るまで是を稱す、よく荀子の言に叶へり。

とあるのがそれである。さうして、それは象山が嘉永六年六月二十九日門人小寺常之助(藩士殺、大垣藩屬指の蘭學者)の質疑に對する左記答書に見出されるところの

全體の御議論の趣にては西洋礮兵之略一向御研究無之様被存候。その眞をも御存知無御座候ての御品評は、乍憚いらぬものと奉存候。唯礮を不可闕の器と思召候段は、實に不磨の事たるべく候。扱我學國此術^此を熟す

るも、畢竟彼は師我は弟子、いかでかよく彼れを制する事を得んとの御論は、乍慮外御料見違と存候。荀子の出藍^出は思召出られず候歟……ロシアの先主ベートルが和蘭人を師として遂に和蘭に劣らず、北アメリカ人英吉利を師として終に英吉利に勝ち候類は、御承知無之候義や。兎に角愚意には夷の術を以て夷を防ぐより外無之と存候……總てかの黄帝を師とし候に若くなしと存じ申候。古昔兵器を造り初め候は蚩尤のよしに御座候所、黄帝其干戈を習用し、遂にこれを涿鹿の野に擒殺せられ候……是則ち聖智の致す所にして、彼を用ひ彼を利用せられ候事兵法の至蹟と存候。去れば今の世に至り候迄も、黄帝を以て兵家の祖と崇め尊び候事と存候(全集卷四)

の文面によつて一層具體化されてゐる。

しかしながら、象山の教育綱領たる「出藍」精神の眞の具現者は、但馬國出石藩士大島貞薰(文化三年—明治二十一年)である。(第十九章)貞薰は通稱を萬兵衛と呼ばれ、諱は忠謙または貞謙、號を積水と稱した。貞薰は夙に甲州・長沼兩流の武學を修め、嘉永年間高島秋帆・下曾根桂園(金三郎)を師として砲術を學び、さらに五歳年下の象山の門下に入った。『及門録』に嘉永四年十月二十四日附で「大島萬兵衛」の名が記されてゐる。その證據である。貞薰はその後郷里但馬國大藪村に松風竹露邸舎と稱する家塾を開いて洋兵學を講じ、『拔隊龍圖解』(安政三年刊)『砲軍操法』(同四年刊)を翻譯し、次いで『臥榻兵話』(文久二年刊)を著し、それらを教程として門人を教育したが、明治元年五月西京の軍務官において兵學校教授を仰付けられ、同四年十一月大

阪兵學寮少教授となり、同五年正月東京兵學寮教授となり、同年三月徵兵掛を命ぜられ、曾我祐準・宮木信順と共に山縣有朋に意見書を提出して兵制改革に資し、同六年正月兵學侍講となり、同年七月依願本官を免ぜられるまで、その一生涯は武學をもつて徹底してゐた。

象山と貞薫との交渉を明示するものは、嘉永六年四月十日象山が江戸から歸國中の貞薫に送つた書簡一通のみである。この書簡は大島義豐氏（貞薫の孫、氏の父は貞薫の次男で陸軍少將となつた貞恭であり、ドイツの武官メ）の秘藏されるものであるが、その全文は第十九章第二節に載せられてゐるので、こゝにはそれを省略することにした。

その書簡は象山と貞薫との砲術交渉を知るべき貴重な資料であるが、われらはさらに兩者の三兵戰術交渉を考察することにしよう。

貞薫不朽の名著『臥榻兵話』（文久三年刊）は邦人著述の三兵戰術書、完全に日本化された三兵戰術書として特筆さるべきものであるが、同書總論における

或人曰、今外夷ニ備ヘント欲シテ外夷ノ術ヲ學ビ、我固有ノ兵器ヲ廢シテ彼ノ戎器ヲ造リ、我ヲ棄テ彼ニ從フ、子ガ言何ゾ僻セルノ甚シキ。苟モ士タルモノ外夷ノ汚濁ヲ受ザルヲコソ潔ト云ベキナリ。彼ヲ師トシテ其技ヲ學ブ、何ゾ彼ニ勝ノ理アラナヤ。

といふ或る人の問に對する貞薫の答、

彼ヲ學デ彼ニ勝ザルハ當然ノ理ニ似タリト雖モ、今西洋各國模範トシテ學ブ處ノモノハ皆同ジ學也。而テ互

ニ勝敗アルハ何ゾヤ。師ヲ同ジフシテ棋ヲ學ブ、而勝敗アリ優劣アリ、必ズ師ニ及ブベカラザルニ非ズ。今西洋ノ戰法ト云ルハ皆「ナポレオン」ノ新戰法ナリ。「ナポレオン」一時ニ傑出シテ既ニ歐羅巴諸國ヲ併呑スルノ勢ヒヲ成セリ。連年ノ戰ニ各國皆其新戰法ヲ習熟シ得テ、終ニ「ナポレオン」ニ勝コトヲ得タリ。瓦辣那達ノ伊斯把泥亞ニ背キ、墨利幹ノ英吉利ニ背ク、皆其學ビタル國ノ法ヲ以テ其國ニ勝タル也。是即チ師ノ法ヲ以テ師ニ勝タルニ非ズヤ。

は、象山が小寺常之助に與へた「出藍」の教訓（前出）を殆んどそのままに見るやうな文面であつて、著者貞薫が師の法を取つて師に勝つべしと主張した師象山の精神を確實に把握してゐた證據となるものである。

かくして貞薫は三兵戰術日本化においては師象山を凌駕する出藍の状態に邁進した。貞薫は元來長沼流武學者であつたけれども、「長沼氏和漢ヲ折衷シテ一家ヲナシ、我邦ニ於テ用フベキノ法則ヲ立ツ、學ブベキノ順序始テ備ハレリト云ヘリ。然モ之ヲ以テ方今ノ用ニ充ントスルハ甚ダ難カルベシ。」（『臥榻兵話』總論）と評し、先師長沼澹齋を日本武學に始めて法則を與へた偉大なる武學者として稱揚しながら、澹齋の名著『兵要錄』と雖も幕末の新時代には不適當であることを痛感して、ナポレオン時代の洋兵（三兵）の研究に没入し、その研究の成果を『臥榻兵話』のうちに要約したのである。

しかしながら、貞薫は「予ノ洋兵ヲ談ズル、必シモ洋學ニ心醉スルニ非ズ」と『臥榻兵話』洋兵談（三兵談）の冒頭に説き、洋兵研究の目的は結局洋兵を破るにあることを宣言してゐる。他の目覺めた武學者と同様、貞薫は

日本戦法の長所が短兵獨闘にあり、西洋戦法のそれが長兵齊戦にあることを認め、この兩者を綜合しようとする。いな、それ以上に貞薫は日本戦法の重要素としての日本精神を骨髄とした日本流武學の樹立を理想としてゐた。固より貞薫は戦法の動相、時勢に應ずる戦法の融通性を理解し、

勝敗ハ略ニ在リト雖モ、略ハ法ヨリ生ジ、法ハ器械ヨリ生ズ。器械ハ勝敗ノ因テ起ル處ノ源也。器械改マレバ戦法モ隨テ變ズ、戦法變ズレバ將略モ隨テ變ズ。故ニ其器械ヲ製シ其用法ヲ審ニシ、而后始テ略ヲ論ズベキナレバ、彼國ノ新法予ニ於テ學バザルヲ得ズ。(『臥榻兵話』餘論)

と述べてゐるが、彼れの武學精神は不變不動の日本精神史觀に徹底したものであつて、

日東人固有スル處ノ一塊物アリ、之ヲ號ケテ大和魂ト云。是天地間ノ義精凝結シテ此塊物ヲ成セル也。此一物萬國ニ卓越シテ外國ニ在テ一ツモ有セザルノ一大寶物也。之ヲ以テ戰ニ臨マバ何ノ敵カ挫カザラン(『臥榻兵話』餘論)

といふ卓説のうちに、日本流武學者としての彼れの氣魄が遺憾なく吐露されてゐる。

一四 結 論

最後に私は象山の武學とその影響とを總括して結論に代へたいと思ふ。象山武學の骨髄は和魂漢才、否それよりも寧ろ和魂洋才であつた。術・節制・器械においては支那・西洋の長を採るが、それらを日本精神のうちに融

合して、日本流武學を構成するのが象山の目的であつた。

象山は尊皇開國論者であつた。尊皇論者としての象山は幕府以上の皇室の存在を十分認識し、開國論者としての彼れは毫末も西洋諸國を恐れることなく、堅確なる國防思想を保持し、『目安書』(全集卷二)のうちに「天下の御武備は天下の御武備にして、徳川家御一家の御武備に御座なく候事」と記して、尊皇主義國防思想の色彩を濃厚に見せてゐる。しかしながら、象山の國防思想は鎖國の扉を固めて洋夷を待つ消極主義に墮することなく、開國を斷行して海外に進出することによつてその積極的國防政策を立てようとした佐藤信淵に類するものがある。四十歳以後における象山の經綸は、「終卷ニ五洲ニ歸ニ皇朝。皇朝永爲ニ五洲宗。」と彼れの得意とした詩『題那波利翁像』の最後に見えるやうに、日本を世界の宗主とするにあつたのであり、彼れの國防思想は勿論この境地に至つてはじめて満足さるべきものである。象山武學の根柢もそこにあつたのである。従つて象山の武學態度が内外いづれに對しても「出藍」を標語としてゐたのは當然である。西洋兵學に對して出藍を發揮し得ない日本武學や象山武學に對して出藍を發揮し得ない門弟子の武學をもつてしては、日本を世界の宗主とする見込は全然ないと象山が確信したためなのである。象山の武學教育が出藍主義の天才教育となつた理由はそこにある。

以上の方針による象山の武學教育の下に養成された吉田松陰(長州藩)・八木千之(上田藩)・木村軍太郎(佐倉藩)・大島貞薫(出石藩)の四人を簡拔して、われらは日本流武學者の理想型を紹介するの光榮を得た。なほ將來機會を興へられるなら、象山武學の勝海舟(幕臣)・西村茂樹(佐倉藩)・齋藤碩五郎(同上)・小原鐵心(大垣藩)・

小寺士毅(同上)・小林虎三郎(長岡藩)・河井繼之助(同上)・本島藤太夫(佐賀藩)・内山隆佐(大野藩)・橋本左内(福井藩)・坂本龍馬(土佐藩)・眞木和泉(久留米神職)・武田斐三郎(大洲藩)・山本覺馬(會津藩)・島津良介(中津藩)・島津文三郎(同上)・柏木義武(田邊藩)等に與へた影響について、私は順次に調査研究を進めたい考をもつてゐる。

昭和維新の自覺が起つて以來、日本主義哲學と日本精神史との再検討の必要が統叫されて來たが、必然の歸趨として日本學の提唱を見るに至つた。この際日本流武學は日本學の重要な一つとして發達しなければならぬものである。さうして今われらは象山とその門下生とによつて既に向上の一路を辿りつつあつた日本流武學を回顧し、これに對して深甚の敬意を表するものである。

第十八章 吉田松陰の武學觀

序 説

- 一 松陰の博約説
- 二 松陰の武學構想
- 三 松陰の武略觀
- 四 松陰の智略觀
- 五 松陰の計策觀

第十八章 吉田松陰の武學觀

序 説

吉田松陰（天保元年—安政六年）三十年の短生涯は、神武日本にとつての永遠の記念碑である。日本第一等の教育者であり武學教育者であつた松陰は、その尊皇思想と武士道精神とを、門下生を通して明治維新の大業の上に結實することができた。われらは『武教全書』開講主意と『士規七則』とを繕く毎に、松陰の熱血の至誠が周囲の人々や門弟子や後世人に與へた影響の甚大であることを思ひ、無上の感激に蓋はれると同時に、その時に生れてこの偉人の警咳に接しなかつたことを無限の悲しみとするものである。

松陰は神武日本の眞柱である。彼れは山鹿流武學の完成者である以上に最高度における日本流武學の建設者である。彼れは動もすれば武學を兵事の一方面にのみ限定した兵家者流の偏狭や一流一派に拘束された兵家者流の固陋を唾棄し、目覺めた國體觀の上に新らしき武學の方向を決定し、漢洋兩兵學を從屬として、萬邦無比の日本流武學を建設した。

松陰は山鹿素行を先師として景仰してゐた。長藩山鹿流師範の第六世たる松陰は、勿論最後まで山鹿流を支持

し、素行の『武教全書』を玉條としてゐた。しかしながら、松陰は單に同流を守株することによつてこれを枯渴せしめることなく、同流武學の三本たる武略(謀略)・智略・計策を維持しながら、これに独自の新解釋を與へ、その武略觀に國體觀と大義武士道觀とを増強し、その智略觀に新時代相應の世界知識と對世界觀とを加へ、さらしてその計策觀に西洋兵學認識と對西洋戰法策とを注入し、然る後にそれら全要素を日本流意識に渾一して、眞實の意味における日本武學を大成したのである。

松陰をして以上のやうに日本流武學の點青者たらしめた根本の理由は、後に述べる博約説に見る學的態度とその獨特な心構即ち志士の自覺とに見出される。松陰は『武教小學』衣食住を講じた際に、『武教全書講録』(參照)志士の定義として「志士ト云ハ即志ニ於道ノ士ナリ、即君子ナリ。武門武士トシテ武道ヲ磨キ、國家ノ洪恩ニ報ジ、父母ノ美名ヲ顯ハサント心懸ル、是志士也。」といつてゐるが、この態度こそ松陰の學に統一を與へてこれを眞個の學たらしめ、松陰をして所謂雜學に陥らしめなかつた理由である。

一 松陰の博約説

松陰の『武教全書講録』(安政三年)中物目錄解説の條を見るに、博約説は孔孟二子から出てゐる。孔子の「君子博學於文。約之以禮。」と孟子の「博學而詳說之。將以反說約也。」とがそれである。さうしてこの博約の精神こそ、松陰が先師素行の學則を窺ふ所以であり、『武教全書』講義の態度を決定したものである。松陰は

これより七年前『讀武教全書』(嘉永二年)のなかに博精説をもつて全書講義を三等にわかち、「初講全書。以知其要。發其端。推擴之久。思辨之勉。疑惑塞胸。中則博學厚積。泛濫淳蓄。推擴之至。思辨之熟。其疑日以解。其惑日以辨。終湊合衆緒。分別異同。貫一復初。是爲學之極功。」における初↓中↓終の三段教育を説き、博約説における約↓博↓約のそれと若干の共通點を見せてゐる。また松陰は博精説のうちに「學識」を加へ、博にして精ならざるものと識なくして徒らに學ぶものとはいづれも冗、精にして博ならざるものと識あつて學ばざるものとはいづれも陋であるとなし、博精一體・學識一致によつて始めて冗陋なく、完全な學問に到達すると主張した。『兵學寮掟條々』(嘉永二年)における「孤陋に陷ず雜博に趨ず」も、亦松陰のこの態度を裏書してゐる。松陰のこの論を松宮觀山の『學論』における「博者易失於雜。約者難免乎陋。博也而精。精矣而博。世難其人。」と比較して見るがよい。次に再び松陰の博約説に歸る。

松陰の物目錄講義における素行觀を通して博約説を見る。

抑々物目錄ヲ以テ武教ノ大綱及ビ先師ノ學則ヲ窺フベシ。竊カニ按ズルニ、先師ノ學ハ博ヨリ約ニ入ルモノニシテ、其學則ニ至テハ約ヨリ博ニ達スル如クシタルモノナリ。學者博約ノ際ニ於テ得ルコトアレバ、左右原ニ違フ、何ノ疑カアラン。先ヅ先師ノ博ヲ知ラントナラバ、一部ノ語類ヲ讀ミテモ知ルベシ。而シテ其ノ約ハ乃テ聖教要録ニアリ、是經術ノ博約ヲ云フ。其兵法ニ於ケルヲ見ントナラバ、末書・結要本・雌鑑・雄鑑・用法ヨリ漢士諸家ノ說ヲ約シ、雄備集トナシ、武教要録トナシ、更ニ約シテ武教全書トナス。然ドモ學

者尙其約ヲ知ラザランコトヲ恐レテ、門下ノ諸子乃チ惣目錄ヲ編スル也。若シ夫レ全書中編々自ラ博アリ約アリ、而シテ其最約ナルハ、全部ノ歸宿ハ序段ノ謀略・智略・計策・戰法ノ三戰ニアル是ナリ。是ヲ以テ先師ノ學則ヲ知ルベシ。學者苟モ全部ヲ精究シ、然ル後孫吳尉李ノ書ニ及ビ、又和漢古今ノ典籍ヲ博覽シ、本末ヲ尋ネ、源流ヲ窮ル時ハ、經史子集幾萬卷ノ書皆全書八卷ノ註脚ニシテ、即チ謀智計・三戰ノ註脚トナリ、更ニ約シテ吾方寸ノ外ニ出ルコトナキヲ知ラン。是ヲ學ノ極功トス。

『讀武教全書』における學の極功は、惣目錄講義のこの條において一段の發展を遂げてゐる。即ち松陰は博約説をもつて素行の學乃至武學を整理し、これを左右原に逢ふの状態即ち約↓博↓約となし、最後の約を學の極功としたのである。松陰の博約説においては、山鹿流武學の約即ち極功は『武教全書』であつた。さうして漢土の經史子集、孫吳尉李の兵法書、『甲陽軍鑑末書』『同結要本』北條氏長の『雌鑑抄』『師鑑抄』『雄鑑抄』『士鑑用法』素行の『兵法神武雄備集』『武教要録』等、それらはいづれも『武教全書』に對する博であり脚註であつた。

しかしながら松陰の博約説はさらに微妙を極めてゐる。松陰は狹義『武教全書』八卷(序段を一卷とし、他の七卷を加へて八卷とす)中の編々にそれ〴〵博約を認め、然る後最後の約を序段の謀略(武略)・智略・計策と戰法の三戰に求めた。それらは約の最約なるものであり、全書全部の歸宿であつたからである。松陰独自の見解と山鹿流武學の最約者をもつて任ずる高邁の見識とが躍如としてゐる。また松陰は同藩の先輩山田亦介(含章齋)から授けられた長沼流武學知識を博約説に參考して、次の文中に見るやうな全書に對する特殊な新解釋を下してゐる。

嘉永戊申歲明倫館再興ノ時、諸學藝皆等級ノ次第ヲ定メ試業ニ便スベキノ旨アリ。就中兵學ハ一騎前・將略等ヲ以テ是ヲ分ツベシトノコト也。余乃チ四等ヲ定ム。初等ハ幼童句讀ノ科ナリ、中等ハ先師ノ書ヲ講究スルノ科也。此等更ニ二科ヲ分チ、略長沼氏傳授ノ意ニ倣ヒ余曾テ長沼氏ノ兵要録ヲ瀨土山田含章齋ニ受ク小學及ビ侍用武功・撰功・法令・斥候ヲ以テ一騎前ノ學トシ、全書一部ヲ通ジテ研究スルヲ主道將略ノ學トス。初中二等ハ乃チ所謂約ナリ。上等ハ諸家涉獵ノ科ニシテ乃チ所謂博ナリ。最上等ハ諸家ノ博ヲ究メ全書ノ約ニ反ル科ニシテ、所謂左右原ニ逢フノ地位ニ至リ、兵學ノ大成スル所ナリ。

松陰の謂ふ武學教育段階は、初等・中等・上等・最上等の四等に大別されてゐたが、明倫館の武教次第をさらに詳説すれば、初等(初學)・中等は各々甲乙に兩分され、初等乙科においては『武教全書』の素讀、甲科においては『七書』その他の兵書の素讀、中等乙科においては『武教小學』侍用武功・撰功・法令・斥候(松陰は一方において「用間」をも一士一卒の任としてゐるから、こゝにこれを加へても差支ない)(以上一騎前の學)の講釋、甲科においては『武教全書』の全篇(主道將略の學)の講釋がなされ、上等においては和漢諸兵書の涉獵をなし、最上等においては愈々和漢諸兵書を博渉して『武教全書』の奥を窮めるための補助とし、『武教全書』に反るのを終局の目的とした。

以上のうち初中二等は約、上等は博、最上等は約に該當するのであるが、長沼流武學の參考は、中等乙科の一騎前學と同甲科の主道將略等、即ち最初の約の第二段に限られてゐたのである。しかしながら、この事實から松陰が長沼澹齋の『兵要録』に相當の敬意を拂ひ、同書の練兵篇を一騎前學に、また同書の將略篇を主道將略學に

参考したことが理解される。が、松陰の武教の根本は勿論山鹿流の上に存してゐたのであつて、最初の約の第一段(初等甲乙)と中の博(上等)と最後の約(最上等)とは完全に山鹿流武教の精神に則られてゐたのであり、左右原に逢ふところの最上等の約は山鹿流意識に徹底してゐたのであり、こゝに山鹿流武學の大成を見たのである。

二 松陰の武學構想

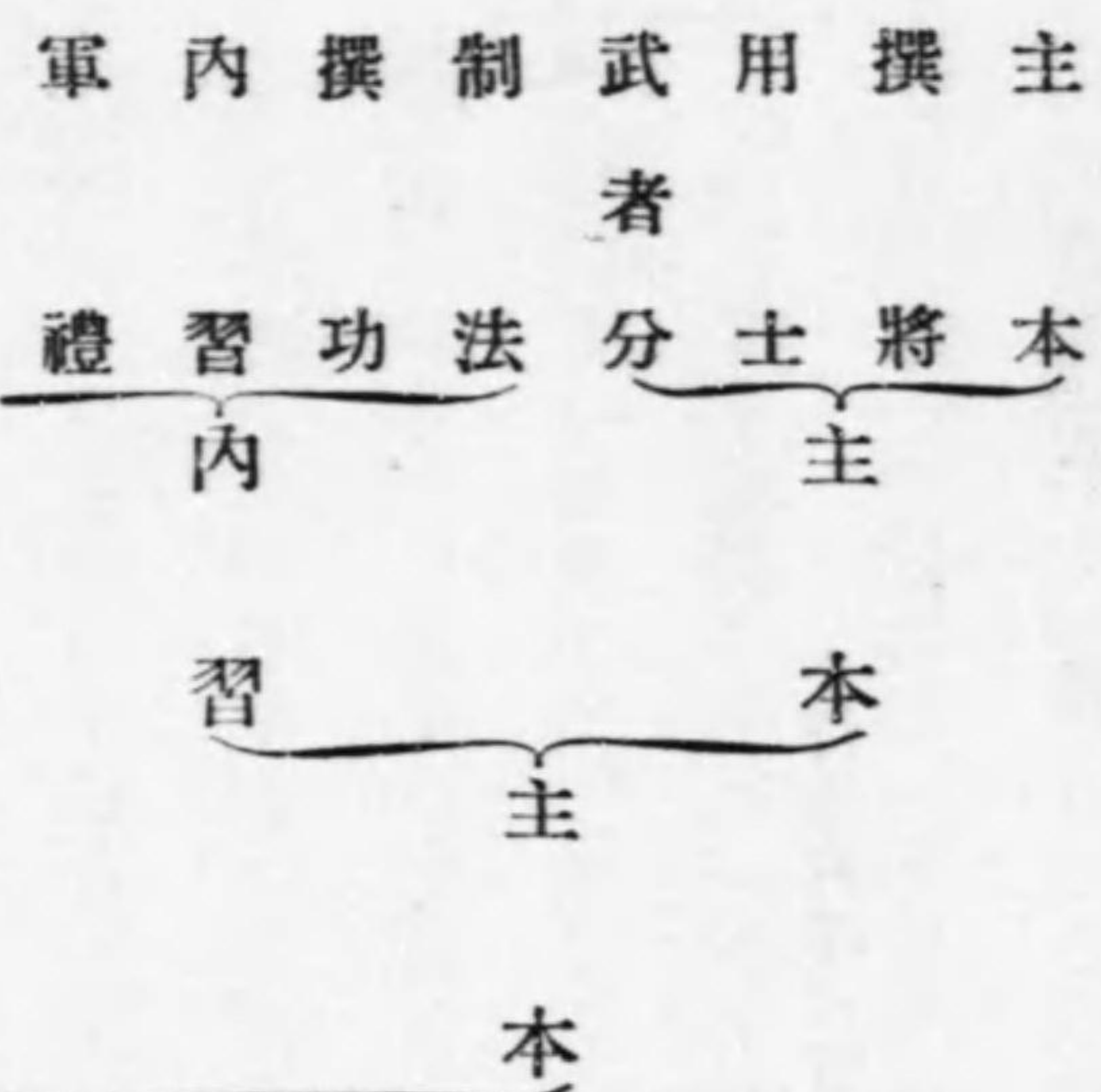
松陰の得意とした博約説を通して得た山鹿流武學の經典が『武教全書』である以上、松陰の信奉した武學の本體は『武教全書講録』のうちに求められなければならぬ。松陰は同書惣目録の條に「武教ハ修身・齊家・治國・平天下ヨリ初メ戰勝・攻守ノ術ニ至マデ包ザルコトナシ。」「武教ノ外ニ更ニ儒道モ經術モアルコトナシ、儒道・經術ハ皆武教中ノ事也。」と述べてゐるが、このなかに素行武學の本質が要約されてゐると同時に、松陰武學の構想の重要部分が認められる。松陰の意中における武學構想は雄大であり、儒學の説く修身・齊家・治國・平天下の道は勿論、戰勝・攻守の術に至るまで多方面の要素が含まれてゐたのである。

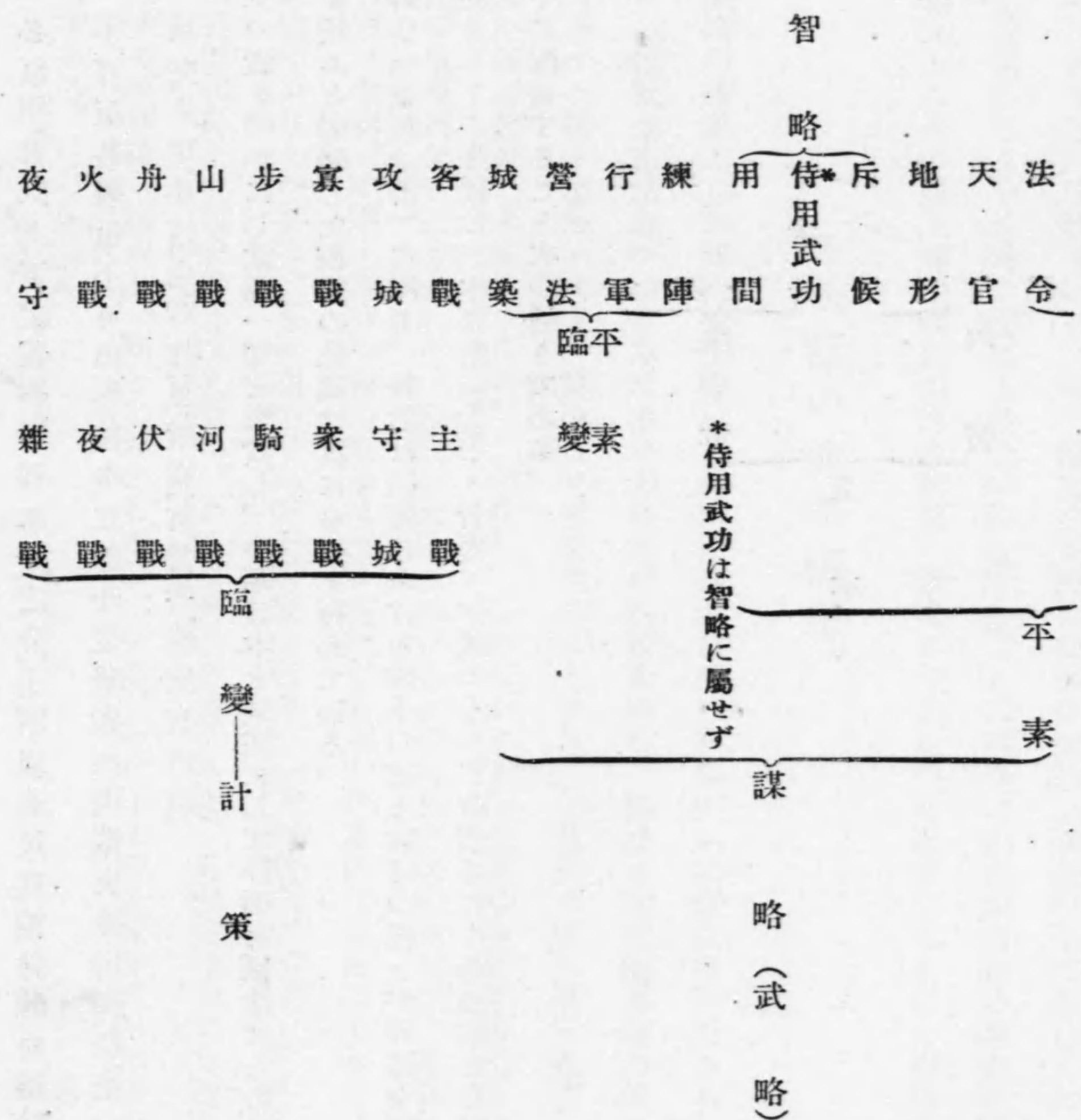
松陰のかうした考は、嘉永四年の『與土居幾之助書』(内容上からいへば、『兵道』に夙くもあらはれてゐた。即ち松陰は本書劈頭吳子の儒兵兩分説を駁し、さらに吳子を目するに、兵機を知つて兵道を知らざるものとした。松陰の意味する兵道は、儒兵を一體としたところの、いな、それ以上の皇國神武の兵道であつて、これを説くこと次の通りである。

必也明君臣上下之義辨賢邪忠奸之分。士精強而民實糧儲饒而器械利溝塹定以衛地其進也不可拒其退也不可追然後中立而外從華盛而夷懾災除道暢於是生民之能事盡天下之大業畢矣。是謂兵道。生斯邦長斯家所習所學豈有他哉。

君臣の義を明かにし武備一切を充實し、中華日本を強盛にして外夷を懾伏せしむれば天下の大業畢る、是れを兵道と謂ふと喝破した松陰の見識は實に卓拔を極めてゐる。

再び『武教全書』に歸る。松陰は同書における修平の道と戰守の術とが同書全綱目中に含まされ、また全書的最約としての序段の三本謀略(武略)・智略・計策のうちに收容されてゐることを説き、それらを三本並びに全綱目中に配當すること次の通りである。





『武教全書』全綱目は上記のやうに三分され、第一段は平素、第二段は平素並びに臨變、第三段は臨變に屬せしめられたが、第一段の大部分と第二段の全部とは謀略(武略)に、第一段中の斥候・用間の二項目は智略に、第三段の十六戦は計策に配當されてゐる。これらの事實は松陰が惣目錄講義の最後に「抑序段の謀略は知已也、智略は知彼也、計策は應變也。是を全部にて論ぜば、城築以上は謀略なり、客戦以下は計策なり、其間斥候・用間等は専ら智略を説なり。」と述べてゐるのに徴して知られる。素行は謀略を『孫子』始計篇の五事に、智略を同篇の七計に、計策を同篇の詭道に宛てゝゐるが、計策の内容に關する説明としては、全書序段に「手だてをなし、て全く勝つをいふなり、或は味方を入、或はかへりの忠の者を作り、格によつて虚實をかんがへ、やすきに勝是也。」と記してゐるが、前段の句は同書用間篇計策の條に「味方を入る事」「かへり忠の者を作る事」に該當し、その他同篇中多くの計策關係の事が見られるので、素行は多分この計策を智略の一部分と考へてゐたのであらうと思はれる。が、一方において素行は「虚實を考へ云々」(序段)と記し、『孫子』の詭道と對照せしめてゐるところもないではないが、元來詭道の語は『孫子』始計篇中にあるのであり、戦前の計に屬するのであるから、戦場に行はれる戦法を意味せしめるには、少しく無理であるやうに思はれる。そこで松陰が全書中の客戦以下十六戦を純粹に計策に配當したのは、見方の發展として注意されなければならぬ。

次に素行『武教全書』における斥候・用間の僅か二項目のみを智略に配當し、これを『孫子』の七計に擬してゐるが、松陰も大體これを肯定してゐる。但し後に説明されるやうに、松陰は『幽囚録』においてこの問題を大

いに増補してゐる。

以上われらは松陰の武學構想を謀略(武略)・智略・計策の體系において考察して來たので、以下武略觀・智略觀・計策觀の三項目を設けて、松陰の武學觀を検討することにしよう。

三 松陰の武略觀

山鹿素行は『武教全書』序段のなかに武略(謀略)の定義を「謀略と云は心をたゞし氣を養、城取・陣取・備立共に理にあたる是也。」と下してゐるが、それは『兵法神武雄備集』武備之卷の「大將可_レ先知_レ三ヶ條之事」に「武略と云ふは、外を捨て、内を治め、己の心地を正しくして、其作法滯る所なく、邪義邪法をすて、偏に正理を行ふ、是を武略と云ふ。……兵法に論ずる時は、まづ持の城取を堅固にかまへ、繩張を能くなし……豫て手分・手配・手組を相定め、陣營の法を能く定め、備定・内習を推して相違なからしむる、……是を治_レ内武略と云ふべし。」と解説されてゐる。即ち武略は北條氏長の謂ふ治内に該當し、主將先づ己れの心を正し、邪義邪法を捨て、(素行は『武教本論』自敘に「專論_レ鬪戰詐術。而去_レ神武_レ甚遠。故陷_レ兵家者流。爲_レ權謀技藝。」と記して所謂兵家者流の邪法を痛評してゐる)正理を行ひ、孫子の「道者。令_レ民與_レ上同意。可_レ與_レ之死。可_レ與_レ之生。不_レ畏_レ危也。」を實行し、内即ち味方即ち部下をして主將と生死を共にせしめるやうに養成することを第一の要件としてゐる。

然らば松陰は素行の意味する武略をどう觀てゐたか。松陰は武略に屬する素行の主本を「主本是全書ノ首篇也、專_レ治平ノ道ヲ論ズ。全書ヲ讀_レン者此篇ヲ讀_レデ、兵ハ人主ノ大道ニシテ一士一卒ノ私言ニ非ルコトヲ悟リ、慨然トシテ國天下ヲ以テ自_レ任ズベシ、是根本也。」(惣目錄講義)と解釋し、武略の内包を擴大してゐる。さらに松陰は素行の武略觀を一層擴大するために李衛公の「大而言_レ之爲_レ君之道。小而言_レ之爲_レ將之法。」(『太宗問對』)を引用し、これを天子諸侯の學ぶべきものとした。武教の根本目的が修身・齊家以上の治國・平天下にあるためには、松陰のこの解釋に到達するのは當然である。

かくして松陰の武略觀は國體觀の上に集注した。松陰は『武教小學』言語應對の條(『武教全書講錄』)に時代武義の盛衰(素行はこれに説明を與へなかつた)に關して次のやうな國體的解釋を與へてゐる。

時代武義之盛衰ハ忝クモ 神武天皇日向ヨリ策ヲ決シテ親_レ水師ヲ率ヒ東征シ遂ニ都ヲ大和ノ橿原ニ定メシヨリ以來、崇神天皇ハ四道將軍ヲ置給イ、景行天皇ハ親_レ叛亂ヲ征伐シ給イ、神功皇后ニ至テハ海外迄モ親征シ給フ。爾來事起_レバ皇子或ハ重臣ニ命ジ征討セシメ給イ、兵權常ニ朝廷ニ在リ、武威常ニ海外ニ振フ、是武義ノ盛ナリ、清盛・頼朝以來武臣兵權ヲ横奪シテ、今日ニ至テハ海外ノ醜夷反テ來侵スルニ至ル、是武義ノ衰也。

兵權朝廷にあるのを武義の盛とし、その武臣に歸するのを武義の衰とする、無類の卓見・大自覺といはねばならぬ。この大自覺と同じ年の安政三年松陰は安藝の勤皇僧默霖への通信に「毛利家ハ天子ノ臣ナリ……然共六百年

來(筆者註、頼朝を輔佐した大江廣元以來の意味)我主ノ忠勤モ天子へ塌サバルコト多シ。實ニ大罪ヲバ自ラ知レリ。我主六百年來ノ大罪ヲ今日ハ償ハセ度コト本意ナリ。」と熱烈なる尊皇意識とその實踐意向とを表明し、さきの『將及私言』(嘉永六年)に見る大義の自覺「天下ハ天朝ノ天下」を一層具體化してゐる。松陰の大自覺の前には、大江廣元の頼朝に對する忠勤も、毛利家の徳川氏に對する忠勤も、些々たる小忠に過ぎなかつたのであり、いづれも天皇に對し奉る大罪であつたのである。

そこで松陰の武略觀においては、主將を毛利家とすれば、毛利家は主將の正心として六百年來の大罪を自覺し、天皇に大忠を盡し奉ることによつて過去の罪を償ふことを第一義としなければならぬといふ結論に到達した。本末の辨別實に至れり盡せりである。

藩侯に對する松陰の要望は同時に藩臣に對する要求となつた。『武教全書講録』開講主意における「吾モ人モ貴キ皇國ニ生レ、特ニ吾々ハ武門武士タル上ハ、其職分ナル武道ヲ勤メ、皇國ノ大恩ニ報ズベキハ論ニモ及ヌコト也。」と同書武教小學序の解説における「眞武眞文ヲ學ビ身ヲ修メ心ヲ正フシテ國ヲ治メ天下ヲ平ニスルコト是士道也。」とがそれである。また松陰は『武學小學』を一騎前の學とし、同書講義の各處に一士卒のために、上述の意味における武士道を説いてゐる。松陰の武士道觀は大義武士道に徹底し、藩侯に忠勤を勵むことのみを本位とする封建武士道を全然超脱してゐた。藩侯に忠義を盡すことは固より藩士の任務であるのだが、それがために本末を誤まつてはならぬといふ教訓なのである。そこに松陰武略觀の第二要素が認められる。

松陰の大義觀は安政五年述作の三幅對『議大義』『時義略論』『時勢論』のうちに徹底してゐる。日米假條約締結における幕府の違勅に對する松陰の忿懣が爆發してその大義論となつたのであり、それがために松陰の持論たる尊皇攘夷論は尊皇討幕論に轉換したほどである。松陰は建武中興を回顧し、徳川氏を北條氏に擬した。毛利家をして諫争の臣を幕府に送らしめ、若し可かれなければ當然討幕の義兵を起すべものと考へた。松陰は當時における京都の御有様を慨き、「最早笠置の御難同様にて、此時に當て一臂を掉て靈夢に應ずる者あらば、叡慮何程か面白からん。」と謹述して、楠公に類する忠臣義士の出現を切望してゐる。さうして松陰のかうした大義觀がいかに明治維新への尊い指導となつたかは言ふまでもないことである。松陰の武學が國體に則した眞正の意味における日本流武學である實證はかやうな點に見出されるのである。

松陰は以上のやうに大義の立場から尊皇思想若しくは皇室中心武士道によつて藩侯藩士の心を統一することの重要性を痛感してゐた。また一方において彼れは夙に藩の武學諸流並びに砲術諸流を統一する意向をもつてゐた。嘉永四年執筆の『文武稽古意見書』(松陰の上書三卷の一つで、『支那方定印符にして差出候様上』といふのが正式であるが、内容上上記の名稱を取ることにした)によると、松陰は兵學・砲術を高く劍槍等の武術の上に置き、それらは武術のやうに門戸を分つべき性質のものでないことを説いた後、兵學に關しては「兵學の儀一流一派に拘り變通無之様に而は實用に叶ひ不申」と述べ、長藩における山鹿流・北條流等を一統し、さらにこれを御家流神器陣に合體すべきことを主張した。のみならず、彼れは皇國神武の翼とするために漢洋兩兵學を攝取し、これを長藩武學のなかに融合するのを可とする論を立てた。砲術に關しても同

様であつて、長藩の萩野流・隆安流・天山流等の諸流を合體し、これを御家流の神器陣に合せ、そのうちに西洋砲術を混じ、その全部を打つて一丸とした砲術を興すべしと主張した。さうして以上兵學・砲術に関する見方のなかに松陰武學における日本流意識を認めることができる。

次に武略觀に屬する武備・兵制・操練等に關する松陰の見方を一瞥する。松陰は前節に擧げたやうに武略内容として主本・撰將・用士・武者分（以上は主本によつて總括される）制法・撰功・内習・軍禮・法令（以上は内習によつて總括される）天官・地形・侍用武功・練陣・行軍・營法・城築の十六項目を算へてゐたが、われらは主本關係における主將及び武士の尊皇思想または皇室中心武士道については既にこれを概述したので、新たに武者分・制法・内習・練陣・行軍・營法等の諸項を取捨増減し、武備・兵制・操練の名稱に一括して、その各内容を検討することにしよう。

松陰の武備に關する見方は、さきに擧げた四夷出征策（第四章七）によつて大にその規模を外面的に廣めたのであるが、『武教全書講録』物目錄『異賊防禦策』（弘化三年）『急務則一則』（嘉永六年）『急務策一則』（安政元年）等によつて、もつと内面的にこれを考察する必要がある。松陰は少年僅かに十七歳の時『異賊防禦策』を執筆して、その冒頭に『孫子』九地篇における「用兵之法。無恃其不來。恃吾有以待之。無恃其不攻。恃吾有所不可攻也。」を引用し、わが武備を嚴にして洋夷に侵寇の意思なかしめることを最上策とした。さうして彼れはその策を次のやうに列擧した。

方今遠西猖獗我有何所持而後恃之曰有四焉人才能辨器械能利操練有法戰守有術此四者國家之急務而一日不可缺者也。

人才の辨、器械の利、操練の法、戰守の術、それらが武備の四要素なのである。しかしながら松陰の謂ふ武備の本質は國體觀の上に置かれてゐたのである。そこでわれらは『急務則一則』と『急務策一則』とを見る。松陰は前書冒頭に「伊勢ノ山田ハ尾張ノ熱田ト共ニ神器ノ在ル所ニシテ、京師ニ次デ嚴ニ武備ヲ設クベキノ地ナリ。」と述べ、山田の神職をして武を講じ神器を守護せしむべしとの論を立てゝゐる。また彼れは後書において京師警衛の重要性を唱へ、これがために和泉・紀伊・淡路・若狹の四國をして海防を嚴にし、畿内諸國をして陸戰を演習せしめ、中國・四國・西國の諸藩をして兵を大阪に備へしむべきことを主張してゐる。

次に松陰は『急務策一則』冒頭において

草莽ノ愚夫窃ニ古今ヲ達觀シ、恭シク惟フニ、皇朝古ヨリ武ヲ以テ基ヲ建テ、四夷百蠻ヲシテ懾服馴擾セシムルコト、國體固ヨリ然リ。然ルニ中世以還武臣權ヲ偷ミ、皇道明ナラズ、國體建タズ、近時ニ至リ區々ノ海賊ノ爲メニ輕蔑・侮慢ヲ受クルコトは何事ゾヤ。

と高唱して、國體觀の立場から尙武建國の國是を闡明し、會澤正志齋の『新論』國體篇に共鳴してゐる。従つて松陰の翹望したものは武の復古である。しかしながら松陰の意味する武は、武臣兵權を私して皇道の明を蓋ふ武ではなく、皇道に則する真正の武即ち神武にほかならなかつた。かくして松陰はこの意味における武の復活のため

めに、朝幕武備の完整を要件とし、「夫上國ト江戸トノ武備完全セバ、四方ノ諸藩モ漸次ニ相尋デ備ヲ成シ、區々ノ海賊ヲ懲創スルニ於テ何ノ難キコトアラン。推テ是ヲ進メバ皇道ヲ明ニシ、國體ヲ建テ、皇朝ノ武古ニ復スルニ至ン。」と結んでゐる。佐久間象山がこの論を評して、「予能出之於口。而未能筆之於策。子則能筆之於策。而議論割切。足見敏妙之材。」と言つたのは、能く異體同心の師弟の情を表白したものといふべきである。

次に松陰の兵制・操練に関する見方を最もよく描出してゐるのは、『操習總論及筌蹄稿本』（嘉永二年）『合操』（同年）『操習筌蹄』（同年）『操習筌蹄總論』（同年）の諸書である。それらを通して先づ注意すべきものは、松陰考案の砲銃歩騎四兵隊の制である。四兵のうち銃兵は『西洋歩兵論』（計策觀に後出）にあるやうに足輕と農兵（松陰は防長二國の農民中百分の一を取つて農兵を組織する考を擧げてゐた）とをもつて組織され、歩兵（短兵隊）は刀槍弓戟を持する平士から編成される筈であつたので、銃兵即歩兵である西洋歩兵に對して、松陰の意味する日本歩兵は全然趣きを異にしたものである。歩兵の持つ武器のうち、日本傳統の弓が依然として使用される筈であつたばかりでなく、戟の復活が唱へられてゐたのは注意すべき事項である。

松陰の四兵隊編成の目的は西洋三兵隊を破るためであつた。これがために松陰は四兵を奇正兩方面から運用することを考へてゐた。即ち銃兵は正兵の役割を、歩兵（短兵隊）・騎兵・砲兵は奇兵の役割を果すわけであつて、わが銃兵は西洋の歩兵（銃兵）に、わが騎兵・砲兵は西洋のそれに對抗し、わが歩兵は豫備として最後の決戦のために残されることになつてゐた。

操練に關して松陰は日本的操習の必要を唱へてゐる。松陰は彼我の人情・兵機・器械・制度の相違を考へ、彼れの風をそのまま模倣するの愚を避け、飽くまで我れの傳統を尊重し、甲越兵法の理の取るべきはこれを取るべしと主張した。次に松陰考案の四兵合操は見事なものである。合操三變中、その第一變は「砲隊一字形ニ列シ、騎歩隊ハ山陰に隱シ、銃隊ハ伸縮往來シテ用ニ供ス。」によつてその大綱を知るべく、第二變は、わが砲隊が拒ぎ兼ねた場合歩隊と協力して敵の前備を衝き、騎隊右から出て敵騎の横を踏破し、銃隊の一部は奇となつて敵の左翼を攻撃することであり、第三變は主として追撃の要領を説いたものである。四兵合操の最後の場面における接戰合操二箇條、即ち銃砲の掩護下に於ける歩兵（短兵隊）の接戰操練に關する記載なども大に光つてゐる。その他行軍・立營に關する計畫にしても、旗・徽・金・鼓・貝による各隊の進退止即ち制法に關する考案等にしても、見るべきものは甚だ多い。

次に一騎前學の一つとしての侍用武功の精髓たる武術を問題とする。松陰の武術論は嘉永元年（十九歲）の述作『明倫館再興意見書』（明倫館再興の前身松陰が藩侯に奉呈した上）と嘉永四年（二十二歲）の述作『文武稽古意見書』（藩侯への上書）（配方法印符にて差出候控といふのであるが内容によつてこれを上記のやうに改めることにした）とによく現はれてゐる。『明倫館再興意見書』においては、文武の稽古は國の盛衰に關する重要事項であること、さらに「武藝は武備の實」であることが述べられた後、劍鎗の大仕合（野仕合）を奨励すべきこと、射術・馬術は華法を廢して實武に復古すべきこと、就中射法に關しては所謂射禮の虚を避けて、射手は具足を着し甲冑等の堅物を貫く稽古をなすべきことが主張され、佐藤信淵に共通する實武主義が

唱へられてゐる。次に『文藝稽古意見書』においては、武藝師は先づ自ら武士道を練磨し、武士道をもつて諸士を導くべきこと、武藝は心膽を練るための道具であること、次に衆藝を學ぶべからざること、寡藝に偏すべからざること、二藝（長兵の一つ、短兵の一つ）の稽古終身の業たるべきことが説かれてゐる。以上のうちにわれらは一騎前兵法としての日本武術に傾倒した松陰、殊に武術を通しての武士道鍊磨と練心膽とに重點を置いた松陰から、自覺した日本流意識を汲み取ることが出来る。

四 松陰の智略觀

松陰は山鹿流武學三本中の第二要素たる智略をどう解釋してゐたか。山鹿素行は『武教全書』序段に「知略といふは外を知つてはかるなり、人に善惡の輕重あり、格に眞草輕重あり、是を知て其處にしたがひ用る也。」と記し、知略を所謂知外の略に宛てゐるが、松陰は同書惣目錄講義の條にこれを斥候・用間に關連せしめ、「斥候・用間等ハ専ら智略ヲ説ナリ」と述べ、また同條に斥候・用間に關して「其事ハ乃チ一士一卒ノ任ニシテ其用は乃チ主ノ方寸ニ存ス」と説いてゐる。然らば一士一卒の任たる斥候・用間、從つて智略の輕重いづれかの問題が當然起つて来る。

斥候・用間を一士一卒の任とするといふ意味はどうか。私は思ふ、斥候は卒の任であり、用間は士の任であるとしても、間の任たるや、世人から動もすれば間者として唾棄される底のものでなく、上智の人、武士道の達人

にして始めて遂行することの出来る大任であるといふことを。小幡景憲が徳川氏のために間者として大阪城に入り、敵情を審かに探知し、大阪城攻略の大計を立てたのは、この例に屬する。

智略は孫子の「知彼」即ち七計「主孰有道。將孰有能。天地孰得。法令孰行。兵衆孰強。士卒孰練。賞罰孰明。」の各個條について彼我の長短優劣を檢討することを目的とし、用間をもつてその主段とする。用間は七計と一體不可分であり、孫子は間の任務を飽くまで重要視し、「能以上智爲間者。必成大功。此兵之要。」と斷じてゐる。安政元年松陰二十五歳の時における下田踏海即ち海外渡航計畫は、自ら上智をもつて任じた松陰が大義武士道の立場から皇國のために神聖なる「間」の大任を遂行するといふ意識の下に企てられたのである。以上の消息は、下田踏海後萩の野山獄において執筆した『幽囚録』（安政五年）によつて知られる。本書は松陰の智略觀を窺ふべき絶好の資料である。

そこでわれらは「幽囚録」を通して松陰の智略觀を檢討する積りであるが、次に擧げる同書冒頭の文によつてまづ松陰の憂國赤誠の情を汲み取らうと思ふ。

國朝變蓋有三矣。古者有所不臣。不問海內外。東征西伐。鋤強梗而止。其勢極盛矣。其後蕃夷悍然來侵。而我發兵殲塞。雖非古也。亦盛矣。今則屈膝低首。任夷所爲。國之衰自古未有也。

即ち松陰は國朝の三變を説き、その第一を上古對外勢力の隆盛であつた時代、その第二を元寇驅逐によつて國威を發揚した時代、さうしてその第三を當今洋夷の前に頭を垂れてゐる屈辱の時代となし、攘夷の決斷なき幕府の

軟弱外交に包みきれぬ不満の色を見せてゐる。しかしながら松陰は國威の復興を確信してゐた。彼れは一治一亂・一盛一衰の避くべからざるものであることを肯定しながら、今や治盛復活すべき時機に際會してゐることを信じ、「況皇國君臨四方。天日之嗣永興。天壤無極者。安有一衰而不復盛哉。」と高唱し、然る後この大目的を實現するため自ら萬國の情勢を察觀することをもつて任とし、

方是時。察觀萬國之情態形勢。爲之規畫經緯。按圖弄算。空論高議者固不得與于此也。吾雖微賤。亦皇國之民也。深知理勢。所以然。義不忍顧惜身家。默然坐視。不思報皇恩也。然則吾之航海。豈得已也。

と論じ、その海外渡航計畫の必然性を力説した。

松陰の目的とした海外諸國とは、歐米諸國並びに濠斯多辣利・支那・朝鮮等であり、それらに關して傳聞または文書による貧弱な知識に頼るのは策の得たるものでなく、俊才を海外に送りその實情を視察せしめるのでなければ役に立たぬことを主張してゐる。この氣持が彼れをして下田踏海を敢行せしめた理由である。

松陰の海外渡航計畫は、單に皇國をして外國の凌辱を蒙らしめまいとした消極的目的のためではなく、もつと積極的な目的をもつてゐたのである。彼れは皇國守護の使命は懸つて攻勢國防策の上に存在することを確信してゐた。『幽囚錄』における次の記事は、松陰のさうした心境をわれらの前に展開してゐる。

日不升則月不盈。則虧國不隆。則替故善保國者。不徒無失其所有。又有增其所無。今急修武備。

經略具。礮略足。則宜開墾蝦夷。封建諸侯。乘間奪加。摸察加。陳都加。諭琉球。朝覲會同。比內諸侯。責朝鮮。納質奉貢。如古盛時。北割滿洲之地。南收臺灣。呂宋諸島。漸示進止之勢。然後愛民養士。慎守邊圍。則可謂善保國矣。不然坐于群夷爭聚之中。無能舉足搖手。而國不替者。其幾與。

即ち松陰は、國を保つ所以は、その有を失はぬといふ以上に、その無を増すにあることを考へてゐたのである。これがために彼れは皇國の國防上蝦夷を開墾し、加摸察加・陳都加を取り、琉球を諭し、朝鮮をして昔時の如く朝貢せしめ、滿洲の地を割き、臺灣・呂宋を收め、漸く進取の勢を示すべしと述べ、佐藤信淵の攻勢國防策に共通するところを見せてゐる。松陰の『武教全書講録』物目錄講義における所謂客主先後の義「早ク偷安ノ習ヲ止メ四夷出征ノ策ヲ定メズンバアルベカラズ」を併せ考へる必要がある。消極的な維持よりも積極的な發展が國防の主要素であることを主張した松陰の見識はさすがに光つてゐる。

以上の國防目的達成のために松陰は孫子の七計と用間とを回顧したのである。然る後松陰は邦人一般が餘りにも海外の事情に無智であることを浩歎し、

癸丑歲。合衆國遣彼理。魯西亞國遣博媯丁。至于我邦。時江都人或曰。近世海外有三傑。而彼理博媯丁居其二。嗚呼海外之事。茫然莫辨。適有來問者。錯愕畏縮。謂皆傑物。可慨哉。可悲哉。

と述べ、ペルリ、ブーチャチンを海外三傑の二とする江都人の愚を笑ひ、間の重要な任務は先づ海外知識の收得にあることを指摘した。

かくして松陰はわが上世聖皇の英圖雄略を智略の根原とし、これを師法と仰ぎ奉ること次の通りである。

謹案上世聖皇威懾殊方恩撫異類英圖雄略炳耀于萬世而其虛己納物採人長而補己短遷彼有而瞻我無曠懷偉度蓋亦後世之所宜師法也余向感激時事不顧身家欲奮爲非常功而天道所不容公法所不恕辱於繫縲困於岸獄不特生無益于國又將死有垢于身亦可悲耳但平生之志不磨不折每讀古史愈益慷慨於是摘錄其所謂炳耀可師法者欲使人知上世聖皇所爲如是固非如衰季苟且論也。

上世聖皇の御遺圖を師法とし、その御聖旨に副ひ奉るべく、下田踏海を斷行しながら、その失敗を天道の容れざるどころ、公法の恕さざるところに歸して、わが身を責めてゐる松陰の至誠と謙讓との溢れてゐるこの文面を、われらは涙なしに見ることができない。

今や幽囚の松陰を慰めるものは古史であつた。かくして彼れは『日本書記』を通して 孝靈天皇から 孝徳天皇に至る十五代の天皇と神功皇后との英圖雄略を『幽囚錄』中に謹述し、なほ大寶令にあらはれた對外關係資料を附記した。その後の述作『對策一道』(安政五年)に見る松陰の墨魯暗拂(米露英佛)の四國敵性陣への對策、就中對米策並びに皇道世界政策論は、また同時に松陰智略觀の深遠性を物語るものである。(拙著『皇道世界』政策論參照)

五 松陰の計策觀

山鹿素行は『武教全書』序段に武學三本の一つとしての計策を「計策といふは手だてをなして全く勝をいふなり。或は味方を入、或はかへり忠の者を作り、格によつて虚實をかんがへ、やすきに勝是也。」と定義してゐる。われらはこの定義を註釋する代りに素行の『兵法神武雄備集』における次の計策觀を熟視することにしよう。「内をとゝのへ(武略)外を知る(智略)といふとも、時にしたがひて設くる手段^{てだて}を知らざる時は、敵によつて轉化をなす事能はず、たとへば豫てはかり事をなし、備を設け内習をなすと雖ども、敵のやらずにより其場にのぞみて、おもひまうけたる事に相違することあるべし。如此事は間者を入れて敵の腹心をさぐり、敵の密事を悉く考へしらざれば用ひがたし。之を考へ知る事は計策にあらずして盡しがたし。此の故に第三に計策を擧て敵をはかるの術と爲し、味方を入れて敵をたぶらかし、返り忠の者を作りて敵のはかりごとを知り、戦はずして全く勝つ事をなす、是を計策の法と云ふなり。」以上によつてこれを觀れば、素行が智略と計策との間に限界を設けてゐた事實は明瞭に理解される。孫子の七計を中心としてゐた素行の智略觀は平素の事に屬し、その計策觀は應變の事に屬してゐたのである。素行の意味する計策は「時にしたがひて設くる手段」即ち「味方(間者)を入れて敵をたぶらかし、返り忠の者を作りて敵のはかりごとを知り、戦はずして全く勝つ事をなす。」の手段であつた。『武教全書』用間の部に五間(因間・内間・反間・死間・生間)と計策(味方を入る事、かへり忠の者を作る事)との二事が設けられてゐるが、前者が平素、後者が應變に屬するのは明瞭な事實である。斥候(物見)が應變中の應變に屬するのは勿論である。

次に素行の計策は孫子の「兵者詭道也」を参考とし、「虚實」をその一要素としてゐるが、『武教全書』序段）客戦以下十六戦並びに戦法別傳を意味してゐたやうには考へられない。

然るに松陰の計策観は素行のそれとは格段の相違を示してゐる。彼れが『武教全書講録』惣目錄講義において、「客戦以下（十六戦）ハ計策ナリ」と述べてゐるのがその證據である。ところが、松陰は別に「全部（武教全書）」ノ歸宿ハ序段ノ謀略（武略）・智略・計策、戦法ノ三戦云々」といひ、計策に屬する筈の戦法を計策から獨立せしめてゐる。その理由は「戦法ハ是レ十六戦ノ精義、乃全部ノ精義、序段ト對照シテ體用動靜並ニ其ノ深意ヲ悟ラバ、人主ノ道是ニ於テ大ニ備レリト云フベシ。」といふ松陰自身の言に徴して知られるやうに、松陰がこの戦法に素行以上の重點を懸けてゐたからである。（戦法とは『武教全書』における戦法別傳を意味し、三戦・五戦、戦法心得・奇正・虚實・心氣力・必勝ヲ離勝の六項目を内容としてゐる）

松陰の計策観（戦法観）を時勢に應ずるやうに具體化した著書として擧げらるべき主なるものは、『攀賊船説』（弘化四年）『戦法論疑』（嘉永元年）『水陸戦略』（嘉永二年）『海戦策』（嘉永六年）『孫子評註』（安政四年）『西洋歩兵論』（安政五年）等であらう。さうして松陰はこれらの書によつて和漢洋三戦法を日本戦法の基礎の上に綜合した。『孫子』を得意とし、『孫子評註』に會心の笑を漏らした松陰は、夙くも『戦法論疑』のなかに孫子奇正の妙法を説いてゐる。松陰が同書に「私謂。與賊（詳夷）戰之法。莫如（一術爲）正。一術爲奇。正者海岸置（煩軍）是也。奇者海上戰輕船是也。」と敍したのがそれである。松陰の奇正論は『水陸戦略』においてはさらに

大きく發展して、「海戦は奇なり用なり、陸戦は正なり體なり。」の見方となつてゐる。海陸兩戦法を奇正兩法に二大別した松陰の主張はまさに卓見でなければならぬ。

松陰は孫子の「以正合以奇勝」を巧みにその水陸連合戦法に應用してゐる。この場合水軍の奇が先決問題であつた。そこで松陰はこの問題を解決するために有らゆる術策を講じてゐる。彼れは林子平が『海國兵談』水戦篇に説いたやうな手詰の戦法を『攀賊船説』に主張し、『海戦策』においては輕舟蚊撃を唱へ、また子平と同じやうに長鳶口・長熊手・打鉤による夷船への登攀を力説してゐる。

奇兵としての水軍の使用は前述の通りであるが、然らば正兵としての陸軍の使用はどうか。松陰が『水陸戦略』において子平の惣海岸防備に反對して要處防備を主張したのは賢明である。陸の正兵戦は海岸砲臺から始まる。但しそれは勿論敵の船艦を攻撃するのを主要目的とする。續いて松陰は純陸戦に關して野戦・隘路戦の要領を明快に説いてゐる。野戦において各種砲隊の奇正兩用と短兵強調との場面は棄て難いものがある。しかしながら陸戦それ自身における松陰の奇正兩用が極致に達したものは『西洋歩兵論』である。

松陰は『西洋歩兵論』において西洋三兵就中西洋歩兵を説くこと次の通りである。

孫子曰、兵正ヲ以テ合シ奇ヲ以テ勝ツ。千古ノ合戰千變萬化ト雖モ、皆此一句ニ外ナルコト能ハズ。正ハ正々堂々ノ陣法ニテ、是節制鍊熟ノ兵ニ非レバ是ニ當ルコト能ハズ。奇ハ紛々紜々ノ戰勢ニテ、是精悍剛毅ノ兵ニ非レバ是ヲ任ズルニ足ラズ。西洋人歩兵ヲ以テ軍ノ骨子トナス、是孫子ノ所謂正ナリ。其他騎兵・砲兵

等ハ所謂奇ナリ。余因テ思フ、正ハ西洋歩兵ノ節制ヲトルニ如カズ、奇ハ本邦固有ノ短兵接戦ヲ用フルニ如カズ。

松陰は鈴木春山・高野長共譯の『兵學小識』と『三兵答古知幾』とによつて西洋三兵戰術の要領を理解してゐたが、その長を歩兵の正とし、これをわが短兵の奇に融合し、孫子の奇正妙用の原則によつてこれを活用しようと考えたのである。松陰の對西洋戰法は勿論奇正兩用にあつたのであり、奇をもつて勝つことを最後の目標としてゐたのであるが、礮銃歩騎四兵隊の組織並びに操練を基礎としてゐた。(武略觀參照) 西洋歩兵の節制の練熟を愛して、これをわが銃兵(正兵)に取り入れるために、その二要素としての足輕・農兵(武略觀參照)の訓練を絶對必要とした。従つて彼れはこれがために「兵貴精不貴衆」といふ古人の言を引用して精兵主義を鼓吹したほどである。

銃兵の正は勿論重要なのであるが、勝利は結局砲兵・騎兵・歩兵(短兵)の奇に俟たなければならぬ。松陰が四兵合操の重要性を説いたのは當然である。(武略觀參照) しかしながら松陰が最も信賴してゐたものは、刀槍弓戟を持つわが歩兵(短兵)であつて、この精兵中の精兵をもつて洋兵に致命傷を與へようと考へてゐたのである。戰法における松陰の日本流意識は、かうした點にも明瞭にあらはれてゐる。

第十九章 大島貞薰の武學觀

- 一 貞薰の略歴
- 二 貞薰の蘭兵書邦譯と家塾開設
- 三 貞薰の『臥榻兵話』と三兵知識
- 四 貞薰の日本的自覺

第十九章 大島貞薰の武學觀

大島貞薰とはいかなる人か。私はこの隠れた偉大なる日本流武學者の風采とその幕末維新當時における本邦武學への寄與とを紹介するために、貞薰自筆の系譜とその長子貞敏編纂の『大島氏系譜』と貞薰の墓銘(櫻井勉撰)とによつて、まづ貞薰の略歴を次のやうに拔萃することにした。

一 貞薰の略歴

○文化三年丙寅十月十一日但馬國養父郡大藪村に貞利の長男として生る○家代々小出氏に仕ふ○通稱は萬兵衛、初め諱は忠謙^(註一)、次いで貞謙と改め、後さらに貞薰^{まじか}と改めてこれを通稱とす、積水^(註二)または得天翁と號す○天保九年戊戌五月二十六日家督相續、知行高七十五石○連年の勤勞により嘉永元年加増、知行高百石となる○弓馬劍法を喜び武田・長沼二流の兵法を修む○嘉永年間下曾根甲斐守を師とし、高島秋帆^(註三)・佐久間象山^(註四)・勝海舟と往來して西洋兵學を講究す○嘉永末若しくは安政初年大藪村に家塾松風竹露軒舎を開き武學を教授す○安政三丙辰忠謙の名において『拔隊龍圖解』を翻譯刊行す○安政四年丁巳忠謙の名において『砲軍操法』を翻譯刊行す○文久二年積水陳人の名において『臥榻兵話』二卷を著述刊行す○和歌山・秋田・横須賀・小田原・宮津

・園部等の諸藩皆禮を厚くして教を乞ふ○明治元年戊辰功によりて加増、知行高百二十石を食むに至りしが、同年五月致仕す○同年五月西京の軍務官において兵學校教授仰付けらる○明治二年十一月八日大阪出張兵部省の命により兵學權允に任じ兵學寮附に補す○明治三年八月二十五日兵學允に任す○同年十月二十五日大阪において當分徴兵掛を命ぜらる○明治四年十一月九日兵學寮少教授に任す○明治五年正月二十六日兵學寮教授として東京着○同年二月三日東京において教導團掛を命ぜらる○同年三月十二日徴兵掛を命ぜられ、曾我祐準・宮本信順と共に山縣有朋に意見書を提出して兵制改革に資す○明治六年一月二十日兵學侍講御用掛仰付けられ、同年七月十日依願本官を免す○明治二十一年十月二十三日歿す、享年八十三。

〔註一〕系譜・墓碑銘のいづれにも貞薫の最初の諱は忠謙と記されてゐない。だが、『拔隊龍圖解』『砲軍操法』に「但馬大島忠謙」とあり、系譜・墓碑銘が以上二書を貞薫のものとしてゐる以上、貞薫が嘗つて忠謙を諱としてゐたのは確定的である。

〔註二〕積水の號は『臥榻兵話』の著者として知られ、系譜・墓碑銘が同書を貞薫の著述としてゐる以上、積水が貞薫の號であることは疑ない。積水の語は『孫子』から出てゐるので、貞薫の孫子傾倒の事實が裏書されてゐるわけである。

〔註三〕系譜における「佐久間象山と往來して西洋學を講究す」といふのは、嘉永四年佐久間象山に入門して云々と改められるのが適當である。象山の門人録嘉永四年の部に「小出内記様御家來 十月十日 大島萬兵衛」と記されてゐるからである。

二 貞薫の蘭兵書邦譯と家塾開設

貞薫の蘭兵書邦譯の業績として挙げられるものは、『拔隊龍圖解』（安政三年刊）『里尼圖解』『砲軍操法』（同四年刊）の三種である。さうして前者には「松風竹露邸舍藏版」、後者には「松風竹露邸舍藏梓」と記されてゐるが、それらは後に述べられる筈の貞薫の名著『臥榻兵話』における「松風竹露莊舍藏」と共に看過されてはならない文字である。私は松風竹露邸舍若しくは松風竹露莊舍を貞薫が郷里但馬國大藪村に開いた家塾と斷定する。この「家塾」といふ語は、『拔隊龍圖解』序のなかに見出され、次子大島貞恭の墓碑銘にある「君貞恭受業於家塾」の「家塾」に該當するものである。貞薫の家塾開設の年代は不明だが、嘉永四年佐久間象山に入門してから或る年月を経過した後、多分嘉永五六年の交であつたらうと想像される。嘉永六年四月十日象山が在郷の貞薫に送つた書簡（新著『蘭學圖解』送呈に關する書簡）の日附がこれを裏書してゐるからである。

〔註一〕大島貞恭（天保十三年—明治三十一年）は貞薫の次男、小字恭次郎、後貞恭を通稱とした。少時父の家塾において業を受け、後原田一道に就いて學ぶ。官職歴としては、明治元年京都所在軍務官において兵學校教授助役、同年蘭式調練書編輯、同二年三等教授、同年大阪兵學寮御用掛、同三年兵學少助教、同四年兵學中助教、同年兵學少教授、同八年陸軍士官學校教官、同年參謀局第四課勤務、同年參謀局課長心得、同西南役從軍、同年陸軍少佐、同年參謀局第四課長、同十一年參謀本部出仕、同年參謀本部編纂課長、同十二年參謀本部管東局員、同十五年陸軍歩兵中佐、同十六年參謀本部電信課長、同年陸軍大學校教授兼補、同十八年同校教授專補、同二十一年改正兵語字書審查委員幹事、同年陸軍大學校教官、同年陸軍歩兵大佐、同二十一年陸軍大學校兵學教官、同二十一年より二十二年に互り獨逸へ出張、同二十六年休職、同二十八年留守歩兵第二旅團長、同二十九年陸軍少將（貞恭自筆履歷書に據る）となる。譯書としては『拔隊龍圖解』（文久

三年)『拔隊龍圖解』(慶應三年)『大隊實地演習』(同年)『軍事小典』(明治元年)『陸軍日典』(同二年)『金湯中學』(同三年)、編述書としては『西洋戦法沿革誌』(同十二年)『帥兵術』(同二十五年)を擧げることができる。その他、貞恭が陸軍大學校においてメツケルと共に帥兵術の研究指導に資した功績は特筆されなければならぬ。

〔註二〕象山の書簡には四月十日とあるだけで、年號は記されてゐないが、『象山全集』の年譜嘉永四年の條に「十月十五日礮學圖編稿を脱し、翌年(嘉永五年)十二月刻成る」とある以上、その年號が嘉永六年であるのは疑のない事實である。

象山から貞薰への書簡(貞恭の嗣子)は、兩者の砲術交渉を研究するための貴重なる資料であるが、『象山全集』には載せられてゐないので、その全文を發表することにしよう。

別後御投書被下候處兎角多忙にて裁復稽緩愧入候仕合に御座候。寄思召御國産柳行季御送惠何より重褒の品にて千番辱奉多謝候。爾來彌御安健被成御興居候歎御近況承度候。然ば藏版礮學圖編漸成本筆書註、二月成本に相成候に付一部致送呈候。火術の爲には小補なくんばあらずと存候事に候。楮御投書にも被仰下候砲身砲架の圖、砲身は格別の事も無之候得ば、砲架に至りては甚六借きものにて、小々の鐵具迄も人の見候て分り候様上面前面側面の分圖に致し候時は、野戰砲架ばかりにても百數十圖に及び候。何分早速の事に致かね致延引候。乍去善圖を作り候て衆と共に輕便に従ひ申度、四分一眞形の圖を製し、此度の刻に従て葉申度合に御座候。尤も細々の所迄圖と致候ては餘りかさ高にも相成に付、別に譜編を作てこれに添候様致度候と相考候事に御座候。追々御承知も候が西洋にて大砲の制作大に改り、臺なども又格別に手輕き事有之候。ハンドモルチールにも五挺がらみのもの出來候。これをヘイフモンチヘハンドモルチールと稱し候。口徑これ包の十三冊よ

り少し小さくして十二冊に御座候。總て筒の目方に減じ候事に相成候。三ポンドカノンなどは四十メ餘にて出來候事に候。六ポンドカノン八十メ餘、十二ポンド百九十メ、いづれも聽を驚かし候事に御座候。是等圖も副刻の本には出し申すべくと存じ居候。小銃もドンドル打に致し、フーチとパトローンに眞鍮はりかねを以て結び付け候事に相成候。テムボは十一に御座候。近日試み候に至極便利に候。猶色々報聞申度事共候へども(虫喰)筆に不盡候。先は乍延引拜報旁々如此御座候以上。

四月十日

啓 拜

大島賢友之下

附白 此節本文認め候新製之形にて六ポンドの野戰砲を鑄立申候。來月中には卒業に相成可申候。七月下旬大森御場所拜借打方致し候。其節此砲試放之心得御座候。其以前御出都等には相成まじき歟、乍序此事得貴意候。

以上によつて象山がいかに貞薰を敬愛してゐたか、また貞薰がいかに西洋砲術に関心をもつてゐたかを理解することが出来るであらう。

さて家塾開設後の貞薰は、その豊富なる蘭學知識によつて前掲『拔隊龍圖解』『里尼圖解』『砲軍操法』の三書を抄譯したが、それらはいづれも塾生教育の教材となつたものである。さうして、以上の事實は、貞薰が『拔隊龍圖解』(安政三年刊)の序に「就下和蘭武校所刊行二千八百三十一年之書而抄錄焉。分爲三編。曰拔隊龍圖解。

曰里尼圖解。……先刻三拔隊龍圖解於家塾。以爲三操兵之標準。」と記してゐるのに徴して、容易に類推される。同書凡例には拔令(バタイロン・コンマンダント)、細令(ジヒシー・コンマンダント)、百令(ペロトン・コンマンダント)、設令(セキチン・コンマンダント)などの略號が規定され、本文圖解にはバタイロン(十二ペロトン編成)に關する「第一圖戰隊諸官之配列」から「第五十九圖掩擊縱隊開列之法」に至るまでの各種の配列・運動・變化等についての懇切なる説明が施されてゐる。さうしてそれらは西洋歩兵戰術理解のための貴重な教材となつたものに相違ない。

次に『砲軍操法』(安政四年刊)に至つては、さらに一段の興味をわれらに與へる。同書は一八三五—六年頃の蘭兵書を三卷に抄録したもので、その卷一には煩手操法、卷二には煩軍操法、卷三には砲臺操法が紹介され、『拔隊龍圖解』と共に貞薰の家塾における重要教材であつたらう。しかしながら、同書についてわれらが深甚の關心をもつのは、同書の冒頭を飾る貞薰自作の次の序文である。

歩兵ノ學漸ク世ニ行ル、砲軍講ゼザルベカラザルナリ。西人ノ言ニ曰、歩兵ハ王ノ如ク砲兵ハ后ノ如シト。歩兵ハ軍ノ基礎タリト雖モ砲兵ノ助ヲ得ザレバ進擊守禦其功ヲ全フスルコト能ハザルヲ云ナリ。或人曰、砲軍ノ物タル砲車アリ前車アリ廂車アリ、重大且附屬ノ多キ周旋或ハ便ナラザルニ似タリト。余西書ヲ按ズルニ、野戰砲車ノ權輿タルヤ久シ、數百年ノ間各國之ヲ用ヒ、其巧ヲ極メ其用ヲ逞シ、日ヲ逐ヒ年ヲ累テ其砲數ヲ増加シ、千八百十三年ニ至テ佛朗西ノ砲數二萬七千九百七十二門筆者註、この數餘りに多きに過ぐ各國之ニ次グ。苟モ便ナ

ラズンバ洋人之ヲ用ユル何ゾ其ノ如ク昌ナルニ至ンヤ、且佛朗西ノ小國ヲ以テ此砲數驚クベキニ非ズヤ。勃筆者註、ナポレオン・ボナパルトをさす氏ノ勢ヒヲ西域ニ震フ良ニ有以ナリ。此亂ヲ經テ千八百十六年砲軍ノ規律始テ定ル。余頃日同志輩ト野戰操練ノ事ヲ改ム。然モ西洋ノ事タル日新變革、而シテ其書未ダ舶來セザルモノニシテ八九、會、一書ヲ得ルモ重加農及ビ千八百二十七年式ノ忽砲使用ノ法、千八百三十五六年間ノ書ニシテ、輕砲種類ヲ使用スルノ書ニ非ズ。手ヲ束テ新書ヲ待ンカ、將タ舊式ニ因ンカ。余謂ク輕重便利ノ小異アルモ何ゾ運動規則ノ大差アルニ至ルノ理アラナヤ。先其舊ヲ脩シテ其新ヲ待ニ如ザルナリ。是ニ於テ其書中野戰歩砲ノ一部ヲ抄録シ編シテ砲軍操法ト云、之ヲ分テ三套トナス、曰煩手操法、曰煩軍操法、曰砲臺操法、以テ劇氏ニ附スルモ亦僅砲軍ノ一班ノミ。他日新書ヲ得以テ之ヲ擴弘シ以テ之ヲ歩軍ノ后タラシメバ豈一代ノ愉快ナラズヤ。

貞薰は歩兵を王とし砲兵を后とする近代西洋戰法の實相をよく理解し、ナポレオン戰勝の理由がその得意な砲兵の運用に存してゐた事實を看破してゐた。さうしてこの邊にわれらは西洋兵學殊に西洋砲術若しくは西洋砲兵戰術の奥を窺めつくさうとしつゝあつた貞薰の發展過程を見ることが出来る。

三 貞薰の『臥榻兵話』と三兵知識

貞薰は西洋の歩砲兩兵制並びに戰術の研究のみをもつて満足してゐたのではなかつた。步騎砲の三兵制並びに

三兵戰術の研究こそ、彼れが第二段に到達すべき目標であつた。貞薰墓碑銘にはこの邊の事情が次のやうに大らかに刻されてゐる。

嘉永中墨艦突入江戸灣。君有所太悟。委贄下曾根甲斐守。學泰西兵法。有暇則往來高島秋帆佐久間象山勝海舟諸氏之間。討論研究。著拔隊龍圖解砲軍操法布營略說諸書。一時宗之。君曰。國所講不過三兵法式。兵要豈止豈此乎。乃撰臥榻兵話二卷。衆始知兵法之外更有兵略矣。和歌山秋田橫須賀小田原宮津園部諸侯。皆厚禮請教。其他諸藩士人。就質疑義者。不下數百千人。

〔註一〕 嘉永六年米艦は浦賀渡來後江戸灣に突入し、神奈川沖の水深を測量した。次に貞薰は嘉永六年以來始めて先輩に就いて西洋兵法を學んだのではない。嘉永四年佐久間象山に入門した事實〔前出〕がその證左である。

〔註二〕 『布營略說』が果して貞薰によつて譯述されたかどうか、私はまだその實證を擱むことができない。内閣文庫に同名の書物を見ることが出来るけれども、それは明治五年陸軍兵學寮教授荒井宗道の譯述刊行したものである。

右の文中において問題になるのは、「著拔隊龍圖解云々諸書。一時宗之。君曰。國所請不過三兵法式。兵要豈止豈此乎。」である。貞薰が一時『拔隊龍圖解』や『砲軍操法』に満足しながら、後には大に不満を感じて『臥榻兵話』を著した事情は、これによつて簡略に説明されてゐるが、前二書が三兵關係書であるかのやうな語勢をもつてゐる點は修正されなければならぬ。なんとすれば、前二書の第一は歩兵關係書、第二は砲兵關係書であるに過ぎないからである。

貞薰が『臥榻兵話』（文久二年刊）を著した目的の重要な一つは、確かに西洋三兵研究のためであつた。同書八十枚中の六十枚が洋兵談（三兵談）に費されてゐる事實が、その雄辯なる證明者でなければならぬ。貞薰が何時頃三兵知識をもつたかは不明であるが、多分嘉永四年象山の門に入つた以後であらうと想像される。『臥榻兵話』自序にある左記の文は、以上の事を考察する唯一の資料である。

予曾テ江都ニ在テ洋兵ヲ學ブ。諸藩ノ士人一時都下ニ至テ演習スルモノ雲集霧族。礮銃ノ聲日ニ耳ニ充ツ。以爲ク洋兵ノ術日ナラズシテ天下ニ周カラント。關ヲ出北歸スルニ及ンデ寥寥トシテ聞コト無シ。且諸藩ニ在テ多クハ先入ヲ主トシ、洋兵ヲ講ズル者ハ實ニ僅僅、而シテ其舊染ト氷炭相容レズ。

貞薰の入門當時象山は西洋三兵の研究に熱中してゐた際であるから、右序文の「予曾テ江都ニ在テ洋兵ヲ學ブ」を「象山に就て三兵を學ぶ」と解するのは、決して曲解ではなからう。『臥榻兵話』本文における洋兵の意味が三兵であるのに徴しても、さういふ風に考へられるのが妥當である。

然らば貞薰は歸國後なぜ速かに三兵研究を發表しなかつたのであらうか。私はその事情を次のやうに想像する。序にあるやうな洋兵に無關心なる地方情勢を顧慮して、貞薰は先づ『拔隊龍圖解』によつて歩兵制と歩兵戰術とを、『里尼圖解』によつて歩兵橫隊戰術を、次に『砲軍操法』によつて砲兵戰術を教育するのを順序とし、最後に騎兵を加へた三兵の教育を目的として、『臥榻兵話』を發刊するに至つたのであらう。

貞薰の三兵知識は彼れの言ふやうに西洋兵書から撮摘したもので、その綱目は『臥榻兵話』洋兵談のうちに左

の如く擧げられてゐる。

洋兵談

- 三兵合シテ一陣ヲ作ル法
- 三兵ノ輕重竝ニ任務附銃砲射法
- 三兵併合「レーゲルコルフス」隊ノ圖竝ニ解
- 「レーゲルコルフス」中區分戰法
- 步兵陣法
- 防戰 攻戰 追戰 退軍 留戰
- 五「バタイロン」ヲ以テ製スル「ブリガーデ」陣法竝圖
- 九「バタイロン」ヲ以テ製スル攻撃陣法
- 騎兵陣法
- 四「レギメント」ヲ以テ製スル陣列圖竝ニ攻撃陣圖
- 九「レギメント」ヲ以テ製スル騎兵本初陣法ノ圖
- 八「レギメント」ヲ以テ製スル側面防禦ノ陣圖
- 騎兵騎砲ヲ合セテ製スル「コルフス」隊ノ圖竝ニ戰法

砲兵

彈藥積算 (砲兵戰法) 諸種射法

貞薰の三兵研究は詳細を極めてゐるが、その内容に關する縷述はこれを避けることにした。

四 貞薰の日本の自覺

貞薰の『臥榻兵話』著述の目的は、日本流武學を建設するためであつた。彼れは甲州・長沼兩流を祖述し、殊に長沼流に傾倒しながらも、その新時代から遠ざかつた、三兵認識をもたない舊式に不満を感じるに至つたのである。また彼れは先覺林子平・佐藤信淵の三兵認識の缺如或は不足を指摘して時代おくれとした。(第八章乙へ) 支那兵學に對しても同様の口吻を彼れは左記のやうに漏らしてゐる。

漢土ノ兵ト云ルハ握奇ヲ祖トシ、七書八陣歷代ノ書明朝諸家ノ著述種種アリト雖ドモ、孫子ノ右ニ出ルモノナシ。孫武子ハ兵ノ聖ナル者也。然ドモ十三篇中傳ル所ノモノハ皆略ニテ、隊伍ヲ組ミ訓練スルノ法ハ傳ハラズ。其吳國ニ在テ宮女ヲ操練セシヲ見レバ、練法モアリシナレド傳ラザリシナルベシ。握奇ハ經アリテ圖ナク、八陣ハ圖アリテ經ナシ。上古ノコトハ措テ論ゼズ、其見ベキモノハ南塘筆者註、歐陽文忠公ノ書ナルベシ。

『握奇』『八陣』に満足せず、『七書』中唯一つの『孫子』(序でに言つて置くが、貞薰の稱水といふは孫子の「如決三楫」を尊重し孫子を兵聖と仰ぎながら、その節制の缺如を見て、貞薰はこれに十全の満足を感じる事ができなかつた。彼れ

は節制に關する限りにおいては威繼光の『紀効新書』のみを意中に置いてゐた。

貞黨は兵制・戦法に關する限りにおいては世界の最新式を取り入れることを躊躇しなかつた。それが貞黨をして西洋三兵に傾倒せしめた理由である。しかしながら、彼れは飽くまでこれをわが從屬とするためであつて、本體としての日本の立場を忘れなかつた。『臥榻兵話』自序に「彼我ノ間更ニ一籌ヲ加ヘ實地ノ學皇國ノ用ヲナス何ノ日カ之ヲ期セン。」とあるやうに、貞黨の三兵研究の目的は皇國に貢獻するためであつた。また彼れは同書洋兵談の冒頭に「予ノ洋兵ヲ談ズル必シモ洋學ニ心醉スルニ非ズ」と敘し、續いて

予ハ皇國ノ民也、何ゾ我ヲ捨テ彼ヲ仰ガン。父母予ニ與ルニ一塊ノ大和魂ヲ以テス。居常以爲ク、國家緊急ノ事アラバ何ヲ以テ國恩ニ報ゼン。兵ハ國ノ大事知ラズンバアルベカラズ。寢食ヲ忘レ苦辛スルコト今ニ年アリ。辛丑ノ年ヨリ以來墨^{筆者註、}浦賀ニ來リ鄂^{筆者註、}長崎ニ至リ、其他英佛諸國連年頻ニ來テ條約ヲ請買易ヲ求メ、外邦ノコト既ニ咫尺ニ在レバ彼我ノ情豫メ比較セザルベカラズ。用兵ノ道論ゼザルベカラズ、勝敗ノ數算セザルベカラズ。

と述べてゐる。洋兵を談じながら洋兵に溺れることなく、父母から與へられた大和魂をもつて非常時局を突破し、國恩に報ひようと絶叫しつゝあつた貞黨の日本精神觀と、洋兵研究の目的は彼れを破る勝算を立てるにあつたことを唱道する貞黨の日本流武學意識とが、強く文中に躍動してゐる。貞黨の日本精神觀は『臥榻兵話』餘論の次の全文によつて更らに強調されてゐる。

日東人人固有スル處ノ一塊物アリ、之ヲ號ケテ大和魂ト云。是天地間ノ義精凝結シテ此塊物ヲ成セル也。此一物萬國ニ卓越シテ外國ニ在テ一ツモ有セザルノ一大寶物也、之ヲ以テ戰ニ臨マバ何ノ敵力挫カザラン、是勝算ノ一也。

貞黨は日東固有の一大寶物大和魂をもつて勝算の第一とし、續いて

彼ハ客我ハ主、勞逸同ジカラズ、是勝算ノ二也。地理ニ在テ彼ハ暗我ハ明、山林川澤神出鬼沒九天ノ上ニ動キ九地ノ下ニ隠ル、我ニ在テ爲ベシ、彼ニ於テ得ベカラズ、是勝算ノ三也。

と勝算の第二第三を擧げ、「此三者アリ戰ズシテ我勝算ヲ決ス」といふ結論を下しながら、「然モ此三者ノ如キハ人人口實トスル處何ゾ我言ヲ待ン。世人只此三者ノミヲ恃ンデ他ニ求ムルコトノ疎ナルガ故ニ、此三者果シテ勝算トナルヤ否ヤ予未ダ之ヲ知ラザル也。」と述べ、三勝算のみに信賴することの不安を指摘した後、

遍ク宇内ノ善ヲ集テ我日東ノ兵ニ習熟セシメバ眞ニ錦上ノ花ナルベシ。彼ヲ知テ我用ニ充テ更ニ一層ヲ上ルノ階梯ト爲ントス。何ゾ汚濁ヲ受ルト云ヤ。若外國ノ事ヲ學ンデ汚濁トセバ、漢籍佛書モ皆外國ノ書ニアラズヤ、獨リ我土ニ渡リ來ルノ前後アルノミ、皆其善ナルモノヲ集テ我土ニ裨益スルノミ。

と補ひ、第四の勝算を掲げた。第四の勝算とは、彼れを知つて我れの用に充てること、即ち西洋戦法の形而下の特長を取つて我れの用を補強することである。さきに述べた貞黨の西洋三兵攝取論がそれだ。貞黨は『臥榻兵話』總論のうちに

方今兵學者流ト唱ルモノ皆略ノミニシテ法トシ道ト立ルモノニ非ズ。法ハ人人因テ學ブベク、道ハ人人因テ行フベキモノニ非レバ能ハズ。然ルニ其基礎トスベキ法則ナケレバ、如何シテ學ビ得ベキコトノアルベキヤ。其法ト云ルハ、兵賦ヲ定メ、特長ヲ立テ、隊伍ヲ正シ、陣營ヲ下シ、兵器ヲ分配スル等ノコト也。其道ト云ルハ訓練戰鬪方略ナリ。此二者傳ルコトナシ。纔ニ傳レルコトノ在モ、列藩諸侯ノ家家ノ祕事トカ云ルモノニテ、其家ノ兵家者流ノ戰國ノ餘風ヲ唱ルノミ。

と敘し、兵を法と道との兩方面から考察して、兵賦を定め隊伍を正し陣營を下し兵器を分配することを法とし、訓練・戰鬪・方略を道とし、この兩者が守舊主義のわが兵家者流に缺如してゐることを慨歎しつつ、兩者に關しては西洋の新式を取るべきことを暗示してゐる。かくして總論におけるこの暗示は、餘論のなかで次のやうに具體化した。

勝敗ハ略ニ在リト雖モ、略ハ法ヨリ生ジ法ハ器械ヨリ生ズ。器械ハ勝敗ノ因テ起ル處ノ源也。器械改マレバ戰法モ隨テ變ズ、戰法變ズレバ將略モ隨テ變ズ。故ニ其器械ヲ製シ其用法ヲ審ニシ、而後始テ略ヲ論ズベキナレバ、彼國ノ新法予ニ於テ學バザルヲ得ズ。

貞薰は戰法の變化と器械との關係を論じ、總論における「西洋ノ事ヲ閱スルニ、其古ハ同ク本邦と同じくの意短兵獨鬪也、步戰變ジテ騎戰トナリ、火技ヲ發明シテ銃戰トナリ云々」と相應じた。彼れは最新西洋戰法と銃砲との關係に重點を置いたのである。さうして彼我兩戰法の比較となり、「我ノ長所ハ短兵獨鬪也、彼ノ得意ハ長兵齊戰也。

獨鬪ハ勇ヲ以テシ齊戰ハ法ヲ以テス。各長所アレバ之ヲ以テ勝敗ヲ判スルニハ至ラズ。」(總論)の記述に見るやうな、我れの短兵獨鬪と彼れの長兵齊戰との比較となつた。貞薰はわが戰國時代における短兵獨鬪の威力を認識してゐたが、同時に西洋の長兵齊戰の價値を閑却することがなかつた。そこで彼れは徒らにわが短兵獨鬪の傳統をのみ恃んで西洋の長兵齊戰を輕蔑しようとする守舊主義者を唾棄し、西洋のこの長所を大に取り入れて差支ないと思つてゐた。

しかしながら貞薰は決して西洋戰法の模倣をもつて満足してゐたのではない。彼れの長を採つて日本化し、彼れ以上の新戰法を作り、彼れを破るのが目的であつた。われらは貞薰の次の高論を味讀しようと思ふ。

今西洋ノ戰法ト云ルハ皆「ナポレオン」ノ新戰法ナリ。「ナポレオン」一時ニ傑出シテ歐羅巴諸國ヲ併吞スルノ勢ヒヲ成セリ。連年ノ戰ニ各國皆其新戰法ヲ習熟シ得テ終ニ「ナポレオン」ニ勝事ヲ得タリ。瓦辣那達ノ伊斯把泥亞ニ背キ、墨利幹ノ英吉利ニ背ク、皆其學ビタル國ノ法ヲ以テ其國ニ勝タル也。是即チ師ノ法ヲ以テ師ニ勝タルニ非ズヤ。」(總論)

ナポレオンの新戰法に習熟してナポレオンを破つたヨーロッパ諸國を目するに、師の法をもつて師に勝つたものとする貞薰の觀察は、まさに千古の卓見であり、西洋戰法を採用することを國辱と考へてゐた偏狹なる守舊主義者、若しくは彼れを採ることによつて彼れに勝つべからずとする頑冥者流に對して、それは青天の霹靂であり、一大警鐘であつたに相違ない。貞薰のこの大自覺は、察するに佐久間象山の出藍主義教育(第十七章一三)を效

果的に實現した好適例であらう。

以上によつてわれらは貞蕪の勝算四個條を概述した。これを一言にしていへば、貞蕪は皇國意識と大和魂とを根幹とし、わが固有の戦法を主本とし、西洋戦法を枝葉として取り入れ、これを日本化して彼れ以上のものとし、それらを渾成した博大なる日本流武學を建設することを企圖してゐたのである。

第二十章 西周の國防觀

- 一 津和野藩の空氣
- 二 西周の蝦夷開發論
- 三 明治史上における西周と岡倉天心
- 四 西力東漸と西周の攻勢國防策
- 五 西周の攻勢國防三策
- 六 西周の兵備強化論
- 七 西周の高度國防國家理念

第二十章 西周の國防觀

一 津和野藩の空氣

津和野藩は明治維新前における勤皇事蹟と廢藩置縣の率先とによつて人口に膾炙してゐるが、この小藩をしてかくも有名ならしめたものは、藩主龜井茲監とその周圍に活動した國學者岡熊臣・大國隆正・福羽美靜等との總力の結果である。龜井茲監は久留米藩主有馬頼永の弟であり、出でて龜井家を繼いだ人であるが、夙に勤皇の志篤く、兄頼永の教訓「大名の職分は天下の藩屏なれば、國政を修め武備を固うして將軍家の指揮を奉じ、皇室の守護たることを寸刻も忘るべからず。」を玉條としてゐた。この點水戸義公（光圀）の遺訓を奉戴した烈公（齊昭）または水戸學者の態度に比較されるであらう。

茲監の革新思想は強烈であつた。茲監が一個の意志をもつて家老多胡丹波を罷め、敢然藩政刷新の第一步を踏んだのは天保十三年、年齒僅かに十八歳の時である。茲監による藩政改革の重點は藩學の上に懸けられてゐた。嘉永二年茲監が斷然儒學・國學の地位を顛倒して國學を本位とし、神官岡熊臣（平田篤胤の門人）を拔擢して國學教師とし、熊臣をして撰せしめた學則冒頭の「道者天皇の天下を治め給ふ大道にして開闢以來地に墜ちず」に

よつて、藩學の根本精神が天皇政治の輔翼にあることを表白したのは一大英斷であつた。その後茲監は國學を本學と改稱し、嘉永四年篤胤の門人大國隆正(この時野之)を本學教師として、藩學の國粹化に精進せしめた。福羽美靜は隆正門下の逸材であつた。

茲監はまた武學熱心であつた。龜井家は世々甲越兩流を襲用して來たが、茲監は自ら山鹿流を學び、山鹿流武學師範豐田勝助をして藩費養老館武學教育の首座たらしめ、長沼流武學者椋木彌輔の意見を採用して、藩兵制改革に長沼流を加味し、さらに西洋兵術を攝取した。しかしながら、茲監の武學態度の特色は國學の基礎の上に立つてゐた點に存する。豐田勝助が山鹿流武學者であると同時に立派な國學者であつたのは注意を要する。従つて國學者岡熊臣・大國隆正が國學の立場における皇道武學觀乃至神武武學觀を抱懐したのは當然である。熊臣の『兵制新書』(第十四章)隆正の『文武虛實論』は以上の意味において不朽の名著である。

二 西周の蝦夷開發論

西周(文政十二年—明治三十年)は藩侯龜井茲監よりも四歳の年少であつた。彼れは年少にして養老館に入り、山口慎齋に就いて程朱の學を學び、弘化三年十八歳の時荻生徂徠の學に傾倒し、嘉永元年二十歳の時藩主の命により還俗して醫を止め、儒學を專修することとなつた。嘉永二年の藩學改革の際彼れは儒學を棄て、國學に専心するといふことはなかつた。嘉永六年ベリ―浦賀渡來の年、彼れは二十五歳にして藩侯の命により江戸に出で、

始めて和蘭の書を読み、翌安政元年脱藩、江戸において専ら和蘭語を研究し、同三年からは手塚律藏・中濱萬次郎に就いて英語をも兼修するに至つた。かくして彼れは安政元年以來和蘭兵書に注意を拂ひ、その砲術書を読むやうになつてゐたが、安政四年(二十九歳)春英語をもつて蕃書取調所教授手傳となり、同年十月一橋慶喜に上書して蝦夷開發を説いたが、同書六千四百四十八字に彼れの對魯苦しくは對英對米國防觀が見出されるのである。右上書における西周の所見は、攻勢國防觀の意識に燃えてゐたものであつて、後に述べる『兵賦論』におけるその前提をなし、文久二年十月舊藩主茲監が書を幕府に致して將軍の上洛を促し、勤皇の實を舉げしめようとした事實と共に特大書さるべきものである。

西周の蝦夷開發論の根本が國防觀の上に根ざしてゐたのは前述の通りだが、その論據は次のやうな周到な用意をもつて満たされてゐる。

畢竟洋夷等吾邦を致輕蔑候も、強ち大砲の利と船艦の大とを恃み候儀には無之、實は制度の便なると人材の贍なるとを恃居候事に御座候。然れば此儀だに彼等に打超候はゞ、自然彼等覬覦の念も消滅可致、又此儀御十分に無之では、縱令御武備御嚴重に相成、船艦の運轉御習熟相成、夷情探明相成候共、彼等の跋扈を致制服候様には相成申間敷哉に奉存候。

即ち大砲・船艦よりも制度・人材が國防の重要素であり、洋夷の大をなした所以である以上、我れにおいても先づこの點を考慮すべきであることが説かれてゐる。然る後西周は我れが洋夷に勝つべき二要素たる制度・人材缺

陷の理由として、太平の通病たる上下の弊習二つ、即ち上の身構高すぎること、下の惰弱にして徒らに名聞に馳することを擧げ、その結果としての第三の弊習苟且姑息に論及し、「苟も苟且姑息の弊存候限は、國體不可正外侮不可禦して不慮の弊端相踵いで生可申と奉存候。」と慨歎した。しかしながら西周は只徒らに長大息して袖手傍觀する無能力者ではなかつた。彼れは洋夷の警を邦人内省のための無二の好機會となし、幾分立ち遅れの形ではあるが、「譬へば一面の敗局も隅の一石より活路を開き、全捷を致候事有之候如くに御座候。」と記し、隅の一石から國防の活路を見出さうとした。さうしてそれが蝦夷開發の儀であつたのである。

蝦夷開發論は決して西周をもつてその嚆矢とするのでなく、既に幾多の先輩があつたのである。しかしながら、先輩の蝦夷を進出地としての國防觀が概ね對魯策に限られてゐたのに對して、西周のそれが更らに對米策と對英策とを加へてゐたのは注意を要する。

まづ彼れの對魯策について述べる。魯西亞は既に東薩加を略取し、千島を蠶食し、薩哈連に侵寇し、既に同島を五十度を劃して日本と分割するの意思を表明したが、安政二年（一八五五年）にはクリミア戦争も終了したから、新たに鋒先を轉じてわが蝦夷地に侵略の手を伸ばすに至るかも知れない、そこでこれに對する用意が肝心だといふのが彼れの意見である。が、それよりも目新しいのは次に掲げる彼れの對米（墨）策である。

元蝦夷地に着目候儀は、獨り魯西亞のみならず、洋夷は都て殖民地を得んと心掛居候へば、亞墨利加・英吉利等も矢張底意有哉も不可測候。先年墨の五港被開度様相願候も、桑港廣東間の航海中一として寄托の

地あらざる故と相見え候へば、若し我北邊に殖民地有之候はゞ、彼に取て大に便利に可有之譯に御座候。箱館の如きも彼の書中に論候を見受候に、年々捕鯨船近海迄參候上、桑港・上海間の通路たるに宜しき由申居、且箱館は第二の及布羅院ジブラルタルとも稱すべき良港之由申居候。是其内心不可測候。

西周が本書によつて米人が箱館を第二のジブラルタルに擬する意思をもつことを知り、米國をも國防上の假想敵と定めた着眼は大に稱揚されなければならぬ。

次に彼れは英吉利の侵略範圍に對して、

又英吉利は其他洲の領分大抵地球面に帶を環らし候如くにて、麻爾他・及布羅院・亞布利加西岸・喜望峰より、南に離れ候ては濠洲、東に倚り候ては印度・香港に據有候處有之、夫より日本を超候へば墨にも領分有之、唯々ときれ候は日本海上耳に御座候、是亦唾手待候時不測候。

と述べ、わが日本海のみ漏らされてゐる關係上、その方に侵略の手を伸ばすであらうことを豫想し、對英策上方警備が不可缺であることを力説したのである。

西周の蝦夷開發論には勿論經濟資源の問題も含まれてゐるが、魯・米・英三國に對する國防策が本體をなしてゐた。彼れの意見は三國に蝦夷占據の餘裕を與へず我れの手でこれを開發しようといふのであり、かくしてこれを「北門の鎖鑰本邦第一の要阨」とし、進んで薩哈連經路を實行してわが北方政策を強行しようといふのであつた。この大目的達成のために御三卿の一人たる一橋慶喜を最適任者と考へ、「爲三國家御自身蝦夷地開發之儀

被_レ遊_二御引受_一候段、以_二御誠心_一明に天下へ被_レ仰出_二被_レ徵_二丁役_一候て可_レ然哉に奉_レ存候。」「彼地だに開發相成御武備相立居候はゞ、乍恐御公儀一方の御安慮と相成、且は宸襟をも被_レ爲_レ安候一端に相成可_レ申候哉、隨て御自身様御勳功も吾邦末代之龜鑒、晝閣垂帛不_レ管儀と奉_レ存候。」と力説して、慶喜に大任引受を勧めたのである。西周の蝦夷開發論は結局具體化されるには至らなかつたが、その薩哈連進出論と併せて、當時上下一般に浸潤してゐた苟且姑息の病魔を一掃しようとした攻勢國防觀は、相當高く評價されなければならぬ。

三 明治史上における西周と岡倉天心

西周の明治史上における足跡は甚だ大きい。私はこの天才を明治史上に考へる時、これと比較さるべき唯一人者として岡倉天心(文久元年—大正二年)を擧げることができる。天心の三部作『東洋の覺醒』『東洋の理想』『日本の覺醒』は、西洋以上の亞細亞の價値を我等に説くにゐる。天心が我等に誨へた教訓は、亞細亞の思想と藝術とに我等の靈感の源泉が眞に存在するといふことであつた。彼れは西洋白禍に備へるために亞細亞の結束を必要とし、「亞細亞は一つなり」が東洋人の理想でなければならぬことを力説した。かくして彼れは日露戦争の酣であつた明治三十七年夙くも東洋の盟主たるべき日本を自覺し、『日本の覺醒』を執筆した。

天心の『日本の覺醒』(岩波文庫本においては『日本』(本の目録め)となつてゐる)における歴卷はわが國體に關する左記力説の場面でなければならぬ。天下を知らし召してゐたのは御門であつた。この神聖な考は肇國のその時から相傳の思想である。…御門

は政務をみそなはさなくなつても常に天下を知らしめしてゐるのである。御門は神權によつて御座すのではなくて、天人の生せる惟神の道によつて御座すのである。萬古に聳ゆる靜けき秀麗の我が富士の嶺の如く、永遠に八洲の岸を洗ふ大海原の如く、御門はとこしなへに坐すのである。(岩波文庫本『日本』(本の目録め)に據る)

天心の透徹した國體觀は王政復古の見方の上に次のやうにあらはれてゐる。彼れは徳川慶喜の大政奉還の根本理由を慶喜が父齊昭から與へられた道(「主君は上御一人なり」と)を守り御門に對する忠節を第一と心得た結果に歸してゐる。この事は澁澤榮一回顯談にある徳川慶喜・伊藤博文問答における慶喜の答にも見出されるが、いづれにしても王政復古を討幕の結果と見る以上に國體的考察において解釋した天心の明にわれらは驚嘆するものである。次に天心の國體觀は徵兵制度の禮讚の上にあらはれてある。

我國の徵兵制度は國民の勤王の精神を強大にする上にこれにまさる有力な要素はないことが分つて來た。實際これによつて平民は武士に變つたのである。徵兵制度は封建制度の起る遠い以前から行はれてゐたもので、その慣例が千八百七十年獨逸及び佛蘭西の方式で單に復活したに過ぎないのである。…我國の徵募兵が死を輕んずることは、或る西洋の作者の想像するやうに、未來の酬いの希望に基いてゐるのではない。…：命令一下我が兵士を死地に乗り込ませしめるものはこれ唯義務の觀念である。すべての事の背後に忠君愛國の念が存するのである。

哲學者であると同時に藝術家であつた天心の直觀と靈感とを通して見られた國體觀は正しく鵠を得てゐる。

然らば哲學者であり兵制改革者であり國防論者であつた西周はどうか。哲學者としての彼れは、西洋哲學の紹介者、「哲學」といふ術語その他多くの哲學用語の決定者として有名であり、軍事に關しては沼津兵學校頭取になつたこと、山縣有朋を輔けて徵兵令の作成に異常の貢獻をしたこと、「軍人訓戒」「讀法」並びに「軍人勅諭」の草案に努力し、またその著述『兵家德行』と竝んで、軍人精神の涵餘に貢獻したこと、その他『兵語字書』を編纂したこと、各種の勳功を遺してゐる。しかしながら、こゝでは彼れの不朽の名著『兵賦論』を通してその卓絶した攻勢國防觀を檢討しようと思ふ。

四 西力東漸と西周の攻勢國防策

西周の『兵賦論』三萬二千字は、明治十一年九月から一ヶ年半に亘つて執筆、『内外兵事新聞』に掲載されたもので、全篇十三篇から成つてゐるが、兵賦論本論とはならず、僅かに第一篇で兵賦の本質と種類とを概説しただけに止まり、その大部分は前論だけにをはつてゐる。しかしながら、わが兵賦の問題は、徵兵制の効果が丁度西南事變で試験済みになつた直後であるから、それ自身検討されることは固より有意義であるが、西周が却つてそれ以外の戰爭觀就中攻勢國防觀を力説した點に特殊な興味が見出される。

本書第二篇から第五篇に至る間は、カントの「永遠の平和」に對する戰爭哲學的考察を根幹としてゐる。西周はカントの永遠の平和を時間的に「無疆治休」と名づけ、これを空間的な「四海共和」と結合して、「四海共和

無疆治休」といふ新術語をつくり、この状態に到達するのが天翁（造物主）の攝理であることを説いた。全地球の統一・合一・混一・混同が天翁の希望であると信じた西周は、「竟ニ地球上ニ政府ノ下ニ立テ四海共和無疆治休ノ域ニ至ルベキコト疑ナシ。」と豫言し、天翁はそれがための方略として戰爭を興へたと記してゐる。天翁の指示した世界統一原理は、英雄政治家即ちアレクサンドル、ケーザル、ナポレオン、マホメット、成吉思汗、帖木兒等によつて、相當程度若しくは或る程度の可能性が示されてゐる。

然るにこれに反してわが日本においては、この統一原理は 天照大神の御神勅を奉戴した 神武天皇の八紘一宇の理想によつて神聖化されたのであつて、西周はその實證を「本邦ニテ神武東征ノ前ハ、其史ニモ言フ如ク、村落ニ酋長アリテ相統屬スルナシ、然ルニ神武（神武天皇）ノ神武（天瓊子によつて發微され、大道の本質をなす武）ニ因テ遂ニ統一ニ歸シタルガ如シ。」と謹記し、神武天皇による皇道宣布の基礎段階を描出した。

天翁は赤道以北を南北にわかち、その北方に體力と強力と勇氣とを、南方に心力と智力とを賦與した。『中庸』に引用された孔子の言「死シテ厭ハザルハ北方ノ強ナリ、強者是ニ居ル。寛柔ニシテ以テ教ヘ無道ニ報ヒザルハ南方ノ強ナリ、君子是ニ居ル。」も南北について體力の強と心力の強とを區別したものであつた。しかしながら、以上の區別は必ずしも不動の固定性をもつものでなく、結局南北智勇合和の融通性をもつものであつた。この問題を考へる前に、まづわれらをして赤道以北の北半球を北緯四十五度の線をもつて兩分せしめよ。その線はわが樺太の南端を中心として北方文化圏と南方文化圏とを劃する。さうして南方文化圏にはわが日本を始めとし

て、支那・印度、サラセン、トルコ、エジプト、ギリシャ、マケドニア、ローマ、イスパニヤ、アメリカ等の過去現在諸強國が包含され、北方文化圏にはイギリス、フランス、オランダ、舊ドイツ、新ドイツ、スウェーデン、ロシア（ソヴィエト）等の過去現在諸強國が網羅される。南方文化圏は所謂世界の六大原始文化圏中ナイル河文化圏、チギリス・エウフラテス河文化圏、インヅス・ガンヂス兩河文化圏、黄河文化圏、アステック文化圏のほか、日本文化圏、ギリシャ文化圏、ローマ文化圏を、北方文化圏はイギリス、フランス、ドイツ、ロシア等の文化圏を形成した。かくして南北抗争或は東西確執の結果、南は北の強を兼ね、北は南の智を併せるやうになり、例へば西周をして「英獨等ノ北歐諸國ハ北強ニシテ南智ヲ兼ネタルモノ也」と言はしめるに至つた。ペートル大帝以來のロシアにしても同様である。

ところが、世界史は所謂海陸發見以來主として東西即ち横の動きをするやうになり、所謂西力東漸の大足跡を印し、イスパニヤ、ホルトガル、オランダ、フランス、イギリス、ドイツの植民的世界争覇が顯著となつたが、結局イギリスはその優勝者となり、アフリカの中部、印度・オーストリア、太平洋諸島、カナダを収め、鴉片戦争以來支那に領土租界を獲得したばかりでなく、幾多の利権を食ふやうになつた。ロシアの中央亞細亞・西伯利亞の併呑とアメリカのアラスカ、ハワイ、フィリッピン等の併合における帝國主義的發展はこれに準ずるものであらう。西周が『兵賦論』を書いた時代に、アメリカはまだハワイやフィリッピンを入手することなく、モンロー主義の帝國主義的發展の場面を見せてはゐなかつたが、彼れは安政四年一橋慶喜への上書に「先年墨（アメ

リカ）の五港（箱館・下田以下五港）被開度様相願候も、桑港・廣東間の航海中一として寄托の地あらざる故と相見え候へば云々」と明記してゐたのであるから、多分アメリカの帝國主義發展の豫想をもつてゐたのであらう。

西力東漸の終局目標即ち英・魯・米三國世界政策の窮極は、東亞細亞圏であつたのであるが、わが日本もその圏内に包含されてゐたのである。さうして西周はこの西力を開化の颶風線と戦亂の颶風線との兩力と解釋し、後者が何時かは日本を襲撃するであらうことを豫言した。かうした豫言の後に西周の國防論が『兵賦論』の第六・第七・第八・第九の四篇を占め、その基調をなすに至つたのは、蓋し當然の歸結であると考へられる。さうして、われらは彼れの國防觀が消極的な防勢に墮することなく、潑刺たる攻勢國防觀に透徹した點に限りない敬意を表するものである。

西周は攻勢國防觀を説く前に先づ國是の問題を決定した。彼れは「一國ノ國是ハ其國内部ヲ通ジテ其都合ニ因テ立ツノ國是ニ非ズシテ、此地球ヲ舉リテ其都合ニ因テ立ツノ國是ナリ。」と論じて、一國の國是は世界を考慮に置いての國是でなければならぬことを明示した後、國是を二種に區別し、その一を「内ヲ治メテ外ヲ守ルノ國是」その二を「内ヲ強ウシテ外ヲ侵スノ國是」とし、二者いづれが本邦に適すべきかを考究した。西周は前者を琉球國是と呼んで純防勢を意味せしめ、後者を鄂羅斯國是と稱して純攻勢を意味せしめたが、結局この兩國是を排除し、第三の中間國是を取り、そこに兵法の通理と攻略上の常則との介在、即ち今日謂ふところの政戰兩略の渾一を見出さうとしてゐたのである。この前提の下に西周は

夫レ守ル者ハ能ク攻ムルノ勢アリテ始メテ能ク守リ、攻ル者ハ能ク守ルノ道立チテ始メテ能ク攻ムベシトハ、是孫吳ニ論明スルノ兵理ニシテ、皆能ク人ノ知ル所ナレバ、別ニ論ズルニ及バズ云々。

と大書して、堂々その攻勢國防觀を發表したのである。この見方は佐藤信淵の「攻ムルハ守リノ主トスル所也」を通して見られる攻勢國防觀とまさしく符節をあはせたものである。

五 西周の攻勢國防三策

西周は前述のやうに攻勢國防觀に對して強い信念を保持してゐたのである。しかしながら彼れは、さうしたわが國是を外國に對して謀々すべきでなく、若し外人から貴國の國是如何と問はれたなら、「我國是ハ我土地人民ノ權利ヲ保護シテ他邦ノ侮辱ヲ受ケザルニ在リ。」といふ保守的な答をなすべきであるかと考へてゐた。しかしながら、西周の本心は單なる保守といふ消極性に止まつてゐたのでなく、機變に應じて進取の態度に出る積極性をもつたものである。持つものの全部を保つためにはそれ以上の所有を考へなければならぬ、然らずんば當然失ふ結果となる。この原理を西周は國防觀の上に應用して、「唯疆土ヲ堅固ニ守ルノ上ニ在ラズシテ、我疆土ヲ堅固ニ守ルガ上ニ機變ニ應ズルノ虞ナキヲ得ズ。」と説いてゐる。「機變ニ應ズル」といふのは攻勢國防を意味する。さうして彼れは英魯兩國の對支策に對するわが國防策の上にこの意味深い機變の理を應用しようとしてゐた。

かくして愛親覺羅氏（清朝）の衰頹とその結果は西周に取つての緊密なる注意事項となつて來た。それは隣瀋

氣の事件でなく、わが國防上由々しき大事であると西周は考へたからである。愛親覺羅氏の衰頹は、明が元に代り、清が明に代つたやうな、簡單な易姓革命の傳統を追ふのではなく、「若し覺羅氏ヲシテ其政ヲ失ハシメバ、中原鹿ヲ逐フ者ハ其レ誰レゾヤ。而シテ其鹿果シテ誰ガ手ニ落ツベキ。是彼鷲ノ旗ヲ掲ル者カ十字旗ヲ掲ル者カノ二者ニ外カナラザルベシ。」と斷じ、清朝失政の後中原に鹿を逐ひこれを捕へるものは、鷲の旗を持つるロシアか或は十字旗（ユニオン・ジャックの旗）を立てるイギリスか、二者いづれかといふやうな恐るべき事態を惹起するであらうことを假定した後、西周は靜かに次の對策を提出した。

此時ニ當リ我手ヲ拱シ隣家ノ火ヲ觀ンカ、夫レ隣家火アリ、我ハ唯我家ヲ防守シ、其火ヲシテ延燒セシメザレバ固ヨリ足レリ。然リト雖モ代テ其邸地ヲ賈ヒ、此ニ住スル者巨萬ノ富ヲ有シ、且智力ニ勝レタラバ、其邸地ノ廣キニ乘ジ、其草木ノ繁茂ニ乘ジ、高堂大厦以テ我ニ臨ミ、其奴僕ヲ恩愛シ、其佃戶ヲ撫養シ、富ヲ起シ、力ヲ強ウシ、以テ我ニ臨メバ、我小ナル者愈小國視セラレ、將ニ其侮慢ヲ受ケントス。然ルヲ猶忽然トシテ能ク我疆土ヲ守テ畏ル、コトナカラシヤ。是富商ニシテ能ク機變ニ投ジテ美利ヲ射ル者ナランヤ。

西周の攻勢國防觀は以上の叙述において靜かな口火を切つた後、遂に大に動き爆發して次の長策となつた。

我長策ハ能ク唇齒ノ辨ヲ審カニシテ覺羅氏ヲ助クルニ在リ。覺羅氏ニシテ覆ルアラバ、我鷓蚌ノ利ヲ制シ、我亞細亞東方ヲ合一ニシ、白種人ヲシテ流涎ノ情ヲ斷ゼシムルニ在リ。縱ヒ然ルヲ得ザルモ波蘭獨リ鄂羅斯ノ有タルヲ得ザルナリ。嗚呼鹿ヲ中原ニ逐フ將ニ何レノ日ニ在リト爲ン歟。

この長策は西周における攻勢國防觀の最高潮であり、以上の簡単な叙述のなかに彼れの三策が明瞭に發見される。即ちその第一は佐藤信淵が『存華挫狄論』において英夷を挫くために日支提携を主張したと同趣向であり、その第二は我國進んで東亞を合一しようとする最も積極的な大策であり、その第三は波蘭分割においてロシアが獨占を許されなかつたやうに、支那を英魯の獨占到委することを許さない、即ち少なくとも我れとしては機會均等を主張するといつたやうな策である。

西周は明治元年を基點として五十年小變、百年大變の豫言を遺したが、彼れが『兵賦論』を執筆した年代から八十八年内に大變が東亞に起ることを豫想し、その對策を次のやうに述べてゐる。

今ヨリ八十八年内ニハ亦必ズ東邦論ノ破壞我國ニモ必ズ波及シテ、其時コソ獨立ノ權ヲ失テ管轄ヲ受クルカ、國境ヲ擴メテ人ヲ管轄スルコトヲ得ルカ、此二者一ニ歸ス。其中立シテ獨立ヲモ失ハザレバ^(ルハ)必ズ他ヲ管轄スルノ勢有テ始メテ能クスベキコトナリト思ハル。然ラバ早クモ晩クモ何時カ一度ハ斯ル厄運ニ遭フベキ人民ナレバ、之ヲ免カル、ノ計策ヲ今日ニ立テザルベカラズ。其今日ニ立ツルノ計策ハ兵備ヲ一年ニ厚クスルニ在リ。

八十八年後の東亞の大變、わが獨立を侵されるか或はわが國境を擴めるか、所謂喰ふか喰はれるかの大鬭争の起る場合においては、わが獨立を確實に維持するためには他を管轄するの勢を持たなければならぬと高調した西周の所説には、例によつて攻勢國防觀の積極性が充溢してゐる。さうしてその攻勢國防觀の根幹として兵備強化の

必要が力説されてゐたことを注意しなければならぬ。

六 西周の兵備強化論

『兵賦論』第十・第十一・第十二の三篇は攻勢國防の根幹としての兵備強化論をもつて満たされてゐる。蓋しそれは至當な見方であらう。西周は國家獨立權保持のために兵備強化の必要を力説し、一國の獨立權を贖がす寇賊として、(1)地境を浸奪するの外寇 (2)人民の管轄を毀亂して己が所屬とするの外寇 (3)他國の政事に參與して之れをして自在ならしむるの外寇——の三つを挙げ、それらの外寇を防ぐために兵備の強化が絶對必要であることに論及し、更らに「其國獨立シテ政府アリト云ヘバ、言下ニ兵權アリト云フコトニシテ、獨立國政府ノ主腦タル事業ハ兵備ニアラズシテ將ニ焉クニカ在ラントスルヤ。」「獨立國アレバ必ズ兵備アラザルヲ得ズ、苟モ兵備アレバ兵備ノ實アラザルヲ得ズ、兵備ノ實ヲシテ有ラシムルハ即チ兵ヲ厚クスルナリ。」と記してこれを強化し、最後に「兵備ナキ國ハ國其國ニ非ザルナリト謂フモ不可ナカルベシ。」と點青を施してゐる。

然るに西洋功利主義の旺盛だつた明治十年代には兵備強化に反對する者が少なくなかつた。それらの反對論者の意見を豫想して、西周は「反對論者ハ猶言ハントス、國ノ兵備ノ全ク缺ク可ラザルハ固ヨリナリ。然レドモ國ノ政府ヲ建ルハ其事業一ニシテ足ラズ、中ニ就テ民生ヲ厚ウスルハ其第一等ニ居ル。……何ゾ獨リ許多ノ國帑ヲ糜費シテ此平素無用ナル人員ヲ養ヒ、以テ民生ノ富源ヲ障害センヤ。」と記し、この論を駁することに全力をつく

してゐる。また西周は反對論者の富國強兵本末論、「富國ハ本ナリ之ヲ先ニ爲スベシ。強兵ハ末ナリ之ヲ後ニ爲スベシ。」といふ謬論を徹底的に打倒した。蓋し以上反對論者の意見は、目前の小利に囚はれてゐたのであり、永遠の大計としての兵備の用を所謂無用の大用と認識するの明を缺いてゐたのであるから、これを論駁した西周の所説は勿論正鵠を得たものである。

かくして西周は「内治ヲ勉ムルト外侮ヲ防グトハ本來一時ニ兩立セズンバ有ル可ラザルノ事ニシテ、此間ニ會テ措置前後ノ論アル可ラズ、況ヤ偏重偏輕ノ論アルヲ得ンヤ。」と特筆して、今日謂ふところの高度國防國家の理想を暗示した後、兵賦の一般性即ち徵兵制若しくは臣民皆兵制の必然性を説くこと次の通りである。

故ニ今日ニ當リ、吾人ノ命運ハ右手ニ耒耜ヲ把レバ左手ニ銃砲ヲ把リ、右手ニ銃砲ヲ把レバ左手ニ斧斤ヲ把リ、左手ニ秤量ヲ把レバ右手ニ亦銃砲ヲ把ラザルヲ得ザル形勢ノ下ニ在リ。農トナリエトナリ商賈トナルモ、一方ニ於テハ武人タラザルヲ得ズ。分業ノ法ニ依テ各其職業ヲ異ニスト雖モ、一人身上ニ就テ之ヲ論ズレバ、左臂以テ寇賊ヲ防ギ、右臂以テ其生業ヲ營ムベキノ秋ニ當レリ。之ヲ何如ゾ兵賦ノ一般ナラザルヲ得ンヤ。

明治維新の盛業たる所以は、皇政復古、もつと適切にいへば、天皇親政の本義に復歸した點にあると同時に、天皇親率と臣民皆兵とを本質とする兵制の本義を復活した點にあることを認識する時、日本人のすべては徵兵制の施行を心から喜ばなければならぬ筈である。然るにこの明瞭な事實を理解し得ないで愚にもつかぬ血稅事件を

起したものがあつたのは遺憾である。それよりもつと罰せらるべきものは、英佛の自由主義乃至功利主義に惑溺して國粹主義を全然失つてしまつた變態思想とその影響とである。西周はこの惡風を「國風ノ變性」と名づけて大に慨歎してゐる。彼れの謂ふところの國風の變性とは、「世風漓薄上下學テ目前ノ小利ニ趨テ此眞個ノ利ヲ忘ル、」利己主義や「故ニ所謂小利ナル者ハ利ノ部分ニ非ズシテ、之方爲ニ大利ヲ忘レ、大利ヲ獲ザラシムレバ、即チ利ノ反對ニシテ害タルノミ。而シテ今世風ノ扇ク所衆人舉テ其害ヲ貴ビ、害ヲ重ンジ、害ヲ争ヒ、害ニ趨リ、害ニ就ク。是豈識者ノ尤モ慨スベキ所ナラザルヲ得ンヤ」に説明されてゐるやうに、利を求めて害を得る利己主義に墮することをいつたものである。呪ふべきものは功利主義である。學問の目的は道德にあるよりも榮達にあることを平然として唱へるものがあつた時代であつたから、さうした風潮を起したのも理由のあることである。従つて兵賦の一般性を呪ひ、武備を目して虚費となすものを見たのは、或る意味においては當然であつたといはなければならぬ。

然るに西周は敢然として以上國風の變性即ち利己主義的惡風潮に鐵槌を降した。それはファイヒテが『ドイツ國民に告ぐ』(Reden an die deutsche Nation)によつてドイツ國民にナポレオンに敗れた根本理由はその利己心にあつたことを教へたと異曲同巧である。そこで西周はファイヒテがドイツ人の本性に訴へたと同じやうに日本精神の本然の姿を喚起することによつて恐るべき利己心を征服しようと考えた。彼れは利己主義者による國風變性の弊を「神武紀元以來我日本男兒ノ義ヲ重ンジ死ヲ輕ンズル風ヲ腐敗セシムル者ハ此見解ニ非ザルナシ。」と痛評